

議員ト爲リタル後  
前項ノ縁故ヲ生シ  
タル場合ニ於テハ  
年少者其ノ職ヲ失  
フ  
市長市參事又ハ助  
役ト父子兄弟タル  
縁故アル者ハ市會  
議員ノ職ニ在レコ  
トヲ得ス

り、任職中と同様の弊を生ずるからである。

第三項は市の諸事業、例へば土木建築等を請負ふとか、市の需要品の買込みを請負ふとかを業とする者、及び其支配人、又は主として市の請負を爲すことを目的とする法人の無限責任社員、重役及び支配人も亦皆其の市に於ては被選舉權を有せぬ事を規定されてある。此等の者は市と多くの利害の關係を異にし、市の爲に忠實に盡すことが出来ぬものであるから除外されたのである。

法人は理論から云へば此等社員、又は重役支配人と別個の人格を有するものであるから其事業も人と離れて別個であると云へるけれども、其實右の如き大責任ある者は恰も自分の事業と同様の關係にあるから、之を除外したのは當然である。

第四項は父子又は兄弟の縁故ある者が同時に市會議員となれば親密の情にからまれ各自の意見も充分に主張し難く議事の公平を缺く場合も出来易いから、同時に議員の職に就かせることは許されぬ。若し同時に選舉せられたときは同級の内であれば、其得る投票の數を調べ、高點者一人を當選者とし、同點であるとき、又は等級又は選舉區を異にして選舉されたときは、年長者を當選者とする。而して選舉の時

が異なれば、後に選舉された者を落第させ、此者には議員となることを許さぬこととされてある。

第五項は已に議員に選舉された後に父子又は兄弟の縁故を生じたならば年少者をして其職を失はしめることとされてある。これ人情は基くのである。

第六項は市長市參事員又は助役と父子兄弟の縁故のある者も、亦議員となれることは出来ぬ。蓋し知る關係があれば相方共に遠慮なく公平の處置を爲すことが出来難いからである。

〔無限責任社員〕 無限責任社員とは一定の限界がなく、自分の財産の有らんとり自己の社員となつて居る會社の爲に差出す責任のある者を云ふ。

〔重役〕 重役とは會社の取締役・監査役等會社の首腦となり會社を運轉する者を云ふ。

第十九條 本條第一項は市會議員は總て名譽職であることを定められたのである。名譽職とは一定の俸給を受けぬと云ふ意に過ぎぬ、但し旅費、其他の實費又は手當等を受けるのは名譽職たるを害せぬ。蓋し自治團體なるものは名譽職を以て其

第十九條 市會議  
員ハ名譽職トス  
議員ノ任期ハ四年  
トシ總選舉ノ第一  
日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ毎級各別ニ市長抽籤シテ之ヲ定ム選舉區アル場合ニ於テハ第十六條ノ市條例中ニ其ノ解任ヲ要スル者ノ選舉區及等級ヲ規定シ市長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ但シ解任ヲ要スル選舉區及等級ニ同員アルトキハ其ノ同員ヲ以テ之ニ充ツヘシ

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス選舉區又ハ其ノ配當議員數ノ變更アリタル場合ニ於テ

事務を處理させるべきものであるから、市の中心たる議員が名譽職であることは勿論である。

第二項議員の任期は四年とし、總選舉のあつた第一日(即ち翌日)から起算することと定められてある。舊法では、任期を六年とし、三年毎に半數宛改選のこととし半數だけは残る様になつてあつたが、實際選舉を行へば議員は必ずしも新しき人のみが當選することは全くなく、再選される者が随分多いのであるから、前事務の關係等も明かとなり、何等不都合が無いから、本法に於ては半數改選等の前例の手續を避け全部改選のことに改めたのである。

第三項は議員の定數を減じ、爲に一旦選任された者を解任せねばならぬ事情を生じたときは、一級二級三級各別に市長が抽籤して、何人を解任させるかを定めるのであるが、若し此場合に選舉區が別であれば、第十六條の市條例中に其解任を要する者の選舉區及び等級を規定し、即ち何區の何級議員何名を解任する旨を掲げ市長が抽籤して之を定める。若し解任を要する選舉區、及び其等級に缺員があれば其缺員は解任者を以て補缺すべきであるとしてある。

之ニ關シ必要ナル事項ハ第十六條ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ

第二十條 市會議員中同員ヲ生シ其ノ同員議員定數ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ又ハ府縣知事市長若ハ市會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補選選舉ヲ行フヘシ補選議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在

第四項は人口の増加等の理由に因り、議員の定數を増さねばならぬことになつた爲に新たに選舉された者があれば、其者は總選舉に依り選ばれた議員の任期の満つる日まで在任されることとされた。例へば新議員は他の議員が選ばれてから二年目に選任されたとすれば、他の議員の殘任期は二年であるから、新議員を二年だけ在職させ其後は他議員と同様全部改選されるのである。

第五項は選舉區の變更又は其各區に配當された議員數の變更の場合には、種々注意すべき必要事項を生ずるのであるが此等は第十六條の市條例中に總て規定すべきものとされてある。

第二十條 本條は補選議員を選舉する場合の規定である。第一項は市會議員中に病氣・死亡・其他の原因からして同員を生じ、其同員の數が終に議員の定數の三分の一以上になつた場合、又は府縣知事・市長、若しくは市會で補選せしめねば、市の事務を行ふに不便であると認める場合に補選選舉を行ふべきことを定めたのである。蓋し議員に一人でも缺員を生ずれば、市の機關に缺陷が出来たのであるから、直に補選選舉を行ふのは議員の定數を定めた精神に合するのであるが、死亡・退職等の種々





七用ウ選挙區アル  
 場合ニ於テハ各選  
 得ニ登録セラルヘ  
 簿ニ記載セラルヘ  
 キ確定裁決書又ハ  
 判決書ヲ所持シ選  
 舉ノ當日選挙會場  
 ニ到ル者ハ此ノ限  
 リニ在ラス  
 前項但書ノ選挙人  
 ハ等級ノ標準タル  
 直接市税又ハ直接  
 國稅ニ依リ其ノ者  
 ノ納税額ニシテ名簿  
 ニ登録セラルタル  
 一級選挙人中ノ最  
 少額ヨリ多キトキ  
 ハ一級ニ於テ二級  
 選挙人中ノ最少額  
 ヨリ多キトキハ二  
 級ニ於テ其ノ他ノ  
 級ニ於テ選挙チ  
 行フヘシ  
 確定名簿ニ登録セ  
 ラレタル者選挙權  
 ヲ有セサルトキハ  
 選挙ニ參與スルコ  
 トヲ得ス但シ名簿  
 ニ在ラス  
 第三項乃至第六項  
 ノ場合ニ於テ決定  
 若ハ裁決確定シ又  
 ハ判決アリタルニ  
 依リ名簿無効ト爲

ることとされてある。  
 第十一項は確定名簿の尤も大效力を定めたので、即ち如何に實際は資格があるも  
 荷も確定名簿に記載せられぬ者は選挙に與かることが出来ぬとされたのである。但  
 し人名簿に記載せられる筈の者であつて、載せられなかつた爲に異議を申立て、之に  
 對して確定した裁決書か又は判決書を得、之を以て選挙の當日選挙場に行けば選挙  
 は出来ることとされてある。  
 第十二項は右の但書、即ち裁決書等を以て選挙場に行く選挙人は、若し其納税の  
 額が名簿に記載せられてある一般選挙人中の最少額より多ければ一級選挙人に入れら  
 れ、二級選挙人に對して同様の關係があれば二級の中に組み入れられ、其他の場合  
 には三級となるのである。  
 第十三項は確定名簿は選挙人の資格を定めたものである。けれども之に登録され  
 た者が、悉く選挙に參與することの出来るものではない、確定後禁治産者となる者  
 もあれば、破産する者もある。此の如き者は事實上選挙權がないのであるから選挙  
 に參與せしめぬのである。但し名簿は特に修正せずともよいこととされてある。

リタルトキハ更ニ  
 名簿ヲ調製スヘシ  
 其ノ名簿ノ調製及  
 異議ノ修正ニ關ス  
 ル期日ノ決定ニ關  
 同ハ府縣知事ノ定  
 間ハ所ニ依リ名簿  
 ノ喪失シタルトキ  
 亦同シ  
 選挙人名簿調製後  
 變更スルコトアル  
 モ其ノ名簿ヲ用キ  
 縦覧・修正・確定及  
 異議ノ修正ニ關ス  
 間ハ前項ノ期日ニ  
 依リ之ヲ算定ス

第二十二條 市長  
 ハ選挙日前少ク  
 トモ七日間選挙會  
 場、投票ノ日時及  
 各級ヨリ選挙スヘ  
 キ議員數ヲ告示ス  
 ヘシ選挙區アル場

第十四項は前第三項乃至第六項の事情からして確定名簿の無効となつた場合及び  
 名簿が火災其他の原因から喪失した場合の規定である。此時は更に名簿を作り直は  
 さねばならぬこととされてある。但し其調製・縦覧・誤の修正確定及び異議の決定を  
 爲す期日、期限及び期間は總て府縣知事の定める所に従はねばならぬ。  
 第十五項は選挙人名簿の調製と選挙期日との期間は前に述べた通り一定して居る  
 のである。而して名簿の縦覧・修正・確定、及び異議の決定に關する期日、期限及び  
 期間は名簿調製の日を基本とするものであるから、名簿調製後に天災其他の事情か  
 らして選挙期日を変更するも、右の事實には影響すべきものでないから、本項に於  
 ては、選挙期日の變更あるに拘らず、前選挙期日を基とすべきことを定めたのであ  
 る。

第二十二條 本條は選挙に關する告示、及び選挙の期日、場所のことを規定した  
 のである。即ち第一項に於ては市長は何處を選挙場とすべきか、何時を投票の日時  
 とすべきか、又各級より何名宛の議員を選出すべきかを定め、選挙日前少くも七  
 日間之を關係人に告示すべきことを定め、尙ほ選挙區が設けられてある場合には各



キ又ハ選舉分會ヲ  
設ケタルトキハ各  
別ニ選舉立會人ヲ  
選立シテ立會人ト  
職トス

第二十四條 選舉  
人ニ非サル者ハ選  
舉會場ニ入ルコト  
ヲ得ス但シ選舉會  
場ノ事務ニ從事ス  
ル者、選舉會場ヲ  
監視スル職權ヲ有  
スル者又ハ警察官  
吏ハ此ノ限ニ在リ  
ス  
選舉會場ニ於テ演  
說討論ヲ爲シ若ハ  
喧擾ニ涉リ又ハ投  
票ニ關シ協議若ハ  
勸誘ヲ爲シ其ノ他  
選舉會場ノ秩序ヲ  
紊ス者アルトキハ  
選舉長又ハ分會長  
ハ之ヲ制止シ命ニ  
從ハサルトキハ之  
ヲ選舉會場外ニ退

出セシムヘシ  
前項ノ規定ニ依リ  
退出セシメラレタ  
ル者ハ最後ニ至リ  
投票ヲ爲スコトヲ  
得但シ選舉長又ハ  
分會長會場ノ秩序  
ヲ紊スノ虞ナシト  
認ムル場合ニ於テ  
投票ヲ爲サシムル  
ヲ妨ケス  
第二十五條 選舉  
ハ無記名投票ヲ以  
テ之ヲ行フ  
投票ハ一人一票ニ  
限ル  
選舉人ハ選舉ノ當  
日投票時間内ニ自  
ラ選舉會場ニ到リ  
選舉人名簿又ハ其  
ノ抄本ノ對照ヲ經  
テ投票ヲ爲スヘ  
シ  
投票時間内ニ選舉  
會場ニ入りタル選  
舉人ハ其ノ時間ヲ  
過クルモ投票ヲ爲  
スコトヲ得

當の者を選び、選舉立會人として選舉に立會せ不都合のない様に注意せしめねばならぬこととされてある。但し數個の選舉區を置かれたとき、又は選舉分會を設けられたときは、其選舉會毎に各別に選舉立會人を設けねばならぬことは勿論である。

第二十四條 本條は選舉長又は分會長の職權を規定したもので、第一項に於ては選舉人でない者は選舉會場に入ることを許されぬ旨を定めてある。之れ選舉の神聖を保ち、併せて他人の出入する爲に生ずる弊害を防いだのである。但し選舉會場の事務に従事する者又は會場の監督者、若しくは警察官吏等は選舉を完全に行ふ爲に必要な者であるから、自由に會場に入り得るのは言を俟たぬ。

第二項は選舉場に於て演說討論又は協議勸誘を爲し、若しくは喧擾に涉り其他會場の秩序を亂す者があれば選舉長又は分會長は之を制止し、若し従はねば會場外に退出させることを得せしめて居る。蓋し選舉は市の意思を作るべき重要な議員を定めるものであるから、極めて神聖にせねばならぬ、故に騷擾して會場の秩序を亂すの許すべからざることは勿論である。而して選舉は各人が自己の考へに於て適任と認める者を選ぶべきで、他人の意思に従ひ、他人の説に服し、他人に雷同す

すべきでないから、會場に於ては演說討論協議等、選舉人の意思を動かすの行爲は總て禁ぜられてあるのは當然である。

第三項は一旦退出させた者でも最後に至り若しくは最早會場の秩序を亂す心配がないと認められた時には投票をすることが出来るのである。蓋し場外退去は秩序維持の爲め選舉權を失はせる目的ではないからである。

第二十五條 本條は選舉の手續を定めたので、即ち第一項に於ては選舉は無記名の投票を以て行ふことを定めて居る。

無記名投票とは、選舉人の名を記さず單に被選舉人の名のみを記す投票である。若し選舉人の名を記せば記名式の投票と云ふのであるが、かくすれば誰某は誰某を選んがとか、甲は乙に投票したとかのことが一切知れるから、情實にからまれ、又は權勢或は恩故に壓せられ、自己の信する者に投票をすることの出來難くなる弊があるから、本法では誰が何人を選んだか更に判らぬ無記名式を採用したのである。第二項は投票は一人一票と定められたのである。之を單記制と云ふ。即ち選ぶべき議員の定數は幾人あつても選舉人は只一人だけ投票用紙に記載するの制である。

選挙人へ選挙會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ但シ確定名簿ニ登録セラレタル毎級選挙人ノ數其ノ選挙スヘキ議員數ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ連名投票ノ法ヲ用ウヘシ

自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

投票用紙ハ市長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ

選挙區アル場合ニ於テ選挙人名簿ノ調製後選挙人ノ所屬ニ異動ヲ生スルコトアルモ其ノ選挙人ハ前所屬ノ選挙區ニ於テ投票ヲ

此制度に對し、各選挙人は定數全體を記載することの出来る制度がある、之を連記制と云ふ。連記制は投票の無効・有効を速に判断し難い缺點があるから、本法は單記式に従つたのである。

第三項は投票の方法を規定したのである。即ち選挙人は選挙を行ふ當日は定められた投票時間内に自から選挙會場に入り選挙人名簿又は其抄本と對照をされ、其資格あることを確められた上で投票を爲すべきものとし、代人を許さぬこととされてある。

第四項は投票時間内に選挙會場に入りさへすれば、投票時間後に至つて投票をしても差支のないことを定めてある、入場して居る者に投票させぬは殘酷であるのみならず、多くは場内にて相當の要件で時を費すのであるから、本項は至當の規定である。

第五項は選挙人は選挙會場で投票用紙に自筆で、被選挙人一人の氏名を記載し之を備へ附けてある函の中に投入すべきことを規定されてある、但し選挙人の數が選挙すべき議員の數の三倍に達せぬときは、連名投票即ち一人で議員の定數全體を

爲スヘシ

選挙分會ニ於テ爲シタル投票分會長少クトモ一人ノ選挙立會人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ本會ニ送致スヘシ

記載して投函する所謂連名投票の法に従ふこととされてある。蓋し選挙人の數が選挙すべき議員の數に比して割合に少いときは單記式に依れば一回では定數の議員を得られぬことがあるやうである。例へば議員の定數二人である場合に選挙人が五人あつて各自が偶然にも一人の方にのみ投票した様な場合である。

第六項は自分で被選挙人の氏名を書くことの出来ぬ者は投票をすることが出来ぬ旨を定めたのである。蓋し氏名は必ずしも漢字でなくとも假字でも良いのであるから假字すら書けぬ様な者には強て投票權を與へる必要は無いとされたのである。

第七項は投票用紙は市長の定めた一定の式を踐んだものを用ゆることを定められたのである。斯くすれば取扱に便宜であるからだ。

第八項は選挙區のある場合に選挙人名簿を作つた後、選挙人が住所を移し、所屬の區を異にする様になつても、其選挙人は前所屬の選挙區で投票すべきものとされてある。蓋し選挙は人名簿に基いてするからである。

第九項は選挙分會でした投票に關する規定である。即ち分會の投票は分會長が一人以上の選挙立會人と共に投票函の儘之を護つて本會に送らなければならぬこと



第二十六條 増員  
選挙及補選選挙  
同時ニ行フ場合ニ  
於テハ一ノ選挙チ  
以テ合併シテ之チ  
行フ

第二十七條 第十  
四條第二項又ハ第  
三項ノ規定ニ依リ  
選挙權チ有スル者  
ハ代人チ出シテ選  
挙チ行フコトヲ得  
但シ年齢二十五  
以上ノ男子ニ非サ  
ル者禁治産者及準  
禁治産者ハ必ス代  
人チ以テスヘシ  
代人ハ帝國臣民ニ  
シテ年齢二十五  
以上ノ男子ニ限  
ル

とされてある。分會は本會と合して市の選挙を完成するものであるから、開函は本會とするのは其當を得たものである。

第二十六條 本條は増員、補缺兩選挙を同時に行ふ場合には一の選挙を以て合併して之を行ふこととされたのである。蓋しこれ選挙の費用を節し、事務の繁雜を避くるの目的に出でたのである。

第二十七條 本條は代人を差出して選挙を行ふ場合の規定で、第一項は第十四條第二項第三項の規定に依り、選挙權を有するものだけは代人を出して選挙を行ふことを許したのである。のみならず尙ほ右の選挙權者中滿二十五年以上の男子でない者(即ち二十五年以下の男子及び婦人)禁治産者、及び準禁治産者は必ず代人に依つて選挙を行はねばならぬこととされてある。蓋し代人の許したのは選挙人を便を計つたのであり、又必ず代人を以てせねばならぬとしたのは、無能力者に對するからである。

第二項は代人の資格を定めたのである。即ち年齢二十五年以上の帝國臣民たる男子に限られて居る。代理は重大の任務であるから完全の能力を有する者にのみ之を

許したのである。

第三項列記の者は何れも完全の權利を行ふことの出来ぬものであるから、人の代理をすることを許されぬのは當然であり、代理は本人が爲すべきを代つてするのであるから一人に付き一代理人を選ぶのが正則である。故に一人で數人の代理をする等の變則は許されぬのも亦當然である。

第四項は代人たる者は本人の委任狀其他代理の權限のあることを證明する書面を選挙長又は分會長に示さねばならぬ。左もなくば眞に其權限があるか、僞つて居るか、明かでないからである。

第二十八條 本條は投票の無効となる場合を列記したのである。

- 一、成規の用紙を用ひぬもの。之れは第二十五條に反するからである。
- 二、現に市會議員在職中の者の氏名を記載したもの。既に議員となつて居れば更に再び新議員となることは出来ぬ。何故なれば一人で二人の資格を兼ねること出来ぬからである。
- 三、一投票中以上の被選挙人の氏名を記載したもの。連記は特に此場合を規定し、

第二項ノ規定ニ依  
ル公民權停止中ノ  
者及第十一條第二  
項ノ公民權停止ノ  
條件又ハ同條第三  
項ノ場合ニ當ル者  
ハ代人タルコトヲ  
得ス又一人ニシテ  
數人ノ代理ヲ爲ス  
コトヲ得ス  
代人ハ委任狀其ノ  
他代理ヲ證スル書  
面ヲ選挙長又ハ分  
會長ニ示スヘシ  
第二十八條 左ノ  
投票ハ之ヲ無効ト  
ス  
一、成規ノ用紙ヲ  
用キサルモノ  
二、現ニ市會議員  
ノ職ニ在ル者ノ  
氏名ヲ記載シタ  
ルモノ  
三、一投票中二人  
以上ノ被選挙人  
ノ氏名ヲ記載シ  
タルモノ

四、被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ  
 五、被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
 六、被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
 連名投票ノ法ヲ用キタル場合ニ於テハ前項第一號及第六號ニ該當スルモノ並其ノ記載ノ人員選舉スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ前項第二號第四號及第五號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミチ無効トス

其他は總て單記式に従ふのである。  
 四、被選人は何人であるかを確認し難きもの。かゝる投票は無いと同様であるから無効たることは無論である。  
 五、被選挙権の無い者の氏名を記載したもの。議員資格の無い者を記載したものであるが前同様無効である。  
 六、被選挙人の氏名の外、他事を記入したもの。斯くの如きものは簡單明了を尊ぶ投票の趣旨に合せぬのみならず、記載の事項に依つては種々の疑ひを生ずる虞あるから之を無効としたのである。但し爵位・職業・身分・住所又は敬稱の類を記入したのは事に害なきのみならず、同名者が幾人もある如き場合には必要缺くべからざることになる。  
 「敬稱」敬稱とは「殿」とか「様」とか「閣下」とかの類の詞である。  
 第二項は連名投票の場合に關するもので、即ち此場合には前述第一號・第六號に當るもの及び記載の人数が選舉すべき定數より多いもの、何某丈けを除くべきか定めかねるから、全部無効とするのである。第二・第四・第五の各號に當る

第二十九條 投票ノ拒否及效力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スヘシ  
 選舉分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ分會長之ヲ決スヘシ

ものは其の部分丈けを無効とするのである。  
 第二十九條 本條第一項は投票の拒否及び效力は通常選舉立會人が定めるものであるが、若し立會人に於て可とするものと、否とするものと同數で決定が著かぬときは、選舉長が之を決すべきものであるとされてあり、第二項は選舉分會の投票拒否は其分會の選舉立會人が之を定め、可否同數であれば分會長之を定むることとされてある。  
 投票の拒否とは選舉資格を有してない者若くは之を失つた者、又は代人に依る場合に代理の資格を證明することの出來ぬ者等に對し、投票させることを拒絶すること云ひ、投票の效力とは前條の要件を備へて有効であるか將た之を備へず無効のものであるか等のことを云ふ。  
 第二項の選舉分會人に對して立會人は單に投票の拒否を決定することを規定したのみであるのは、抑も分會なるものは本會の延長であつて、投票のみを行ふ場所に過ぎぬから、投票の拒否を決すれば足りるので、其效力は本會に於て定められるからである。

第三十條 市會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ各級ニ於テ選舉スヘキ議員數ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル各級ノ人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り年輪同シキトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

第三十一條 選舉

第三十條 本條は市會議員の當選者を定める方法を規定したので、第一項は即ち有效なる投票の最多數を得た者が當選者とすることを定めたので、例へば三人の議員を選ぶとすれば、投票數の多數の方から三人を取るものである。但し各級に於て選舉すべき議員數を以て選舉人名簿に登録されて居る各級の選舉人の總數を除して得た數の七分の一以上の投票を得ねば當選とはされぬ。例へば各級三人の議員を選ぶとし、選舉人の總數を六千三百人とすれば、九で此六千三百を除して得た數七百人の七分の一、即ち當選者となるには少くも四百以上はなくてはならぬとされてあるのだ。蓋し嚴格に云へば選舉人全體の意思の合する者を當選者とするのが最も正しいのであるが、斯かることは殆んどあり得ぬから右の如き七分の一以上の多數で可なることとされたのである。

第二項は投票の數が同じ者の間では經驗ありと認められる年長者を取り、同年者の間では最も公平の法である抽籤の法に依つて、選舉長が當選者を定めることとされたのである。

第三十一條

本條は選舉の際の記録を調製することに關する規定で、第一項は選舉長、又は分會長は選舉録を作り之れに選舉又は投票(分會)に關する 頭末を記載し、選舉又は投票の終了後之を朗讀して關係者に聽かせ、誤りなしと認められた上で、選舉立會人一名以上と共に之に署名すべきものとされてある。蓋し選舉録は選舉人名簿其他の關係書類と共に選舉並に投票の有効無効を定める際、即ち訴願訴訟等の重要な證據書類となるものであるから、鄭重にする必要があるのである。

長又ハ分會長ハ選舉録ヲ調製シテ選舉長又ハ投票ノ終了後之ヲ朗讀シ選舉立會人ニ署名スヘシ

各選舉區ノ選舉長ハ選舉録(第六條ノ市ニ於テハ其ノ體本)ニ添ヘ當選者ノ住所氏名ヲ市長ニ報告スヘシ

選舉分會長ハ投票函ト同時ニ選舉録ヲ本會ニ送致スヘシ

選舉録ハ投票選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ選舉及當選ノ效力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ

第三十二條 當選者ハ市長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ告知セシムヘシ

當選者當選ヲ辭セ

第三十二條 本條は當選の告知及び其辭退に關する規定で、即ち選舉が終り當選者が定まれば、市長は直に當選者に當選のことを知らせ、若し其者が病氣其他正當の理由の下に辭職を申出でんとせば五日内に市長に之を届けねばならぬ。又被選人は各級、各選舉區に共通であるから一人で數級、又は數區から選ばれることがある。此場合には何れの當選に應すべきかを市長に申出でねばならぬが、其申出をせねば

ムトスルトキハ常  
選ノ告知ヲ受ケタ  
ル日ヨリ五日以  
内ニテ市長ニ申立  
ツヘシ  
一人ニシテ數級又  
ハ數選舉區ニ於テ  
當選シタルトキハ  
最終ニ當選ノ告知  
ヲ受ケタル日ヨリ  
五日以内ニ何レノ  
當選ニ應スヘキカ  
ヲ市長ニ申立ツヘ  
シ其ノ期間内ニ之  
ヲ市長抽籤シテ之  
ヲ定ム  
第十八條 第二項  
ニ掲ケサル官吏ニ  
レテ當選シタル者  
ハ所屬長官ノ許可  
ヲ受ケルニ非サレ  
ハ之ニ應スルコト  
ヲ得ス  
前項ノ官吏ハ當選  
ノ告知ヲ受ケタル  
日ヨリ二十日以内  
ニ之ニ應スヘキ旨  
ヲ市長ニ申立テサ  
ルトキハ其ノ當選  
ヲ辭シタルモノト  
看做ス第三項ノ場  
合ニ於テ何レノ當  
選ニ應スヘキガチ  
申立テサルトキハ

永く不確定に置くことはならぬから、市長に於て抽籤して之を定めることとなつて居る。若し當選者が其市の屬する府縣以外の官吏、即ち第十八條第二項に掲げてないものであれば、固より議員となる資格はあるが、一方に國の行政機關を組織し一定の職務があるから、議員となつて差支の無いか否やは自分の屬して居る長官の許可を待たねばならぬのである。而してかゝる官吏は通常は議員を兼ねぬ方が雙方の爲によいのであるから、若し其者が當選の告知を受けた日より二十日以内に之に應ずると云ふ通知を市長に爲さねば、其當選を許したものと見做すこととされてある。尙ほ本條第三項は一人の官吏が數級又は數選舉區より選ばれた場合にも、何れの當選に應ずるかを申立てねば前と同じ理由により、總て之を辭退したものと看做されるから市長の抽籤等はいらない。

**第三十三條** 本條は當選を辭した者のある場合の規定で、此時は市長は直に之を補ふべき當選者を定めねばならぬ。此場合には其辭任者を當選せなかつた者と看做し、次點者を當選者と定むべきであるが、此際には次點者が同條に定められた七分の一以上の得票がなくてはならぬこと、同點者では年長者、又は抽籤によること等、總て第三十條の規定に従はねばならぬ。

總テ之ヲ辭シタル  
モノト看做ス  
第三十三條 市會  
議員ノ當選ヲ辭シ  
タル者アルトキハ  
市長ハ直ニ之ヲ補  
フヘキ此ノ場合ニ  
於テハ第三十條ノ  
規定ヲ準用ス  
第三十四條 選舉  
ノ結果ハ直ニ選舉  
ノ府縣知事ニ報告  
ス  
第三十二條 第二  
項ノ期間ヲ經過シ  
タルトキ又ハ同條  
第三項若クハ第五  
項申立アリタルト  
キ又ハ同條第三項  
ノ規定ニ依リ抽籤  
ヲ市長ハ直ニ當選  
者ノ住所氏名ヲ告  
示シ併セテ之ヲ府  
縣知事ニ報告スヘ  
シ  
第三十五條 選舉  
ノ規定ニ違反スル  
コトアルトキハ選  
舉ノ結果ニ異動ヲ  
生スルノ虞アル場

**第三十四條** 本條は選舉終了後市長に於て直に選舉録の謄本を添へ選舉に關する事項を報告すべきことを規定したのである。これは一方自治體の體本を添へ選舉に關する住民に重大なる關係があるのみならず、他方には國の行政にも間接に影響するから監督官に於て能く監督せねばならぬと云ふ理由から出來た規定である。

**第三十五條** 本條は選舉に就き其規定に反する點があつた場合の規定である、蓋し選舉に關する規定には、或は選舉人の資格を定めたものもあれば被選人の資格を定めたものもある。又或は當選の要件、投票の手續等を定めたものもあるから、選舉の規定に違反したと云ふても必ずしも結果に影響するものとは限らぬ。而かも規定違反だと云ふて總て其選舉を無効とすれば、實に煩累も甚しく費用もかゝるから本條は單に結果に異動を生ずる心配のある場合に限る、其選舉の全部又は一部を無効とすることを定め、些々たる手續上の違背等は其儘に看過すべきこととした。例へば當選者の一人に被選資格が無かつたならば其者の當選が無効となる。即ち選舉の一部の無効を生じ、又選舉人名簿作成が不法であつた爲に其名簿が無効となる様な

合ニ限リ其選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

第三十六條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ノ日ヨク當選ニ關シテハ第三十四條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ七日以内ニ市會ノ決定ニ付スヘシ市會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得府縣知事ハ選舉又ハ當選ノ效力ニ關

場合には選舉の根本が崩れるのであるから、全部無効となる。而して選舉の無効は當選の無効を來すが當選の無効は必ずしも選舉の無効を伴ふものではない。

第三十六條 本條は選舉又は當選の效力に關して不服を述べ得る場合及び手續方法を規定したのである。即ち第一項は選舉人に關し、又は當選の效力に關し異議があれば、前者に就ては選舉の日から、又後者に就ては第三十四條第二項に從つて當選者の氏名住所を告示した日から、何れも七日以内に之を市長に申立て、市長は七日以内に市會に廻はして其當否を決定させる手續を爲し、市會は十四日以内に當否の決定をすべきこととされてある。本項が何れの場合にも短期を定めたのは、議員の地位は市の事務を處理する上に缺くべからざるものであるから、急速に適法の議員を定めんとする爲めである。

右の決定に對し不服があれば府縣參事會に訴願することを得るのは第二項に規定されてある。

府縣知事に於て若し選舉又は當選の效力に關し異議があれば、前者に就ては知事が選舉録の謄本と共に、選舉の報告を受けた日から(第三十四條第一項)又は後者に

シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ第三十四條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

前項ノ決定アリタルトキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及市會ノ決定ハ無効トス  
第二項若ハ第六項ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第一項ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
第二項若ハ前項ノ決定ニ付テハ府縣知事ハ市長ヨリモ

就ては當選者の氏名住所を告示したる日から 同條第二項)何れも二十日に府縣參事會をして當否の決定を爲さしめることが出来るのは第三項に規定する所である。即ち之に依つて監督權を行ひ、公益を保護するのだ。

右の府縣參事會の決定があつた以上は其下級の地位に在る選舉人の爲した異議の申立、及び市會の決定は何等價値の無いものとなるから、第四項には總て之を無効とする旨を定めたのである。

第五項は第二項第六項の參事會の爲す裁決又は第三項の決定に對し不服がある者は行政裁判所に出訴して最後の判断を受けることを許されてある。

第六項は第一項の選舉人から起した異議に對する市會の決定に對しては市長からも參事會に訴願を起し得ることを定めたので、之れも公益を保護する爲めである。

第二項第六項の裁決又は第三項の決定に就ては、知事又は市長からして行政裁判所に訴へ出ることを得るのは第七項に定められてある。

以上の如く選舉又は當選に就て争ひがあつても議員は一旦當選した以上は就職して市の事務を處理せねばならぬ、左もなくば市の争ひの確定する迄は機關を缺くこ

訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
市會議員ハ當選ニ關スル決定者ハ裁決確定シ又ハ列決アル後ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第三十七條 當選無効ト確定シタルトキハ市長ハ直ニ第三十條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ

選舉無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ

議員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十條第一項但書ノ規定ヲ適用セス

ことなり、大なる不都合を生ずるのである。故に第八項に於ては市會議員は選舉、又は當選に關する決定、又は裁決が確定し、又は争ふことの出來ぬ行政裁判所の判決のある迄は有効に會議にも列席し議事に與ることが出来るものとしたのである。

**第三十七條** 本條は争ひの結果、當選が無効であると確定した場合の規定で、此時は當選者は其資格を失ふことは勿論であるから、市長は直に第三十條に従ひ別に新たに選舉手續をすることなく、前選舉の次點者を當選者と定むれば良い(第一項)。けれども若し選舉が無効と定まつたならば、右の如き手續を採ることは出來ぬから、更に有効の選舉を行ひ當選者を定めねばならぬのは勿論である。

第三項は一回の選舉では未だ定數丈の議員を得られなかつた場合の規定である。蓋し第三十條但書に於て當選者を定むるには比較的多數の投票を得た上に尙ほ議員定數と投票との比較的の制を要することとされてあるから、一回にして定員を得られぬ場合はあり得るからである。此場合には勿論更に不足數に付き選舉を行はねばならぬが、前記第三十條第一項但書の制限は除外することとされてある。換言すれば有効の投票を多數に得れば、それで足りることとされたのである。かくせば幾

第三十八條 市會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除ク外ハ其ノ被選舉權ノ有無ハ市會之ヲ決定ス

市長ハ市會議員中ニ被選舉權ヲ有セサル者アルト認ムル時ニ付市會ノ決定ニ付スヘシ

第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

府縣參事會ハ訴願ノ項ノ裁決ニ付テハ市會ノ決定ニ付テハ市長ヨリモ訴願スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第三十六條 第八項

回繰返へしても終に目的を達し得ぬ場合を生じ得るからである。

**第三十八條** 本條は一旦當選した議員が其實被選舉權を有して居らなかつた場合の規定である。即ち被選舉權を有するものとして選舉された者が、其後之を有して居らぬことを發見された場合、及び選舉後、其資格を失ふた場合には何れも當然其職を失ふこととされてある。而して其被選舉權の有無は市會に於て市長の申出に待つて決する。(第一項・第二項)禁錮以上の刑に處せられた爲に資格が無いと云ふ場合には司法裁判所を調べれば明かなのであるから、市會の決定より除いたのである。

右の市會の決定を受けた者が不服であれば訴願訴訟を起して之を争ふことが出來又市長・知事も公益保護、若くは監督權行使の理由からして決定裁決に對し訴願訴訟を起すことを得せしめてある(第三項・第四項・第五項)

第六項は以上第一項・第三項に於ても、其争ひの確定迄は第三十六條第八項と同一の理由により議員は議事に與るべきものとされてある。

第七項は第一項の決定は書面を作り、其理由を書いて本人に交附すべきものとされてある。即ち之に依つて能く本人に決定の趣旨を了解せしめ且つ不服あれば訴願

ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

訴訟を起すに充分の材料を與へんとするの意に出たのである。  
第三十九條 本條の規定は畢竟市内住民をして決定又は裁決の内容を知らしめる爲に出來たのである。

第三十九條 第二十一條及第三十六條ノ場合ニ於テ府縣參事會ノ決定及裁決ハ府縣知事市會ノ決定ハ市長直ニ之ヲ告示スヘシ

第四十條 本條は市會議員の選舉に關し違法の行爲があれば、衆議院議員選舉法の罰則に從つて處分すべきこと竝に代人に依つて選舉を行ふ場合には其代人に罰を加へ得ることを定めたのである。蓋し彼れと此れとは何れも同性質を有するからである。

第四十條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用ス

今左に參考の爲め衆議院議員選舉法の罰則を擧ぐることにする。  
第八十六條 詐偽の方法を以て選舉人名簿に登録せられたる者又は第三十四條第二項の場合に於て虚偽の宣言を爲したる者は十圓以上五十圓以下の罰金に處す

前項ノ罰則中選舉人ニ關スル規定ハ第二十七條ノ代人

第八十七條 選舉の前後を問はず左の各號に該當する所爲ある者は一月以上二年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處す  
一、選舉に關し直接又は間接に金錢・物品・手形、其の他の利益若は公私の職務を選舉人又は選舉運動者に供與し又は供與せむことを申込みたる者又は供與者若は申込を承諾せむことを同族勸誘したる者竝に供與を受け若しくは申込を承諾したる者

二、選舉に關し酒食・遊覽等其の方法及び名義の何たるを問はず人を饗應接待し又は饗應接待を受けたる者又は選舉會場・開表所若しくは投票所に往復する爲め船車馬の類を供給し及び其の供給を受けたる者又は旅費若しくは泊料の類を代辨し及び其の代を受けたる者竝に此等の約束を受けたる者

三、選舉に關し選舉人又は其の關係ある社寺・學校・會社・組合・市町村等に對する用水・小作・債權・寄附、其の他利害の關係を利用し選舉人を誘導したる者及び其の誘導に應じたる者

前項の場合に於て其の收受したる物件は之を沒收し既に費用したるものは其の費を追徴す  
第八十八條 左の各號に該當する者は二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上百圓以下の罰金を附加す

一、選舉に關し選舉人に暴行脅迫を加へ若くは之を拐引したる者  
 二、選舉人に對し往來の便を妨げ又は詐僞の手段を以て選舉權の行使を妨害し若くは投票を爲さしめたる者

三、選舉に關し選舉人又は其の關係ある社寺・學校・會社・組合・市町村等に對する用水・小作・債權其の他利害の關係を利用し選舉人を威逼したる者

第八十九條 選舉事務に關係ある官吏・吏員・立會人及び監視者選舉人の投票したる被選舉人の氏名を表示したる者は二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上百圓以下の罰金を附加す其の表示したる事實虛偽なるとき亦同じ

第九十條 投票所又は開票所に於て正當の事由なくして選舉人の投票に關涉し又は被選舉人の氏名を認知する方法を行ひたる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處す法令の規定に依らずして投票函を開き又は投票函中の投票を取出したる者の罰亦前項に同じ

第九十一條 投票管理者・開票管理者・選舉長・立會人若くは舉選監視者に暴行を加へ、又は選舉會場・開票所若くは投票所を騷擾し、又は投票・投票函其の

他關係書類を抑留・毀壞・奪取したる者は四月以上四年以下の輕禁錮に處す。多衆を嘯聚して前項の罪を犯したる者は輕禁獄に處す其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者は一月以上五年以下の輕禁錮に處す。

第九十二條 選舉人、議員候補者若くは選舉運動者を脅迫し又は選舉會場・開票所・投票所を騷擾し又は投票・投票函其の他關係書類を抑留・毀壞・奪取するの目的を以て多衆を嘯聚したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處す其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處す。

第九十三條 選舉人、議員候補者及選舉運動者にして選舉に關し銃砲・槍戟・刀劍・竹槍・棍棒其の他人を殺傷するに足るべき物件を携帯したる者は二年以下の輕禁錮又は十圓以上二百圓以下の罰金に處す。

警察官吏又は憲兵は必要と認むる場合に於て前項の物件を領置することを得。第九十四條 前條記載の物件を携帯して選舉會場・開票所若くは投票所に入りたる者は前條の例に依り一等を加ふ。



第九十五條 選舉に關し氣勢を張るの目的を以て多衆集合し若は隊伍を組み  
往來し又は煙花・篝火・松明等の類を用る若は鐘鼓・法螺・喇叭の類を鳴らし旗  
幟其の他の標章を用ふる等の所爲を爲し警察官吏の制止を受くるも仍其の  
命に従はざる者は十五日以上六月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上百圓以下  
の罰金に處す。

第九十六條 第八十九條乃至第九十五條の所爲を爲さしむるの目的を以て演說  
又は新聞紙・雜誌・引札・張札其の他何等の方法を以てするに拘らず人を教唆  
したる者は其の各條に依り處斷す但し新聞紙・雜誌に在りては仍其の署名し  
たる編輯人を處斷す。

第九十七條 當選を妨ぐるの目的を以て演說又は新聞紙・雜誌・引札・張札其の  
他何等の方法を以てするに拘らず議員候補者に關し虚偽の事項を公にした  
る者は六月以下の輕禁錮に處し五十圓以下の罰金を附加す、新聞紙・雜誌に  
在りては前條但書の例に依る。

第九十八條 選舉人たることを得ざる者にして投票を爲したる者及氏名詐稱し

て投票を爲したる者は一月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の  
罰金を附加す。

第九十九條 立會人正當の事故なくして本法に定めたる義務を缺くときは五圓  
以上五十圓以下の罰金に處す。

第一百條 第九十二條第二項第九十三條及第九十四條の罪を犯したる場合に於て  
は其の携帶したる物件を沒收す。

第一百一條 當選人其の選舉に關する犯罪に依り刑に處せられたるときは其の當  
選を無効とす。

第一百二條 選舉に關する犯罪に依り刑に處せられたる者は裁判所の宣告を以て  
刑期後仍二年以上八年以下選舉人たることを禁ず。

第一百三條 本法に依り處罰すべき犯罪は六箇月を以て時効に罹る。

第二款 職務權限

第一款には市會の組織及び選舉に關することを規定したから、本款に於ては市  
會の職務及び權限を規定したのである。

第四十一條 市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十一條 本條は市會の議決する事項の範圍を示したのである。抑も市會は獨立の自治體として人格を有し、其意思を作る機關として市會を設け、公民中より選舉に依り當選した者を以て之を組織するものであることは已に述べた處である。而して市は獨立の自治體であると同時に一方には國の行政區劃であるから、市の爲す行政事務の内には自から國の行政事務に屬するものも含まれるのである。市で取扱ふ國の事務を學者は委任事務と云ひ、市の固有の事務を固有事務と云ふ。委任事務とは蓋し國の事務に屬するものは法律勅令により特に市に委任する形式に爲つて居るからである。本條に於て市に關する事件とは所謂固有事務を指し、法律勅令に依り其權限に屬する事件とは委任事務を指すのである。而して市會は此等の事務を議決し以て市の意思を作る機關である。之を外部に行ふのは市長であつて市會の權限には屬せぬ。

第四十二條 市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一、市條例及市規則ヲ設ケ又ハ改

第四十二條 本條は市會で議決すべき事件の大體の目錄を掲げたのである。  
一、市條例又は市規則を設け、又は之を改廢すること(第十二條參照)  
二、市費を以て支辨すべき事業に關することこれは市固有の事務として市に於て

- 二、市費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第九十三條ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三、歳入豫算ヲ定ムル事
- 四、決算報告ヲ認定スル事
- 五、法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料・手数料・加入金・市税又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事
- 六、不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事
- 七、基本財産及積立金等ノ設置管理及處分ニ關スル事
- 八、歳入出豫算ヲ

費用を負担すべき事業を云ふ。換言すれば國の行政の目的より生じたものな  
い費用を云ふ。故に第九十二條の國の行政事務に屬するもの及び市制以外に法  
律以外勅令により處理した國の行政事務の費用は市會で議決すべき限りでない  
から、但書に於て之を規定されたのである。

三、歳入出豫算を定むること これは會計年度の收入支出の見積りであつて、市  
の事業の基礎を爲すものであるから、之を議決することは市會第一の任務であ  
る。

四、決算報告を認定すること 決算報告とは市會に於て議決したる豫算に基き、  
一年度間に實際收入役の收入支出した決算の報告を云ふので、市會に於て其違  
算又は不當の點のないことを認めて始めて會計事務が完了するのである。

五、使用料・手数料・加入金・市税・夫役・現品の賦課徴收に關すること 使用料と  
は、市の設けた營造物を使用した爲に拂ふ價、手数料とは市吏員が一個人の請  
求に依つてなす證明・帳簿の閲覧等に對して取る收入・加入金は市の一部の住民  
のみが慣行 上市の財産、或は營造物を使用する權利のある場合に新たに市の

以テ定ムルモノ  
 ナ除ク、外新ニ  
 義務ノ負擔ヲ爲  
 シ及權利ノ拋棄  
 ナ爲ス事  
 九、財産及營造物  
 ノ管理方法ヲ定  
 ムル事但シ法律  
 勅令ニ規定アル  
 モノハ此ノ限ニ  
 在ラス  
 十、市吏員ノ身元  
 保證ニ關スル事  
 十一、市ニ係ル訴  
 願訴訟及和解ニ  
 關スル事

他の部分の住民が其仲間入を請求し、其爲に取られる金、市税とは市の負擔を  
 市住民に賦課した税、夫役とは市の公共事業の爲に其住民の勞力、即ち人足を徵  
 收することを云ふ。

現品の賦課徵收とは、現物例へば米とか或は材木等を市の公共事業の爲に取立  
 てることを云ふのであるが、此等は或は法律命令に於て種類、金額が一定され  
 て居るものもあるが、其他の場合には皆市會で決議すべきは當然である。

六、不動産の管理處分及び取得に關する事 市は人格を有し、自然人の如く土地  
 又は建物等の不動産の所有者たることが出来る。而して其賣却・質入・讓渡等の  
 管理又は處分行為及び買入讓受等の取得行為は市會で議決せねば、他に之を爲  
 すものがないのである。

七、基本財産及び積立金穀等の設置・管理及び處分に關すること 第二項に種々  
 の事業を經營するには費用を要す。而して之を分擔させる爲に一定の基本財産  
 を所有するの必要がある。又凶歳或は事變に備ふる爲に金穀を積立てることも  
 必要であるが、此等を設けるとか、其設けられたものを處理するとか、之を處

分するのは又固より市會の議決を経ねばならぬのである。

八、市の臨時の義務負擔又は權利拋棄を爲すこと、元來市の収入支出は豫算で定  
 まつて居るのであるが、豫算は單に見積り計算に過ぎぬから、時々不時の借財  
 をせねばならぬこともあれば、又止むを得ず權利を拋棄せねばならぬことも生  
 ずるから、かゝる臨時の事は皆市會で定めることとされた。

九、財産及び營造物の管理方法を定める事 斯かる市の財産の管理は、市の意見を  
 作るべき市會に於て其方法を定むべきは當然である。但し已に法律勅令で定め  
 られてゐるのは固より市會の關係すべき範圍ではない。

十、市吏員の身元保證に關すること 例へば市の収入役は金錢を取扱ふのである  
 から、萬一市に損害を加へたならば之を償はしめんとして豫め身元保證金を  
 納めしめたることを要するのであるが、其金額、徵收の方法等は總て市會で定  
 める。

十一、市に係る訴願訴訟及び和解に關すること 市は法人であるから一私人と  
 同様訴訟の主體となるのである。此時には市會に於て市の意思を作り、種々の行

第四十三條 市會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ市參事會ニ委任スルコトヲ得

第四十四條 市會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第四十五條 市會ハ市ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ

爲をする。  
以上は市會の權限の概目であるが、此他尙ほ行政事務一切を議決する。

第四十三條 本條は市會の權限に屬する事項の一部を市參事會に委任することを許した規定である。蓋し市の事務は複雑極まりないのであるから重大でないものは之を市參事會に委任し以て事務の敏活を圖らせたのである。

第四十四條 本條は市會は法律又は勅令に依り自己の權限に屬せられたる選舉を行ふべきことを規定されてある。例へば議長を選舉するとか、市の吏員を選舉する等の類である、市吏員とは市長・助役・收入役・名譽職參事會員等を云ふ。  
抑も市は獨立の自治體であるから、自ら自己の事務を處理するの權能を認められてあるから、吏員の選任の如きも亦自ら之を爲し、國の任免する官吏を以てするべきでないから、本條の規定を設けられたのである。

第四十五條 本條は市會は行爲事務檢査の方法として市の事務に關する書類及び計算書を檢閲し、又は市長に事務の報告を請求することが出来ることを規定したのである。換言すれば之に依つて事務管理の當否、市會の議決の執行されたか否や及

び出納が正當であるか否やは檢査することが出来るのである。  
市會は又議員中より委員を選舉し、之を市長或は其指名した吏員立會の上で、實地に就き前に述べた檢査を行ふことも出来るのである。これ畢竟檢査の事柄が複雑である場合に行はれることである。

第四十六條 本條は市會は市の公益に關する事件、譬へば教育・衛生・土木・勸業等の改良發達等を計る等のことに就ては意見書を市長又は監督官廳に差出すことが出来ることを規定されたのである。蓋し市會は前に述べた通り市の意思機關で、議事に參與するの職務を有するのであるが、之のみで満足すれば、市の繁榮に效力のあることも見逃す場合が生ずるから本條の權限を市會に與へるのである。

第四十七條 本條は市會は行政權の諮問を受けたときは之に對し意見を答申すべきものであること、併し若し其際議員に不足があつたならば市會が成立せぬとか、或は議員が招集に應せぬとか、又は議會が意見を發表せぬとか、或は事情の爲め、市會を招集することの出来ぬ時は行政廳は、市會の意見を俟たず、直に相當の處分を爲し得べきことを規定してある。蓋し市の行政の善悪は延て國の行政に影響す

管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得  
市會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ市長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得  
第四十六條 市會ハ市ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ市長又ハ監督官廳ニ提出スルコトヲ得

第四十七條 市會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ  
市會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ市會成立セズ、招集ニ應セス若ハ意見ヲ提

出セス又ハ市會ヲ  
招集スルコト能ハ  
サルトキハ當該行  
政廳ハ其ノ意見ヲ  
俟タスシテ直ニ處  
分ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 市會  
ハ副議長一人ヲ選  
舉スヘシ  
議長及副議長ノ任  
期ハ議員ノ任期ニ  
依ル  
第四十九條 議長  
故障アルトキハ副  
議長及副議長共ニ  
議長アルトキハ年  
長アルトキハ年長  
ノ議員長ノ職務  
ヲ代理スル年輪同  
キトキハ抽籤ヲ以  
テ之ヲ定ム  
第五十條 市長及  
其ノ委任又ハ囑託  
ヲ受ケタル者ハ會  
議ニ列席シテ議事  
ニ參與スルコトヲ  
得但シ議決ニ加ハ  
ルコトヲ得ス  
前項ノ列席者發言  
ヲ求ムルコトキハ議

るから、監督官廳は常に之を監督、善導せんことを勉め、時々市に相談し又は質問し、事に當り最良の處置を取らんとするのである。けれども若し此際市會が之に應ずることをせねば、最早之を眼中に置く必要はないから、監督官廳は自己の欲する處分をすることが出来るのは當然である。

第四十八條 本條は市會議長、及び副議長は市會議員中より互選し其人員は各一人とし、其任期は議長と同様各四年とされてある。

第四十九條 本條は市會議長に故障があつて其事務を執ることの出来ぬときは副議長之に代はり兩者共に差支があれば經驗多しと推定される年長議員之に代り、年齢皆同じきときは抽籤を以て議長の代理を定めることと規定したのである。

第五十條 本條は市長其他關係者が市會に列席することを得るの規定である。即ち市長及び其の委任を受け若くは囑託を受けた者は市會の會議に列席し議事に與ふことを得るとされてある。之れに依り市の事務を説明し、議員の質問に應じ、議事の進行を速かならしめ且つ決議を正當ならしむる目的から出たのである(第一項)故に此の列席者が必要と認め發言を求めたときには、議長は議員の演説の妨げとな

長ハ直ニ之ヲ許ス  
ヘシ但シ之カ爲議  
員ノ演説ヲ中止セ  
シムルコトヲ得ス

第五十一條 市會  
ハ市長之ヲ招集ス  
以上ノ請求アルト  
キハ市長ハ之ヲ招  
集スヘシ  
市長ハ必要アル場  
合ニ於テハ會期ヲ  
定メテ市會ヲ招集  
スルコトヲ得  
招集及會議ノ事件  
ハ開會ノ日ヨリ少  
クトモ三日前ニ之  
ヲ告知スヘシ但シ  
急務ヲ要スル場合  
ハ此ノ限ニ在ラ  
ズ  
市會開會中急務ヲ  
要スル事件アルト  
キハ市長ハ直ニ之  
ヲ其ノ會議ニ付ス  
ルコトヲ得三日前  
迄ニ告知ヲ爲シタ  
ル事件ニ付亦同  
シ  
市會ハ市長之ヲ開  
閉ス  
第五十二條 市會  
ハ議員定數半數以  
上出席スルニ非サ

らぬ範圍に於て、之を直に許さねばならぬ(第二項)。但し市長以下の者は議員でないから議決の數に加はることの出来ぬのは勿論である。

第五十一條 本條は市會の招集に關する規定である。

一、招集は常に市長が之を爲すのであるが、市長自己の意見に於て必要と認められた場合と議員定數三分の一以上の請求に基づく場合との二種がある。

二、招集のこと及び會議の問題は開會の日より三日前に各議員に通知せねばならぬ。左もなくば議員は調査の準備暇が無いからである。但し至急を要する場合には此三日の餘日を置くを要せぬ。

三、議會の開會中ならば至急を要する事件は日程の如何に拘らず、市長は直に會議に付することが出来る、又三日以前に通知した事件に就ても市長の意見に依り同様に取扱ふことが出来る。

四、市長は議會の招集を爲すと共に、其開會竝に閉會を命する權を有する。

第五十二條 本條は市會の成立する議員數に就ての規定である。抑も法律に於て議員の定數を定められてある以上は其全數が出席せねば完全の議決を爲し得るもの

レハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第五十四條ノ除斥ノ爲半數ニ滿タサルトキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タサルトキ又ハ招集ニ應スルモ出席議員定數ヲ開キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

でないといふのが、最も嚴格なる理論に合するのであるが、斯かることは實際には殆んどあり得ぬのであるから、本條は半數以上の出席があれば開くことが出来ることとされたのである。但し左の場合には半數に達せずとも尙ほ議事を開くことを得るのである。」

一、會議の問題が或議員、若しくは其の近親の身上に關する爲め、其議員が會議から除かれた爲に（之を除斥されたこと云ふ）半數に達せぬときは止むを得ぬ原因の爲に少數となるのであるから、他の議員だけで會議を爲さしめることとしたのである。」

二、再招集を爲すも尙ほ半數に滿たぬときの如きは到底定數を得られぬから、集つた人數だけで議決せしめるの外致し方がない。

三、議員の多數が招集に應じて出席だけはしても、議場に出席するものが定數に滿たず、而かも議長からして出席を催しても尙ほ之に應ずる者が少數である様な場合にも、矢張り止むを得ぬから出席者のみで議せしめる。

**第五十三條** 本條は議決の方法を定めたものである。即ち出席者の半數以上の賛

**第五十三條** 市會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

成する方に決することとし、賛否同數の場合には議長の決する所に従ふこととされたのである。蓋し議事に於て全員の意見の一致を求むるは殆んど不可能であるから、過半數の一致する所に決するのは、尤も穩當なる方法で大概の議事は此の方法に従ふて居る。

**第五十四條** 市長及議員ハ自己又ハ其ノ子孫、兄弟姉妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ市會議ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

**第五十四條** 本條は所謂除斥の規定である。即ち議長及び一般議員は、自己・父母・祖父母・妻・兄弟・子孫・姉妹の一身上に關する事件に就ては、其議事に與かることを許さぬこととされてある。之は密接の利害關係があるから、人情の上から公平の意見を吐くことが出来ぬと認められたからである。但し市會の同意を得れば會議に出席し發言して相當の意見を述べ又は事件の説明をすることだけは許されてあるが可否の數には加はることが出来ぬ。

**第五十五條** 法律勅令ニ依リ市會ニ於テ選舉ヲ行フトキハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外一人毎ニ無記名投票ヲ爲シ得タル者ヲ以テ當選者トス過半數ヲ得タル者ナキトキハ最多數ヲ得タル者二人ヲ取リ之ニ

**第五十五條** 本條は市會に於て法律勅令に従ひ市吏員を選挙する場合の規定である。此の場合には特別の規定のない限りは、單記無記名投票を爲し（第二十五條参照）而して過半數の得點者を以て、當選者とするにとされてある。此點は市會議員選舉の場合とは異なる。蓋し議員多數の意見に従ふ趣旨から、かくは定められた

就其決選投票者爲  
 取シム其ノ二人ヲ  
 アルトキハ年長者  
 テ取リ年長者シキ  
 トキハ市長抽籤シ  
 テ之ヲ定ム此ノ決  
 選投票ニ於テハ多  
 數ヲ得タル者ヲ以  
 テ當選者トス同數  
 ナルトキハ年長者  
 テ取リ年長者シキ  
 トキハ市長抽籤シ  
 テ之ヲ定ム  
 前項ノ場合ニ於テ  
 ハ第二十五條及第  
 二十八條ノ規定ヲ  
 準用シ投票ノ效力  
 ニ關シ異議アルト  
 キハ市會之ヲ決定  
 ス  
 第一項ノ選舉ニ付  
 テハ市會ハ其ノ推  
 決ヲ以テ指名推選  
 又ハ連名投票ノ法  
 ヲ用ウルコトヲ得  
 其ノ連名投票ノ法  
 ナ用ウル場合ニ於  
 テハ前二項ノ例ニ  
 依ル  
 第五十六條 市會  
 ノ會議ハ公開ス但  
 シ左ノ場合ハ此ノ  
 限ニ在ラス

のである。けれども議員の意見が區區に出で、過半数を得る者の無いときは高點者二人を選び、更に此二人に對して投票を行ひ多き投票者を當選者とする。之を決選投票と云ふ。然して此場合及び二人の高點者を定める場合に、若し同點者があれば年長者を選び、同年者の間では議長が抽籤して公平に當籤者を定める。(第一項)

右の選舉の場合に選舉方法、投票の效力等に關しては、先に述べた第二十五條及び第二十八條の市會議員選舉の場合の規定に従ふ。而して投票の效力に關し異議があれば市會で之を決する。(第二項)

本條の選舉に就ては市會の議決がある以上は先に述べた單記・無記名の代りに連名投票(第二十五條參照)を用ひ、若くは選舉の代りに或議員を指定して、役員に推選することも出来る。蓋し議決も投票も各自意見の結果であるから同一の效力を與へ得るは勿論であるし、且つ斯すれば手續が簡易であるの長所もあるからである。

**第五十六條** 本條は會議の方法を規定したのである。即ち原則としては、市會は公開し、何人にも傍聴を許すものとされたのである。これ一には世人に議事の公明正大なることを示し、一には世人に議事を監督せしめ以て議事の價値を發揮せんとし

一、市長ヨリ傍聴禁止ノ要求ヲ受ケタルトキ  
 二、議長又ハ議員三人以上ノ發議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ  
 前項議長又ハ議員ノ發議ハ討論ヲ須キス其ノ可否ヲ決スヘシ

**第五十七條** 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス  
**第五十八條** 議員

たのである。但し左の場合には公開を禁ずる。

一、市長より傍聴を禁止すべき必要ありとして其要求を受けたとき。  
 二、議長、又は議員三名以上の發議により市會に於て傍聴を禁止すべきものと評決したとき、通常の議事は議員に於て先づ意見を闡はし討論を経て後に決するのであるが、此場合には討論をせず、直に可否を評決する。若し討論をすれば其討論は等しく傍聴を禁止すべきものとなるからである。

惟ふに議事中には人の名譽に關することもあれば、市の安寧を害し人心を騒がせることもあり、公開すれば却つて議決の公平を失ふの恐れがある場合があるから、或は市長の意見に依り、或は市會の議決に依り、公開を禁ずるの規定を設けたのは誠に其當を得たものである。

**第五十七條** 本條は議長の職權を明かにしたものである。即ち會議の總理、會議の順序の整理及び會議の開閉、議場の秩序の維持等のことは一に議長の權内に在り又同時に其義務であることされたのである。

**第五十八條** 本條は議員の本分を規定したのである。即ち選舉人の爲に指圖を受

ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受クヘカ  
ラズ  
議員ハ會議中無禮  
ノ語ヲ用キ又ハ他  
人ノ身上ニ涉リ言  
論スルコトヲ得ス

第五十九條 會議  
中本議又ハ其議  
場ノ秩序ヲ紊ラセ  
ルコトヲ行フ者ハ  
命ニ從ハサルヲ以  
テ之ヲ罰スルコト  
ヲ得  
又ハ會議中禁錮  
ルコトヲ行フ者ハ  
命ニ從ハサルヲ以  
テ之ヲ罰スルコト  
ヲ得  
又ハ會議中禁錮  
ルコトヲ行フ者ハ  
命ニ從ハサルヲ以  
テ之ヲ罰スルコト  
ヲ得

け、又は其委託を受けてはならぬ。又會議中無禮の言語を用ひ、又は他人の一人上  
の公を彼此云ふてはならぬこととされてある。蓋し議員は市の爲め延びては國家  
の公益を計り、人民の福利を増さんことを勉めねばならぬもので、之れが爲には  
固より正々堂々自己の信念を貫き百難を排せねばならぬのであるから、選舉人など  
に顧慮し、情實に従ふことの出来ぬは勿論である。又議事は神聖なるものであるか  
ら、罵詈謗の語を用ひるとか、或は人身攻撃に涉る様なことは謹まねばならぬ。  
世間には右の弊が多く行はれて居るから、特に本條を設けて、之を矯めんとしたの  
である。

第五十九條 本條は議長の有する議場整理の権限を定めたのである。即ち議長は  
議員の爲す不都合の行爲は一切之を制止し、又は不都合の發言があれば之れを取消  
さしめ、之に從はねば會議中發言を禁じ、又は議場外に退去せしめ、若し亂暴等  
を爲せば警官に引渡すことが出来るが、尙それでも議場が騷擾して整理し難いとき  
は議長は會議を中止し、又は之を閉づることも出来る。要するに議長は議場一切の  
整理をするの權力が與へられてある。

第六十條 傍聴人  
ハ會議中ノ妨害ヲ  
爲スルコトヲ行フ  
者ハ命ニ從ハサル  
ヲ以テ之ヲ罰スル  
コトヲ得  
又ハ會議中禁錮  
ルコトヲ行フ者ハ  
命ニ從ハサルヲ以  
テ之ヲ罰スルコト  
ヲ得  
又ハ會議中禁錮  
ルコトヲ行フ者ハ  
命ニ從ハサルヲ以  
テ之ヲ罰スルコト  
ヲ得

第六十條 本條は矢張り議長の議場整理権を規定したものであるが、前條と異な  
り本條は傍聴人に對するものである。元來傍聴人は靜肅に傍聴し、少しも議事の  
妨害をしてはならぬ者であるから若し不都合の行爲をする者があれば、制止・退場其  
他警官に引渡す等のことを爲すことを得せしめたのである。  
條文中の「公然可否を表し」とは、衆人の面前で或は拍手し、或は叫聲を發し、贊  
成とか、不賛成とかの意を表はすことを云ふのだ。  
第六十一條 本條は市會に書記を置き議長に屬して事務の處理を司らしめること  
を定めてある。而して其任免の權は之を使用する議長に在る。  
第六十二條 本條は議長の職權の一に對する規定である。即ち議長は書記をして  
會議録を作り直に會議の顛末、例へば誰は如何なる意見を述べたとか、如何なる議  
決をしたとかの次第及び出席議員の氏名を記載せしめ、且つ市會に於て定められた  
二人以上の議員及び議長に於て之に署名し以て其正確であることを保證し、然る後  
議長は其會議録を添へて會議の結果を市長に報告すべきものとされてある。  
右の如くせねば後日、訴願・訴訟、其他の争疑が生じても判断する材料を缺くこと



議長ハ會議録ヲ添  
ヘ會議ノ結果ヲ市  
長ニ報告スヘシ  
第六十三條 市會  
ハ會議規則及傍聽  
人取締規則ヲ設ク  
ヘシ  
會議規則ニハ本法  
及會議規則ニ違反  
シタル議員ニ對シ  
市會ノ議決ニ依リ  
三日以内出席ヲ停  
止シ又ハ二圓以下  
ノ過怠金ヲ科スル  
規定ヲ設クルコト  
ヲ得

ノなり不都合を來すからである。

**第六十三條** 本條は市會の會議規則及び傍聽人取締規則は之を市會に於て作るべきことを規定したのである。畢竟此等は市の自治に關する内部の規定であるから、市會に一任したのである。元來議長は前に任べた通り議場取締りの權があるのであるから、最早規則は不要の様であるが、議長も人間である以上は一定の標準を定めて置かねば、或は憤怒の結果、又は感情の衝突により偏頗不當の處置が無いとも限らぬから本條を設けたのである。

第二項は會議規則に違反した議員に對しては、市會の議決を待つて三日以内の出席を停止、又は二百圓以下の過怠金の制裁を科すことが出来るとして規則の履行を計り、以て議事の進行を容易にしたのである。

### 第三章 市參事會

自治體には自然の意思は無いのであるから、之に依る機關がなくてはならぬ。而して市會が主として之を爲すことは已に説明した通りであるが、市の事務は

多種であつて輕易の事務も少なくないから、一々市會を招集して議決せねばならぬとするは迂遠の方法で、且つ事務を澁滞せしめるから、市參事會なるものを設け、一種の議決機關とし、市の事務に參與せしめることとしたのである。但し市參事會は他方には又市の意思を實行する市長を助けて其諮問機關たるの資格を有するのである。

#### 第一款 組織及び選舉

**第六十四條** 本條は市參事會を組織する職員を定めたのである。

一、市長ニ、助役ニ、名譽職參事會員四、市參與を置く市に於ては市參與も參事會員として其擔任事業に關し議事に加はる(市參與に就ては第七十四條參照)

**第六十五條** 本條は名譽職參事會員の員數、選舉の方法及び任期を定めたのである。

一、定員は通常の市は六人であるが、第六條の市は之を十二人まで増加すること出来る(第一項)が餘り多數であると事務の敏活を缺くの弊を生ずる。

二、名譽職參事會員は市會に於て市會議員中より選舉すべきものである。此際

第六十四條 市ニ  
市參事會ヲ置キ左  
ノ職員ヲ以テ之ヲ  
組織ス  
一、市長  
二、助役  
三、名譽職參事會  
員  
前項ノ外市參與ヲ  
置ク市ニ於テハ市  
參與ハ參事會員ト  
シテ其ノ擔任事業  
ニ關スル場合ニ限  
リ會議ニ列席シ議  
事ニ參與ス  
第六十五條 名譽  
職參事會員ノ定數  
ハ六人トス但シ第  
六條ノ市ニ在リテ

ハ市條例ヲ以テ增加ス  
 二、市會ノ議決スル事  
 三、市會ノ議決スル事  
 四、市會ノ議決スル事  
 五、市會ノ議決スル事  
 六、市會ノ議決スル事  
 七、市會ノ議決スル事  
 八、市會ノ議決スル事  
 九、市會ノ議決スル事  
 十、市會ノ議決スル事

第二十五條 第二十八條及び第三十條の規定に従ひ、尚ほ投票の効力に疑ひある場合には市會に於て之を決する。(第二項)而して缺員を生じた場合には直に補缺選舉を行ひ、何時でも完全に其職を盡すを得る様にして置かねばならぬ。(第三項)

三、任期は市會議員同様四年としてあるから、市會議員の任期が満ちた場合には後任名譽職參事會員の選舉されるまで在任するものである。(第四項)

第六十六條 本條は市參事會の議長を定めたので、原則としては市長が之に當るのであるが、市長に故障があれば市長の代理者即ち助役を以て之に充てることとしたのである。

第二款 職務權限

第六十七條 本條は市參事會の職務權限を定めて次の三とした。

一、元來市會の權限に屬すべき事件であるが、特に市會から委任されたものがあれば、之を議決することであるが、此は意思機關となるのだ。

二、市長より市會に提出する議案につき市長に對して意見を述べることであるが

ハ市條例ヲ以テ增加ス  
 二、市會ノ議決スル事  
 三、市會ノ議決スル事  
 四、市會ノ議決スル事  
 五、市會ノ議決スル事  
 六、市會ノ議決スル事  
 七、市會ノ議決スル事  
 八、市會ノ議決スル事  
 九、市會ノ議決スル事  
 十、市會ノ議決スル事

此點は市長、即ち市の意思を實行する機關の諮問機關となるのである。

三、右の外法律又は命令により市參事會の權限に屬せられた事件を獨立して處理することであるが此點は獨立の實行機關と云ふことが出来る。

第六十八條 本條は市參事會を招集すべき場合を規定したのである。即ち原則としては市長が必要と認められた場合に招集するのであるが、若し名譽職參事會員の定数の半數以上からの請求があつたときは、市長は之を招集せねばならぬとされたのである。

第六十九條 本條は參事會の會議の公開するもので無いことを定めたのである。蓋し此會で議決する事柄は多くは議長が市に提出する議案に對する意見、若くは市行政を行ふ上に於ける意見を述べるので、總て未確定のものであるから外部に發表すべき性質のものでないから一般人の傍聴を禁じたのである。

第七十條 本條は市參事會を開き得る人員に關する規定で、市會に於ける、第五十二條、第五十四條と同旨に出たのであるから、再び説明はせぬ。但し本條は必要上其末項に議長及び其代理者が除斥される場合には年長の名譽職參事會員が議長の



應たる内務大臣の認可を要することとされたのである。蓋し市長の職は重要で、國の行政にも關係するから、選任、退職共に國の監督を受けることとされたのは正當である。

第七十四條 市參與は市會に關する規定である。即ち市參與は原則としては名譽職として給金を與へぬのであるが、事情に依り全部又は一部を有給吏とすることが出来る。此場合には市參與を置くことを定めた市條例中に併せて其事をも規定すべきである(第一項)市參與は市會で適任者を選挙し、内務大臣の認可を受けて任せられる。(第二項)が名譽職市參與は市の公民中選挙權を有して居る者に限られてある。(第三項)從つて有給參與は此制限を脱し、廣く人材を求めることが出来るのである。

第七十四條 本條は市參與に關する規定である。即ち市參與は原則としては名譽職として給金を與へぬのであるが、事情に依り全部又は一部を有給吏とすることが出来る。此場合には市參與を置くことを定めた市條例中に併せて其事をも規定すべきである(第一項)市參與は市會で適任者を選挙し、内務大臣の認可を受けて任せられる。(第二項)が名譽職市參與は市の公民中選挙權を有して居る者に限られてある。(第三項)從つて有給參與は此制限を脱し、廣く人材を求めることが出来るのである。

第七十五條 助役は市長を補助する職を有するのであるから、其選任の方法は先づ市長が適任者と信する者を推薦し、然る後市會で之を定め、尙ほ府縣知事の認可を受くるのであるが、市長が缺けて居る場合には市會で選挙し、府縣知事に認可を請はねばならぬ。

第七十五條 本條は助役に關するものである。蓋し助役の事務は繁忙複雑であるから有給とせねばならぬ。而して任期は市長と同様卅四年とされてある(第一項)助役は市長を補助する職を有するのであるから、其選任の方法は先づ市長が適任者と信する者を推薦し、然る後市會で之を定め、尙ほ府縣知事の認可を受くるのであるが、市長が缺けて居る場合には市會で選挙し、府縣知事に認可を請はねばならぬ。

第七十六條 市長有給市參與及助役ハ第九條第一項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其ノ市ノ公民トス

第七十六條 本條は市長有給市參與及び助役は先に述べた、第九條第一項の要件を有つて居らぬも其在職中は市の公民とされることを規定されたのである。抑も右の吏員は特別の知識手腕を要するから公民中より得られぬ場合がある。けれども其事務は公民の權利義務に關し、其職責は市の公益を計るに在り、且つ他の吏員との權衡竝に一般の感情に於ても必要であるとの理由から、市長等は總て之を市公民と看做すことにしたのである。

第七十七條 市長市參與及助役ハ第十八條第二項ニ掲ケタル職ト兼ヌルコトヲ得ス又其ノ

第七十七條 本條は市の主要吏員は或種類の兼職を許すこと、竝に或身上の緣故からして就職を許さぬことを規定したのである。

市ニ對シ請負ヲ爲スコトヲ得ス市長ト父子兄弟タル縁故アル者ハ市參與又ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得

市會議員が之を許されぬと同一の理由である。(第一項)  
二、市に對して請負を爲すことの出來ぬのは一人にて市及び自己雙方を表すこととなり。人情の上から公平の取扱ひが出來ぬからである。(第二項)  
本條第二項乃至第四項は、何れも公平の處置を爲し得ぬ心配から出來た規定である。

以上述べた所は各吏員が就職後に生じた關係に就ても同様であるから、第十八條第五項の規定に従はせることが本條第五項に於て規定されてある。

第七十八條 本條は市長・有給市參與及び助役は、府縣知事の許可を受ければ特別であるが、左もなければ他の報償ある一切の業務をすることが出來ぬ旨(第一項)並に如何なる場合にも絶對に會社の重役、又は支配人其他の事務員たることを得ぬ旨(第二項)を規定したのである。蓋し此等の吏員は其性質上専心其職に盡さねばならぬもので、一定の給料を與へられて居るのも全く其爲めであるから他の報酬を與へられる業務をも兼ねんとするときは必ず之を知事に願出で、本職を妨げぬ差支のないものと認められた場合でなければならぬ。(第一項)けれども會社は皆利益を

計ることを目的とするものであるから、其重役、其他の役目を兼ねれば市と其會社と關係ある場合には人情上必ず不公平の處置をなすのみ爲らず、會社の事務は多くは多忙であるから自然公務を曠する場合も生ずる處があるから、總體に此れのと兼職を許さぬのである。(第二項)

第七十九條 本條は市の會計事務を専ら司る收入役に關する規定である。即ち市には必ず一人の收入役を置くべきこととし、尙ほ事務に對し不足であると思へば市條例を以て副收入役を置くことも出來ることとされてある。(第一項)

收入役は有級で其任期は四ヶ年であること、市長の推薦に依り知事の認可を受け任せられること、第十八條第二項の職、其他の職と兼ねることを得ぬこと等、即ち第七十五條第一項乃至第三項、第七十七條第一項及び第四項並に第七十八條の規定は收入役及び副收入役にも適用されることは第二項に規定されてある。尙ほ收入役は第九條第一項の資格がなくとも在職の間は市公民とされることを附加されてある。(第二項、第七十六條準用)  
第三項は市長・市參與又は助役と父子兄弟たる縁故ある者は、收入役、又は副收入

第七十九條 市ニ收入役一人ヲ置ク但シ市條例ヲ以テ副收入役ヲ置クコトヲ得  
第七十五條第一項乃至第三項第七十七條第一項及第四項並に第七十八條ノ規定ハ收入役及副收入役ニ第七十六條ノ規定ハ收入役ニ之ヲ準用ス  
市長市參與又ハ助役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得  
收入役ト父子兄弟

第八十條 第六條ノ市ノ區ニ區長一人ヲ置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

第七十七條第一項及第七十八條ノ規定ハ區長ニ之ヲ準用ス

第八十一條 第六條ノ市ノ區ニ區長一人ヲ置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

役となるを許されぬ旨、竝に收入役と父子兄弟の縁故のある者は副收入役となることを得ぬ旨を規定されてある。蓋しかゝる關係のある者は種々の私情にからまれ、時々金銭の出納に關し、不正のことも生じ、左なくも種々の弊害を起し易いからである。

第八十條 本條は第六條の勅令を以て指定された市の内に在る區には、區長一人を置き、市の有給吏員とし、市長に於て之を任免すべきことを規定し(第一項)尙ほ區長には第十八條第三項の職を兼ねると及び其他の報酬ある業務に従ふことを得ぬとの第七十七條第一項並に第七十八條の規定を準用すべきことを定めてある。蓋し第六條の區は獨立の人格を有して居るから、其事務を處理する爲に區長を置くの必要があるのである。けれども區は元來市の一部であるから、區長も市吏員とし、又區長は市長の下に動くべきものであるから其任免の權は市長に與へられてあるのである。而して有給なる點、他職を兼ねるを得ぬ點等は市長に就き第七十七條第七十八條に於て述べたと同様の理由に依る。

第八十一條 本條は第六條の市の區に於ける收入役に關する規定である。即ち第一項は區收入役一人若しくは區收入役及び副收入役各一人宛を置き出納の事務に當らせることとし、第二項は右收入役は市吏員中市長・助役・市收入役・市副收入役は區長との間及び其相互間に父子兄弟の關係のない者の内から市長が任命すべきものであることを定め、第三項は區收入役又は區副收入役が其職に任命された後に第二項に擧げた様な關係を市長以下に對して生じたときは其職を止めさせられることを定め、第四項は區收入役と區副收入役相互の間に右の如き親族關係を生じたならば區副收入役を退職させることを定めてある。此等は皆市の收入役と同一の理由から出來た規定である。

第八十二條 第六條ノ市ノ區ニ區長一人ヲ置キ市有給吏員トシ市長之ヲ任免ス

第八十二條 本條は勅令に依り指定せられた以外の通常の市に對し事務取扱の便宜を與へたものである。即ち人口が多いからと劇務が加はつた等の場合には便宜上市を幾つかの區に分けて各區に區長及び其代理人一人を置くを得せしめ(第一項)而して其區長及び代理人は名譽職とし、市會に於て市公民中選舉權を有する者より選任することとし、(第二項)尙ほ内務大臣に事務の繁閑難易等を斟酌して區長を名譽職とすべき一般規定に反し、特に有給とすべき市を定めることの權を與へた(第一項)

ス市會ニ於テ市公  
民中選挙権ヲ有ス  
ル者ヨリ之ヲ選舉  
ス内務大臣ハ前項ノ  
規定ニ拘ラズ區長  
ヲ有給吏員ト爲ス  
ヘキ市ヲ指定スル  
コトヲ得  
前項ノ區ニ付テハ  
第八十四條第八十  
項第九十七條第二  
項第九十八條及第  
九十九條ノ規定ヲ  
準用スルノ外必要  
ナル事項ハ勅令ヲ  
以テ之ヲ定ム  
第八十三條 市ハ  
臨時又ハ常設ノ委  
員ヲ置クコトヲ  
得  
委員ハ名譽職トス  
市會ニ於テ市會議  
員、名譽職參事會  
員又ハ市公民中選  
舉權ヲ有スル者ヨ  
リ之ヲ選舉ス但シ  
委員長ハ市長又ハ  
其ノ委任ヲ受ケタ  
ル市參與者ハ助役  
ト以テ之ニ充ツ

三項)、此場合には第八十條 第八十一條 第九十四條第二項 第九十七條第四項 第九十八條及び第九十九條の勅令に依つて指定された市の區長選任の規定並に特に定められた勅令に依るべきものとされてある。(第四項)

第八十三條 本條は市に臨時委員又は常設委員を置くことの規定である。其目的は一は市民をして直接に事務に參與し、自から實務の經驗を得て地方自治の精神を解得せしむると、一は市の事務を補助させることの二者に出たのであるから、名譽職とするのである。而して選任の方法は市會に於て市會議員、名譽職參事會員、又は市の公民中選挙権を有する者の内から選舉するのである。但し委員長は市長又は市長の委任を受けた市參與若しくは助役を以て之に充てることとされてある。而して此委員を設けるのは主として事務の處理を便宜にする爲めであるから市條例を以て便宜任意の規定を設けることを得さしめてある。

〔臨時委員〕 臨時委員とは一時的の臨時事務を取扱ふ爲に設けられたものである。例へば洪水があつた爲に其善後策を講ずるに就き設けられた類の者が即ち臨時委員である。

常設委員ノ組織ニ  
關シテハ市條例ヲ  
以テ別段ノ規定ヲ  
設クルコトヲ得

第八十四條 市公  
民ニ限リテ擔任ス  
ルニシテ市公民中  
選權ヲ有スル者ヨ  
リ之ヲ選舉ス但シ  
委員長ハ市長又ハ  
其ノ委任ヲ受ケタ  
ル市參與者ハ助役  
ト以テ之ニ充ツ

〔常設委員〕 常設委員とは不斷の事務、例へば教育、衛生、勸業等のことを取扱ふ爲に設けられたものを云ふ。

第八十四條 本條は市吏員が失職又は停職された場合の規定である。

一、市公民たる資格が無ければ擔任することの出來ぬ職務に在る吏員が其公民權を失ひ又は之を停止されたとき又は陸海軍の現務に服す様になつたときは何れも職務を負ふ基礎を失ふから自から職務をも失ふのである。

二、第七十六條の如く市長其他の職に就いた爲に市公民と爲つた者が禁治産若しくは準禁治産の宣告を受け又は破産・家資分産等、第十一條第二項第三項に當る場合は生じたときにも其職を失ふ。

三、市吏員の職務を有して居る者が禁錮以上の刑に當るべき罪の嫌疑を蒙り豫審又は公判に廻はされたときは假令眞に罪のあるか否かの未だ明かならぬとするも、職務を汚したには相違が無いのみならず、後日有罪と確定すれば種々の不都合が生ずるから監督官廳は職務の執行を停止させることが出来る。此場合には本人の責に基いた停職であるから停止中は報酬又は給金を支拂ふことは

ならぬ。但し豫審で免訴となり、又は公判で無罪となれば、舊來通り停止を解き給料を與へねばならぬ。

第八十五條 本條は前數條に定めた者の外尚ほ市に於て事務取扱の上必要と認めれば有給の吏員を置くことが出来ることの規定である。此場合の任免は市長に於て之を爲すべきものとされてあるが、吏員の定数は費用に關係があるから市會に於て議決すべきものとされてある。例へば土木工事の監督とか流行病の爲めの衛生技師とか、雑用の爲めの使丁等を置くの類で、何れも市内部のみに關するものであるから、市長又は市會に於て便宜に取計らはしめたのである。

第八十六條 本條は二條の區及び第八十二條第三項の内務大臣に於て有給の區長を置くを相當と指定した區には前數條に擧げた者の外尚ほ必要の有給市吏員を置くことを許されてある。此等は何れも區長の直接監督の下に市の爲に働くのであるから、區長の推薦する人物に對し、市長が任免することとされてある。而して吏員の定数は經費に影響するから市會の議決を経て之を決すべきものとされてある。

第二款 職務權限

第八十五條 前數條ニ定ムル者ノ外市ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ市長之ヲ任免ス前項吏員ノ定數ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第八十六條 前數條ニ定ムル者ノ外第六條及第八十二條第三項ノ市ノ區ニ必要ノ市有給吏員ヲ置キ區長ノ申請ニ依リ市長之ヲ任免ス前項吏員ノ定數ハ市會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第八十七條 本條は市長の職務權限を規定したものである。即ち市長は市會、市參事會等にて議決した事務は實際に執行するものであるから、内部に於ては市吏員を監督し、市の事務を統轄し、市外部に對しては市長の名を以てを代表し、以て諸般内外の事を行ふのである。(第一項)而して市長の擔任する事務の概目を擧げれば次の六項である。

- 一、市會、市參事會に對し議案を出し且つ其議決のあつたことを執行すること、市長は執行機關であるから、議決を執行すべきは當然である。而して日常取扱つて居る諸般の事情よりして執行を要すべき事件の議案を考へ、之を議決機關に提出することも亦執行の準備に外ならぬ。
- 二、財産營造物の管理も市長が執行機關たる當然の結果である。但し公園或は墓地其他學校病院等に往々其例がある如く特に管理者が設けられてあれば、市長は其管理者のすることを監督すればよいのである。けれども矢張り管理の當否に關する結局の責任は免れぬ。
- 三、會計のことは收入役が司る所であるから、市長は豫算又は議決に基き收入

- 一、市會及市參事會ノ議決ヲ執行スル事
- 二、財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理キハ其ノ事務ヲ監督スル事
- 三、收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
- 四、證書及公文書類ヲ保存スル事
- 五、法令又ハ市會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、市稅又ハ夫役現品ヲ賦課



徴收スル事  
六、其ノ他法令ニ  
依リ市長ノ職權  
ニ屬スル事項

第八十八條 市長  
ハ議案ヲ市會ニ提  
出スル前之ヲ市參  
事會ノ審査ニ付シ  
其ノ意見ヲ議案ニ  
添ヘ市會ニ提出ス  
ヘシ

第八十九條 市長  
ハ市吏員ヲ指揮監  
督シ之ニ對シ懲戒  
ヲ行フコトヲ得其  
ノ懲戒處分ハ罰金  
及十圓以下ノ過怠  
金トス

第九十條 市會又  
ハ市參事會ノ議決  
ヲ越エ又ハ法令若  
クハ會議規則ニ背  
クシテ市長ノ職權  
ヲ行使スルコトヲ  
指シ之ヲ再選擧ニ  
付シ又ハ再選擧ニ  
行ハシムヘシ其ノ  
執行ハ市會ノ議決  
ニ在リテハ之ヲ停  
止スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ  
市會又ハ市參事會  
其ノ議決ヲ改メサ  
ルトキハ市長ハ府  
縣參事會ノ議決ヲ  
請フヘシ但シ特別  
ノ事由アルトキハ  
再議ニ付セスシテ  
直ニ裁決ヲ請フコ  
トヲ得

すべきものであるとか、支出すべきものであるとかの命令を下し、且つ収入役  
が其命令通りに實行したか否かを監督する。  
四、市の權利義務に關する證書及び市の行政事務に關し、市で作つた所謂公文書  
は諸種の事務執行上に必要であるから、市長に於て保管せねばならぬ。  
五、市の財源として法令で定められ、及び市會の議決に依つて定められた(第四  
十二條第一號第五號)使用料・手数料・加入料・市税等を賦課徴收することも亦執  
行機關たる市長の權限内に在るのである。  
六、以上の外、法令に依り市長の職權に屬する事項も亦固より市長の擔任すべき  
ことであるのは勿論である。

第八十八條 本條は市長が議案を市會に提出する場合には、其前之を市參事會に  
十分審査せしめ其意見を添へて之を市會に出すべきことを規定してある。蓋し市參  
事會は市長の議案を調査し、之に意見を附することを一つの法律上の職務として居  
るので、かくして市會は議案の當否を判斷するに材料を與へられ、議事の進行にも  
大に便宜があるのである。

第八十九條 本條は市長の市吏員を監督指揮する權限のあることを規定したので  
ある。蓋し市長は市を統轄するものであるから、市吏員の監督權を有するは當然で  
ある。而して不都合ある者に對しては譴責又は十圓以下の過怠金を科する懲戒處分  
を行ふことを得せしめたのは監督權の威力を一層強からしめたのである。

第九十條 本條は市長の市會又は市參事會に對する監督權を規定したのである。  
蓋し市長は執行機關である以上は、市會又は市參事會の議決を待たねばならぬ、け  
れども議決されたことは何事でも其儘執行せねばならぬとすれば市會等が專横を爲  
し又は失錯であつた様な場合には市政は紊亂されることとなる。即ち市會又は市參  
事會の議決又は選舉が權根を超へ又は法令若しくは會議規則に背き、(第一項)或は公  
益を害し、又は市の收入に適當せぬものであれば第五項)市長は自己の意見に依り  
又は監督官廳の指揮の下に其違法又は不當の理由を示して議事を爲直さしめ、或  
は選舉の場合ならば再選舉を行はしめ、且つ執行を要すべき議決であれば、其執行  
を停止せねばならぬことを規定したのである。(本條第一項第五項)併しながら、若  
し市會又は市參事會が之に應せぬときは市長は府縣參事會に是非の判決を請ふべき

監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スルコトヲ得但シ裁決ノ申請アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第二項ノ議決又ハ前項ノ處分ニ不服アル市長市會又ハ市參事會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
 市會又ハ市參事會ノ議決ハ公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市長ハ其意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシモノニ在リテハ前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會ノ議決ヲ改メサレトキハ市長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ  
 前項ノ裁決ニ不服アル市長市會又ハ市參事會ハ内務大臣ニ出訴スルコトヲ得

ものとされてある(第二項第六項)但し第二項は到底反省の望みなき特別の事情があれば再議若くは再選を求めず、直に裁決を請ふことを許してある。而して裁決に對しては市長・市會・市參事會は何れも行政裁判所に出訴し(第四項)又は内務大臣に訴願することが出来る。(第七項)尙ほ裁決の申請の無い場合には監督官廳に於て市會・市參事會の爲した議決又は選舉を取消すことを許さしめた。(第二項)要するに本條は市長にも相當の權限を認め、市會・市參事會と對立せしめ以て市に最良の行政を行ふことを得る様にしたのである。

**第九十一條** 本條は市會又は市參事會が會議を開くことの出来る場合の規定である。即ち出席議員が少數で、市會が生立せぬとか、或は出席議員が無い爲に第五十二條但書の會議をも開くことの出来ることか、又は事件が急速を要し、市會を召集する暇が無いとき等は止むを得ぬから市長は市參事會をして市會の權限を行はしめるのである。(第一項)けれども市長は有給吏員で市會議員となることを得ぬ性質の者であるのみならず市長は一方に市參事會に市會の權限を行はしめることを命じたのであるから、其議員に加はることの出来るは當然である。(第二項)市會が成立

第六項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
 第七項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
 第九十一條 市會第五十二條但書ノ場合ニ於テ市長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ  
 前項ノ裁決ニ不服アル市長市會又ハ市參事會ハ内務大臣ニ出訴スルコトヲ得  
 市會又ハ市參事會ノ議決ハ公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市長ハ其意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシモノニ在リテハ前項ノ場合ニ於テ市會又ハ市參事會ノ議決ヲ改メサレトキハ市長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ  
 前項ノ裁決ニ不服アル市長市會又ハ市參事會ハ内務大臣ニ出訴スルコトヲ得

しても尙ほ議決すべき事件を議決せぬときは市長は府縣參事會に其議決を請ふことが出来る。(第四項)

市參事會が成立せぬとき又は第七十條第一項但書の場合に尙ほ會議を開くことの出来る場合又は成立すると議決せぬ場合には何れも府縣參事會に議決を請はねばならぬ。(第三項・第四項)

以上は市會又は市參事會の爲すべき議決事項であるが、規定事項に付ても同様である(第五項)。而して市參事會又は府縣參事會の爲した決定に就き不服の者は訴願訴訟を起すことが出来る(第五項)

本條末項は其第一項及び第三項乃至第五項の場合には次の會議に其處置を報告すべきことを定めて居るが之れは單に報告ればよいので、別に後に至りて其當否を論議すべきものではない。即ち本條に基いて正當にしたのであるから其效力は市會又は市參事會自らが爲したと異ならぬからである。

**第九十二條** 本條は臨時急速を要する場合に市參事會が成立せぬとか、或は之を召集するの暇が無いときには市長は獨斷で其事を決定し、次の會議に市參事會に報





第一項及第二項ノ  
事務ヲ執行スル爲  
要スル費用ハ市ノ  
負擔トス但シ法令  
中別段ノ規定アル  
モノハ此ノ限ニ在  
ラス

第九十九條 第六  
條ノ市ノ區收入役  
ハ市收入ノ依リ命  
テ承ケ又ハ法令ノ  
定ムル所ニ依リ市  
區ノ出納其ノ他ノ  
會計事務並ニ國府  
縣其他ノ公共團體  
事務ヲ掌ル會計  
事務ヲ掌ル會計  
事務ヲ掌ル會計  
事務ヲ掌ル會計

區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ  
區長ハ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ  
區長ハ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ

市長ハ市會ノ許可  
ヲ得テ市收入役ノ  
職務ノ一部ヲ市副  
長ニ委任シ得ルモ  
市長ハ市會ノ許可  
ヲ得テ市收入役ノ  
職務ノ一部ヲ市副  
長ニ委任シ得ルモ  
市長ハ市會ノ許可  
ヲ得テ市收入役ノ  
職務ノ一部ヲ市副  
長ニ委任シ得ルモ

區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ  
區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ  
區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ

區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ  
區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ  
區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ  
區長ハ市長ノ許可  
ヲ得テ區收入役ノ  
職務ノ一部ヲ區副  
長ニ委任シ得ルモ

第百一條 本條は第八十二條に説明した委員の職務に關する規定である。別に説明を要せずとも意義明瞭であるから之を省く。

第百二條 本條は第八十五條に説明した吏員に關するものである。即ち事務が複雑となるに従ひ、或は法律顧問の爲め或は土木、建築等の爲め、諸種の吏員を必要とするべきであるが、此等は市長に於て任免し、又市長の命を受けて事務を行ふべきものとされてある。

第百三條 本條は第八十六條に掲げてある區の有給吏員は區長の命に従ひ事務に従事するものであるが、尙ほ區長は事務の進捗を計るが爲に必要と認めれば右の吏員をして區の事務の一部を臨時代理させる事も出来る。

### 第五章 給料及び給與

給料とは有給吏員の勤務に對して與ふる一定の金錢である。吏員は之に依つて自己の品位を保ち、生計を維持するのであるから、級の上下に依り額に差異のあるのは當然である。

給與とは名譽職員又は有給吏員が市の事務に關して支出した金錢に對する支給又は勞務に對して給する給料以外の支給を云ふ。旅費其他實費・退隱料・退職金・死亡金 遺族扶助料或は勞務に對する手當金等の類である。

第百四條 本條は名譽職員にも職務の爲に要する費用は之を辨償してやること、(第一項)名譽職 市參與 同區長・同代理及び委員には費用を辨償する外尙ほ勤務に相當する報酬を給すること(第二項)を規定してある。蓋し如何に名譽職

であるに云ふても、實際其職務に盡す爲に要する費用までを其者等の負擔とするのは、餘りに道理に反する致方であるから、かくすれば事務の處理も自然に打捨て勝となるのみならず、甚だしきは名譽職に就く者も少なくなるに至るからである、而して第二項の名譽職には尙ほ勤務に相當する報酬を與ふるものは、此等の任務は多くは繁忙であり又特別の技能を要する場合もあつて一般人に爲し得ぬこともあるからである。報酬とは給料と異なり之を受ける者が之に依つて生活するものではない。以上述べた費用の辨償額、報酬額、並に其支給の方法は其時々の様相又は市の財政状態等諸種の事情に依りて異なるから市會の議決を経て定めらるべきものとさ



モ訴訟ヲ提起スル  
コトヲ得  
第八條 費用辨  
償、報酬、給料、旅  
費、退職料、退職給  
與金、死亡給與金、  
遺族扶助料、其ノ他  
ノ給與ハ市ノ負擔  
トス  
第九條 收益ノ  
爲ニスル市ノ財産  
ハ基本財産トシ之  
ヲ維持スヘシ  
市ハ特定ノ目的ノ  
爲特別ノ基本財産  
ヲ設ケ又ハ金穀等  
ヲ積立ツルコトヲ  
得

第十條 舊來ノ  
慣行ニ依リ市住民  
中特ニ財産又ハ營  
造物ヲ使用スル權  
利ヲ有スル者アル

トキハ其ノ舊慣ニ  
依ル舊慣ヲ變更又  
ハ廢止セムトスル  
トキハ市會ノ議決  
ヲ經ヘシ  
前項ノ財産又ハ營  
造物ヲ新ニ使用セ  
ムトスル者アルト  
キハ市ハ之ヲ許可  
スルコトヲ得

第十一條 市ハ  
前條ニ規定スル財  
産ノ使用方法ニ關  
シ市規則ヲ設ケル  
コトヲ得

第十二條 市ハ  
第十條第一項ノ  
使用者ヨリ使用料  
ヲ徵收シ同條第二  
項ノ使用ニ關シテ  
ハ使用料若ハ一時  
ノ加入金ヲ徵收シ  
又ハ使用料及加入  
金ヲ共ニ徵收スル

定したのである。

第一款 財産・營造物・市税

第九條 本條は基本財産に關する規定である。抑も市の財産には二種ある、其  
は其物を消耗減額することなく、只其物より生ずる収入のみを使用すべきもの、他  
のものは其物を根本より費消して、市の費用に充つべきものである。前者は所謂基本  
財産で、例へば一定の金を基本財産として之より生ずる利子を市の爲に使用すると  
か、土地又は家屋を貸して貸賃を使用するの類である。即ち本條第一項は、かく收  
益の爲にする市の財産は之を基本財産として維持し、永く市の財政の基とすべきこ  
とを定めたので、第二項は市は凶歳とか洪水とかの救恤と云ふ様な特定の目的の爲  
にのみ使用すべき特別の基本財産を設け、又はかゝる目的の爲に金穀穀類等を積み  
立てることが出来るとし、以て特別費用の準備を爲さしめてある。

第十條 本條は市の財産又は營造物使用に關する規定である。蓋し市の財産は  
市住民の共同に利用すべきものであるが、舊來の慣行に依り一部の住民のみが特に  
市の財産又は營造物を使用するの權利を有することがある。此場合には此慣例に従  
ふのが却つて市政上、其當を得たものであるから之を變更せぬのである。而して若  
し舊慣を變更し又は之を廢止せねばならぬ必要を生じたときは、市會の議決を経て  
之を定めねばならぬ（第一項）。尙ほ又一部住民のみの使用權を認めたる財産或は營造  
物に對し、新たに使用に仲間入りせんとするものがあれば、市は相當の理由あり  
と思へば之を許可することが出来る（第二項）故に絶體に舊慣に従はねばならぬもの  
ではない。

第十一條 本條は前條の舊慣ある財産に關する使用方法を市規則に依り定める  
ことを得るの規定である。蓋し斯かる共同使用に就ては争ひを生じ易いものである  
から豫め之を防ぐ目的から出たのである。

第十二條 本條は市が市の財産又は營造物使用者より使用料を徵收することに  
關する規定である。抑も市は市の費用を支辨する爲に財産又は營造物を有するので  
あるから、第十條第一項の場合には一部の使用者より使用料を取り、同條第二項  
の場合には新加入者は使用の外尙ほ加入によりても利益を得るのであるから、事情  
に應じ或は使用料或は一時の加入金或は此等兩者を共に取り立てることが出来る。

コトヲ得  
 第百十三條 市ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徴收スルコトヲ得  
 市ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徴收スルコトヲ得  
 第百十四條 財產ノ賣却貨與、工事ノ請負及物件勞力其ノ他ノ供給ハ競争入札ニ付シテ要領トキ、入札ノ價額其ノ費用ニ比シテ得失相償ハサルトキハ市會ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第百十五條 市ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

要するに使用に依つて利益を受ける者に對し、幾分の料金を取り立てて以て財産本來の目的を達するのである。

**第百十三條** 本條は市の營造物を使用者より必要に應じ使用料を取り立てることを得せしめ尙ほ一個人の爲に特に爲す事務、例へば證明とか、戸籍謄本を與へるとかの類に就ては手數料を取ることを得せしめてある。各人は皆之によりて利益を得るものであるから料金を取られるのは當然と謂はねばならぬ。

**第百十四條** 本條は市の財産の處分、其他事業の經營に關しては總て公の競争入札の方法を選んであるが、之は事務の公平を保ち、一方には多人に競争せしむる結果、成績を良好ならしむる方法である。但し事件が急を要するとき又は入札の價格が其費用を償ふに足らぬとき若くは特別の事情があつて市會の同意を得たときは入札によらず、一個人と取引することが出来ることとされてある。

**第百十五條** 本條に於ては市は公益の爲め必要と認めれば他に寄附をなし又は他者を補助することをも出来る旨を規定されてある。蓋し市は市の行政を全ふる爲に人格を有し、又財産を有するのであるから、嚴格に言へば其他のことには財産の

處分を爲し得ぬのであるが、公益の爲に盡すのは國家に盡すのであるから、市に餘裕があれば大に之を奨勵す可きであるから特に本條が出来たのである。

**第百十六條** 本條は市の負擔す可き費用及び之に充つ可き收入に就ての規定である。即ち市は其必要なる費用、換言すれば其固有事務を行ふに就ての必要なる費用及び從來並に將來、法律勅令に依り市の負擔に屬する費用、換言すれば委任事務の處理に要する費用の兩者を支辨せねばならぬ。(第一項)要するに市の税を取扱ふ事務に關する費用は一切市に於て負擔するものとするのが、簡便であるからである。而して、右の費用は市の財産より生ずる收入、營造物の使用料、其他先きに述べた手數料・過料・過怠金・其他法令の結果、市に屬する收入を以て之に充て、仍ほ不足があれば前に説明した市税、夫役若くは現品の賦課徴收を行ふことが出来る。(第二項)

**第百十七條** 本條は市税として賦課することを得べきものを規定したのである。即ち(一)國稅 府縣稅・附加稅、(二)特別稅の二種がある。抑も附加稅とは一定の割合を以て國稅又は府縣稅に附け加へて徴收する税を云ふ

第百十六條 市ハ其ク必要ナル費用ナル從來法令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ  
 市ハ其ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料、手數料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市稅及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

第百十七條 市稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ  
 一、國稅府縣稅ノ



二、特別税  
 直接國税又ハ直接府縣税ハノ附加税均一ノ税率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
 國税ノ附加税タル府縣税ニ對シテハ附加税ヲ賦課スルコトヲ得ス  
 特別税ハ別ニ税目ヲ起シテ課税スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

のであるが、凡そ税を如何なる名目に依るを問はず二重に取立てることを許さぬから、例へば地租を徵收するに當ては地租の税率に基き、其範圍内に於て國税も府縣税も市町村税も拂はねばならぬ、故に地租が地價の百分の三十三であるとすれば、國税には其三十を取り、府縣税である地租割と市町村税である地租の附加税とは各其殘分の半分宛のみを取り立て得ると云ふ類である。國税の附加税である府縣税に對し、更に附加税を賦課するを得ぬのも(第三項)右の理由によるのである。而して此殘分の半分即ち百分の一半を國税に對する附加税と云ふのである。(第一項)直接國税又は直接府縣税の附加税は皆平等均一の税率を以て徵集せねばならぬ。偏頗を生ずることは許さぬ。但し府縣知事の許可を得た時は異なる割合を以てすることも出来る。(第二項)

茲に謂ふ直接税とは納税義務者の確定して居り、他者に負擔せしむるを得ぬものを指し、而かも其中國庫に收入せられるもの、即ち地租又は所得税、其他營業税、營業税を直接國税と云ひ、府縣の收入に歸するもの、即ち地租割、家屋税、營業税の附加税を直接府縣税と云ひ、市町村の收入に入るもの、即ち直接國・府・縣税の附加税。

段別割等である。

間接税とは納入義務者の確定せぬもの、即ち酒又は煙草税の如き何人たるを問はず消費者に課せられるものを云ふ。

特別税とは附加税を以て、市の費用を支辨するに足らぬ場合に限り特に税目起し之を徵集するものである。其税率は必ずしも均一を要するものでなく、又市一般に賦課せすとも差支ないものである。

第百十八條 本條は三ヶ月以上市内に滞在する者には其滞在の初めから市税を納めさせることを規定してある。例へば四月から滞在中に七月に至れば四月からの税を取るの類である。蓋し三ヶ月以上も滞在中の者は常住民と同様に市の利益を蒙るから、又市民同様の義務を負はせたのである。

第百十九條 本條は市住民以外の者にして市税を課せられる場合の規定である。蓋し市の費用を分擔すること、換言すれば納税の義務なるものは市から或利益を受けるが爲めであるから住所なく又永く滞在せぬとも尙ほ納税せしめるのを正當とすべき場合がある。即ち市内に土地・家屋・物件を所有し又は市内にある此等のものを

第百十八條 三月以上市内に滞在する者ハ其滞在ノ初ニ過リ市税ヲ納ムル義務ヲ負フ

第百十九條 市内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖市内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ若ハ占有シ、市内ニ營

業所ヲ設ケテ營業  
ヲ爲シ又ハ市内ニ  
於テ特定ノ行爲ヲ  
爲ス者ハ其ノ土地  
家屋物件營業若ハ  
其ノ收入ニ對シテ  
賦課スル市税ヲ納  
ムル義務ヲ負フ

第百二十條 納税  
者ノ市外ニ於テ所  
有シ土地家屋物件  
ハ其ノ收入又ハ市  
外ニ於テ營業所ヲ  
設ケタル營業所ハ  
其ノ收入ニ對シテ  
ハ市税ヲ賦課スル  
コトヲ得ス  
市ノ内外ニ於テ營  
業所ヲ設ケ營業ヲ  
爲ス者ハ其ノ營  
業所ノ本税ヲ分別  
シテ納メサルモノ  
ニ對シテ附加税ヲ  
對シ場合及住所滯  
在ノ市内外ニ於テ  
地家屋物件又ハ營  
業所ヲ設ケタル營

業ヨリ生スル收入  
ニ非サルモノニ對  
シ市税ヲ賦課スル  
場合ニ付テハ勅令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十一條 所  
得税法第五條ニ掲  
クル所得ニ對シテ  
ハ市税ヲ賦課スル  
コトヲ得ス  
神社寺院祠宇佛堂  
ノ用ニ供スル建物  
及其ノ境内地並ニ  
會所説教所ノ用ニ  
供スル建物及其ノ  
境内地ニ對シテハ  
市税ヲ賦課スルコ  
トヲ得ス但シ有料  
ニテ之ヲ使用セシ  
ムル者及住宅ヲ以  
テ教會所説教所ノ  
用ニ充ツル者ニ對  
シテハ此ノ限ニ在  
ラス  
國府縣市町村其他  
公共團體ニ於テ公

使用し又は占有し、其他市内に營業所を設けて營業を爲し或は市内に於て請負を爲すとか、銀行等をなすとか、辯護士業をなさるとか等の特定の行爲を爲す者に對する場合である。之れ本條の規定の出來た所以である。

〔占有〕とは自分の實際の支配内に在ることを云ふ。例へば質屋が入質品に對し、住居人が家に對し、小作人が其土地に對するの類である。

第百二十條 本條は納税者に二重の税を課すことのない爲めの規定で、第一項は市外に所有し又は市外に於て使用或は占有する土地・家屋・其他の物件、若くは之れより生ずる收入、又は市外に營業所を設けて爲す營業若くは其收入に關しては其市より課税されることのないことを規定して居る。蓋し此場合には其市から列記のものに對して利益を受けることがないのみならず、已に前條の規定に依り他の市に於て徵税されるから、住居市以外のものに對しては課税せぬとしたのである。第二項は(一)市の内外に營業所を設けて營業する者であつて、而かも其營業又は收入に對する本税を分けて納めぬ者に對し附加税を課する場合及び(二)住居地と滯在地とが二ヶ以上の市に涉る者の收入であり、且つ土地家屋物件又は營業所を設けた營業か

ら生ずる収入でないもの(此等のものは第百十九條・第百二十條に依る)に對し、市税を課するには勅令を以て定むべきものとされてある。蓋し納税者に對し二重の納税を避けしめ且つ取り立てを便にしたのである。

第百二十一條 本條は市税を賦課することを得ぬ場合の規定である。

一、所得税法第五條の所得には市税を課することが出來ぬ。

所得税法第五條に掲げてあるものは(1)從軍中の軍人の俸給、(2)扶助料及傷痍疾病者の恩給、(3)旅費學資金及法律に於て定められた扶助料、(4)營利を目的とせぬ法人の所得、(5)營利事業以外の一時の所得、(6)外國又は所得税法の行はれた地に在る資産、營業又は職業に依る所得、(7)所得税法に依り所得税を課せられぬ法人より受る配當金及割賦賞與金等であるが、此等は直接市の行政の利益を蒙るものでなく又已に國税にて徵集されぬ者であるから、市税も免除するのである。

二、神社・寺院・祠宇・佛堂並に教會所・説教所の用に供する建物及び其構内地に對しても市税を課せぬ。此等は風教維持の爲に必要であるのみならず、全く利益を得るの目的を有せぬから、徵税免除の特典を與へられたのである、但し所有





ノ意見ヲ徴シ府縣知事ヲ決定ス決知事受ケタル者其決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
 前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ  
 第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
 第百二十七條 市税ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

理由を書した文書を作り、之を本人に渡し其額を定むるのである。不服があれば更に内務大臣に訴願することが出来る。尚ほ緊急の場合に土地を使用された者に於て、其使用は緊急の必要があるものでないと考へれば、府縣知事又は内務大臣に訴願を起すことが出来る。即ち斯くして人民の財産権の保護を厚くされたのである。  
 (二) 緊急の場合に其危険を防ぐ必要があれば、市長・警察官吏・監督官廳は市の居住者を引き出し防禦に従はしめることも出来る。これも緊急處分權の一作用である。

**第百二十七條** 本條は市税賦課の際必要があれば、其掛りの者は日出より日没までの間人民の家宅に行き帳簿、物件の検査をするを許したのである。或營業をして居る者に對しては其營業時間内同様の事が出来る。蓋し課税は極めて公平にせねばならぬ。然るに世には往々自己の所得其他の要件を隱匿する者があり。不當に利する者があるから本條を設けたのである。而して臨檢の時間を制限したのは夜間等の検査は迷惑を與へることの大なるを慮つたのである。尚ほ臨檢の際には相當の吏員であることを知らしめる爲に身分證明の證票を携帯せねばならぬ。何人も妄りに

前項ノ場合ニ於テハ當該吏員ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ  
**第百二十八條** 市長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越エル場合ハ市參事會ノ議決ヲ經ヘシ  
 市ハ特別ノ事情アル者ニ限リ市稅ヲ減免スルコトヲ得

家宅に侵入せらるゝことのないのは、憲法に保障されてある所であるから、臨檢に就ては職務ある吏員が正當の職權を行ふのであることを示すのは必要である。  
**第百二十八條** 本條は特別の事情ある納稅者、例へば災難に罹つた者等に對しては市長は其年度内に限り納稅の時期を繰り延ぶることが出来ることを規定されてある。蓋し此の如きものは到底即時の納稅を爲し得べきものでなく、而かも一方に於ては其會計年度内に納めれば市の收入の豫算に對して不都合がないから、納稅を命ずる權のある市長に延期を許す權を與へたのである。但し延期して年度を超へしめる場合には更に收入の變更を議決せしめねばならぬから市參事會の承諾を要することとされたのである。

尚ほ納稅義務者が非常な不幸の災難を受けたと云ふ如き特別の事情があれば、市は市稅を減額し又は免除することが出来る。蓋し此の如き者に對して稅を減免すれば救恤の趣意にも適ひ、又一方には到底徵集し得ぬものを永く其儘にして置くのは事務の延滞となるからである。

**第百二十九條** 本條は前に述べた營造物等の使用料、特別の手續料及び特別稅に

**第百二十九條** 使用料手續料及特別

税ニ關スル事項ニ付テハ市條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得  
 財産又ハ營造物ノ使用ニ關シテハ市條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得  
 過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
 前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
 第三百三十條 市税ノ賦課ヲ受ケタル

關するものである。即ち此等に關しては市條例に於て其額とか、取立ての方法等を任意に定むべきものとされたのである。蓋し此等の事は其各營造物又は財産の種類、多少、竝に都鄙の差別等により其事情に應ずる様に各別に定む可きであるから各市に一任したのである。而して此等を規定する條例中には所定の義務を履行せぬ者に對し、五圓以下の過料を科する規定を設けることが出来る。これ條例の效力を強からしめる爲めである。

財産又は營造物のことは多くは市規則に定められるものであるが、其使用に關し不都合の行爲のあつた者に對する過料は市條例で定む可きものとされ且つ其額は五圓以下に制限されてある。

一定の不都合ありとし過料に處せられた者が、之を不服と思へば府縣參事會に訴願し、其當否に付き裁決を乞ふことが出来る。裁決に對しては本人のみならず知事又は市長よりも行政裁判所に訴へ出づることが出来るのは極力私權を保護し、併せて公益をも保護せんとしたのである。

第三百三十條 本條は市税の賦課を受けた者が其賦課に就き法律に反し又は間違が

者其ノ賦課ニ付テハ法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ市長ニ異議ヲ申立テテハ其ノ裁決ヲ得  
 財産又ハ營造物ノ使用ニ關シテハ市條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得  
 前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
 第三百三十條 市税ノ賦課ヲ受ケタル

あると(計算其他の點に於て)認めれば、徵稅の書附けを渡された日から三ヶ月以内に市長に對し不服を申立てることを許した規定である。蓋し市税の賦課は市制及び市條例に基くべきものであるから、之に反する者があれば、それ又は納稅者の義務でないから救済されねばならぬのは明かである。其不服申立ての期間を三ヶ月としたのは、夫れ以上を其儘にすれば事務取扱上不便を生ずるのみならず此間を黙過する場合には不服のないものと一應認められても仕方がないからである。又市の財産又は營造物を使用する權利に關し、市の認める處に不服の點があれば、亦之を市長に申立て權利を伸長される策を講せねばならぬから、此等の場合には市參事會に於て之を決定せしむ可きものとされたのである。此決定に對しては本人竝に市長、府縣知事等より上級廳に訴ふることを許されてあるのは、通常の場合と異ならぬ。而して税金の納付期日は多くは徵稅令書を受取つて後十日若しくは二十日の後で、三ヶ月も後であることはない。故に異議を申立てるときは多くは納稅後であるから、異議が理由ありとせらるれば納金は返却されることとなる。

以上のことは使用料、手数料及び加入金の徵集竝に夫役、現品の賦課に關して



市債ヲ起スニ付市會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法及價還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ市長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

第三十三條 市長ハ毎會計年度歲出入豫算ヲ調製シ運クトモ年度開始ノ一月前ニ市會ノ

が生ずるから、本條は止むを得ず三箇の場合に制限されたのである。(第一項) 市債を起すに就ては市會の議決を経るものであるから、其際併せて其市債を起す方法、例へば何處より借入れると云ふ類竝に利息及び償還の方法等をも議決し以て最良の途を講じ、市の財政の基礎を強固にせねばならぬのである(第二項)。市長は豫算内の支出を爲す爲め一時金員の不足を生じ、而かも豫算の收入を以て支辨し得べき場合であれば、市參事會の議決を経て一時の借入金を爲すことが出来る(第三項)。これ臨時の處置で一人と同様已むを得ぬ融通である。故に其後其會計年度内の收入を得た場合には之を以て必ず返済せねばならぬのは當然である(第四項)。

第二款 歲出入豫算及び決算

第一款には市の財源に關することを規定されたのであるから、本款に於て其收入及び支出の方法を規定したのである。

第三十三條 本條は歲出入の豫算調査に關する規定である。蓋し市に於ても個人と同様收入を計て諸事業を經營せねば財政は忽ち紊亂するから、兩者の平均を得せしめることは必要であるからだ。

議決ヲ經ヘシ市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル豫算ヲ市會ニ提出スルトキハ市長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

第三十四條 市長ハ市會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 市會ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ

豫算とは即ち其收入と支出との概算見積である。詳言すれば豫算は租税の取立、其他の收入の標準となり、一方には支出金の基本となるから、市長は毎會計年度に之を編製し、遅くも年度の開始一ヶ月前に市會の決議を経ねばならぬ。(第一項)而して市の會計は政府會計と關聯することが多く、收入支出は同一の期間に終了せしめる必要があるから、政府と同様毎年四月一日より翌年三月三十一日までを一會計年度とする。(第二項)豫算を市會に提出する際には市會をして市の事業竝に資産の有様を了解せしめ適當の決議を爲さしむる爲め事務報告書及び財産表をも併せて提出せねばならぬ。(第三項)

第三十四條 本條は市會の一旦議決した既定の豫算を市長に於て追加又は更正することを得るの規定である。蓋し豫算は見積概算に過ぎぬのであるから實際に於ては不足する場合もあれば新たに起こさねばならぬ事業も生ずることがある。故に市會の議決を経て追加し又は變更を加ふることを許さねばならぬのは當然である。

第三十五條 本條は所謂繼續費なるもの、規定である。元來豫算は一會計年度の收支の見積であるから、其一年度に於て總て終結せねばならぬ筈であるが、例へ



期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ市會ノ議決ヲ經テ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第三百三十六條 市ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設クヘシ豫備費ハ市會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

第三百三十七條 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第三百三十八條 市ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第三百三十九條 市會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ市長ヨリ其ノ原本ヲ收入役ニ交付スヘシ收入役ハ市長又ハ監督官ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出ノ費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依リ支出ヲ爲スコトヲ

ば築港とか、水道等の大事業は到底一年二年を以て完成するものではない。然るに若し斯かる事業を計畫する場合にも尙ほ毎年度に於て一々其支出額を分ちて定めねばならぬものとすれば、事業の經營は實に困難であるのみならず、若し之を否決すれば其儘中止せねばならぬこととなる。故に此の如き場合には數年に亘つて支出するものであるに拘らず、市會に於ては繼續費として各年度に出すべき金額を一時に定めることを得せしめたのは實に必要の規定である。

第三百三十六條 本條は市に豫備費を設くべき規定である。抑も豫算は概算であるから、收支共に實際之に符合せぬことも多いので豫定科目以外の支出を要すること少くない。此場合に一々臨時市會の議決を要すれば事業を妨害されること實に夥しいから、本條は豫め豫備費を設けて右の如き結果を遂げることとしたのである。(第一項)固より豫備費とても其支出の方法は豫め市會の議決を経ねばならぬものであるから、市會に於て認めぬ費途に流用することの出来ぬのは當然である。(第二項) 第三百三十七條 本條は豫算は市會の議決を経た後は直に之を府縣知事に報告し且つ一般市民に其要領を告示す可きことを定めてある。蓋し之に依つて監督官廳は

議決の違法でないか否やを調査し、間接に事業を監督することが出来、一般市民も直接利害關係ある市の事業の内容を知ることが出来るからである。

第三百三十八條 本條は必要の場合には特別會計の法を設けることを得せしめた規定である。市の特別事業である水道であるとか、電車或は病院等の事務は、市の一般の普通事務と異つて居り且つ收支の會計事務も複雑であるから、之を特別のものとして市税其他一般の會計事務と分つのが便宜である。

第三百三十九條 本條は市會に於て豫算を議決したときは、市長より其原本を收入役に交付す可きことを規定したのである。(第一項)抑も收入支出の命令を下す者は市長又は監督官廳であつて、實際の出納を爲すものは收入役とされたことは、前に述べた處であるが、其理由は蓋し出納者に命令の適否を監査せしむるの權を與へたので、同時に其監査を出納者の義務としたのである。豫算原本の交附は實に之れが爲めである。故に第二項に於て收入役は命令がなければ一切の支拂を爲すことが出来ぬが、假令命令があるも、豫算に基かぬ支出であるか、若くは豫備費の支出又は費目を一より他に流用する等會計の規定上支出を爲し得る範圍に屬して居らぬ支

得サルトキ亦同シ

第四百十條 市ノ支拂金ニ關スル時  
效ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

出であれば、同じく一切の支出をすることを出来ぬとされたのである。(第二項) 故に若し之を支拂へば収入役は自分に賠償の責がある。

第四百十條 本條は市の負債に就ては一定の時の間権利者から請求を受けずに経過すれば、其後市は其義務を免れることとされたのである。而して其一定の時間とは政府の支拂金の場合と同様、支拂ふべき年度の経過後滿五年である。(會計法第十八條參照)

第四百十一條 市ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時検査ヲナスヘシ  
検査ハ市長之ヲ爲シ臨時検査ニハ名譽職參事會員ニ於テ互選シタル參事會員二人以上ノ立會ヲ要ス

第四百十一條 本條は會計検査の規定である。蓋し會計は常に主として金銭の出納を行ふものであるから、不都合を生ずること、若くは誤算を生ずることが有り勝ちであるから之を豫防する爲め毎月一定の日を定めて之を検査し且つ一會計年度中には少くとも二回は臨時に検査を行はねばならぬ。而して検査は市長が之を爲すべきであるが、臨時検査の場合には、名譽職參事會員に於て互選した參事會員二名以上の立會を要することとし、以て鄭重公明の検査を行ふこととしたのである。

第四百十二條 市ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス

第四百十二條 本條は決算に關する規定である。即ち市の出納は前年度終了後三ヶ月内に一切を纏め、次の會計年度の六月三十日に至つて全く終了閉鎖し。(第一項)

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役長ハ之ヲ市長ニ提出スシ市長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常豫算會議ニシテ市會ノ認定ニ付スヘシ  
決算ハ其ノ認定ニ關スル市會ノ議決ト共ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ  
決算ヲ市參事會ニ於テハ市長市會ニ及助役ハ其ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス

第四百十三條 豫算調製ノ式、費目流用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

決算報告は其後一ヶ月内に關係證書類と共に収入役より市長の手許に差出し、市長は之を審査して正當であるとか、其他の意見を附して次の通常豫算の會議までに市會に提出し其認定を受けねばならぬ。(第二項)  
市會に於ては其不當の點のないことを認めるときは其ことを議決し、其議決と共に之を監督官たる府縣の知事に報告し、一方には其要領を廣く市民に公告して結末を附けねばならぬ。(第三項)  
決算を市參事會で討議する場合には、市長、市參事及助役は議決に加はることを得ぬことは第四項に規定されてあるが、此等は收支の命令者若くは其補助者として決算に直接に關係を有するからである。  
第四百十三條 本條は豫算を調製する形式豫算に掲げてある一費目を他に流用すること、其他財政上の事務に關し、必要なる規定は内務大臣が之を定むべきものとされてある。蓋し此等は重要事項で、其適否は國の行政にも影響する處が少くないから監督官廳の權限に屬せしめたのである。

### 第七章 市の一部の事務

行政上の便宜の爲に市を幾個かの部分に分つことがある。此場合に此各部は固より人格を有するのではないが、舊慣等に依り此部が財産を有し或は營造物等を有し、或る關係に於ては恰も人格を有し市と獨立するかの如く取扱はれることがある。本章は即ち此關係を規定したのである。

第四百四十四條 本條は市の一部が舊來から財産を有し又は以前營造物を設けたならば、其管理及び處分に就ては本市制中、市の財産又は營造物に關する一般規定に従ふのである。但し舊慣等を重んじ、法例で別段の規定を設けてあれば其規定に従はねばならぬことは勿論である。(第一項)

第四百四十四條 本條は市の一部が舊來から財産を有し又は以前營造物を設けたならば、其管理及び處分に就ては本市制中、市の財産又は營造物に關する一般規定に従ふのである。但し舊慣等を重んじ、法例で別段の規定を設けてあれば其規定に従はねばならぬことは勿論である。(第一項)

市の一部の所有財産又は營造物に關して特別に要する費用は、之に依つて特別の利益を受ける其一部の住民の負担とするは第二項に定められてある。従つて市の一部の所有財産又は營造物に關する會計は、市の一般會計とは之を分けて置くべきものとされてある。(第三項)

第四百四十五條 前條ノ財産又ハ營造物ニ關シ必要アリト認ムルトキハ府縣知事ハ市會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ市會ノ議決ヲ定メシメテ之ヲ施行スルコトヲ得

第四百四十六條 本條は右の市の一部に設ける區會に關する規定で、第一項は其區會を組織する議員は、市會議員等と同様名譽職とし、其定數・任期・選舉權・被選舉權に關する事項は總て前條に述べた市條例中に規定すべきものとされてある。而して第二項は其選舉に就ては市會議員選舉の規定に従ふのであるが、其事が簡單であるから諸種の異議等は市會で決定すべきものとされてある。尙ほ簡單であると云ふ理由からして選舉人の等級等も之を分けぬことを市條例で定めることも出来る。(第三

第四百四十五條 本條は市の一部の所有財産又は營造物に關し必要と認めれば府縣知事は市會の意見を聴き、府縣參事會の議決を経た上で、市條例を設け、區會を開き、市會が議す可き事項を代つて議決せしめることを許してある。蓋し斯かる財産等は特に市の一部の住民にのみ利害の關係を有するものであるから、其部の住民より選舉した議員をして市會に代つて議決をなさしめるのは良策である。而して其手續に於て知事が市會の意見を聴き、市條例を定め、區會を開くべきものとしたのは本來は市會の權限に屬するもので、利害關係が一部の住民にのみ及ぶと云ふ點から便宜の處置をするのであるから、特に鄭重にしたのである。

第四百四十六條 本條は右の市の一部に設ける區會に關する規定で、第一項は其區會を組織する議員は、市會議員等と同様名譽職とし、其定數・任期・選舉權・被選舉權に關する事項は總て前條に述べた市條例中に規定すべきものとされてある。而して第二項は其選舉に就ては市會議員選舉の規定に従ふのであるが、其事が簡單であるから諸種の異議等は市會で決定すべきものとされてある。尙ほ簡單であると云ふ理由からして選舉人の等級等も之を分けぬことを市條例で定めることも出来る。(第三

権の有無ノ決定ハ  
市會ニ於テ之ヲ爲  
スヘシ  
區會議員ノ選舉ニ  
付テハ前條ノ市條  
例ヲ以テ選舉人ノ  
等級ヲ設クサルコ  
トヲ得  
區會ニ關シテハ市  
會ニ關スル規定ヲ  
準用ス  
第百四十七條 第  
百四十四條ノ場合  
ニ於テ市ノ一部府  
縣知事ノ處分ニ不  
服アルトキハ内務  
大臣ニ訴願スルコ  
トヲ得  
第百四十八條 第  
百四十四條ノ市ノ  
一部ノ事務ニ關シ  
テハ本法ノ規定ス  
ルモノノ外勅令ヲ  
以テ之ヲ定ム

項)而して區會の會議の方法等に就ては市會の規定に従ふ可きことは第四項に定め  
てある。

第百四十七條 本條は第百四十四條の場合、即ち財産若しくは營造物を有する市の  
一部は其上級監督官たる府縣知事の處分に不服のあるときは更に内務大臣に訴願  
を爲し得るこの規定である。蓋し大市に於ては市内の各部互に利害の衝突があつて  
小部は大部の爲に壓倒される弊があるから、本條は之を除く爲に市の一部に此特別  
権限を與へたのである。

第百四十八條 本條は第百四十四條の市の一部の事務に關しては前に述べた通り  
市の財産又は營造物に關する規則に従ふべきは勿論であるが、本法に規定のない點  
に關しては勅令を以て定められべきものとされてある。これ行政官の行政命令に  
依て左右することを得ぬ様にしたのである。

### 第八章 市町村組合

本章は數多の小市町村が集まり便宜上共同の利益の爲に一つの法人として或種

の共同事務を行ふ事を規定したのである。蓋し貧弱の小市町村は之を併合すべ  
きものであるが、或は互に遠距離の處に存在するとか、舊來からの慣習にて分  
離せねば調和が出来ぬ等の場合には合併することは不得策であるから、其各市  
町村は其儘獨立せしめ置き、一種の事務丈けを共同に處理せしめることにした  
のである。

第百四十九條 本條は市町村組合の設立及び性質に關する規定である。

一、設立は組合となるべき市町村の協議に基き、府縣知事の許可を待つことが本  
則であるが、知事に於て必要と認めれば自から進んで關係市町村の意見を聴き  
府縣參事會の議決を経た後、内務大臣の許可を得て之を設けることが出来る。  
蓋し市町村組合なるものは一種の變則のもので、國の行政にも關するから、其  
設立は總て監督官の許可を要することとされた。

二、組合は之を法人とする。即ち其行ふ事務の範圍に於ては、市若しくは町村と同  
様、權利義務の主體となり、必要の事務を處理するのである。これ組合の目的  
を達する上に於て必要であるからである。

第百四十九條 市  
町村ハ其ノ事務ノ  
一部ヲ共同處理ス  
ル爲其ノ協議ニ依  
リ府縣知事ノ許可  
ヲ得テ市町村組合  
ヲ設クルヲ得  
公益上必要アル場  
合ニ於テハ府縣知  
事ハ關係アル市町  
村會ノ意見ヲ徴シ  
府縣參事會ノ議決  
ヲ經内務大臣ノ許  
可ヲ得テ前項ノ市  
町村組合ヲ設クル  
コトヲ得  
市町村組合ハ法人  
トス

第百五十條 市町村の組合ニシテ其ノ事務ノ變更ハ共同事務ノ増減シテハ其ノ共同事務ノ協定ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ  
 第百五十一條 市町村の組合ニシテ其ノ事務ノ變更ハ共同事務ノ増減シテハ其ノ共同事務ノ協定ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ  
 第百五十二條 市町村の組合ニシテ其ノ事務ノ變更ハ共同事務ノ増減シテハ其ノ共同事務ノ協定ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

**第百五十條** 本條は一旦設立した組合に於て必要上、其組合市町村の數を増減して或る者を加へ舊を減せんとし、又は目的とする共同事務を變更する場合には關係市町村の協議を経て判事の許可を受けねばならぬこととされてある。而かも若し知事が先づ右の變更を爲すことを公益上必要と認めたらば關係市町村の意見を聞き府縣參事會の議決を経たる上、内務大臣の許可を得て之を爲すことを得ることゝされてある。

**第百五十一條** 本條は組合の共同事務を處理するの標準となる組合規約の作成變更に關する規定である。即ち作成に就ては關係市町村が打寄り協議して必要事項を纏め、一應知事の許可を得べきもの、又之を變更せんとする場合にも同様にすべきものであるを原則とするが、知事に於て公益上必要と認めれば、關係市町村の意見を聞き、府縣參事會の議決を経、内務大臣の許可を得て組合規約を定め又は之を變更することを得せしめたのである。其理由は前數條に述べた處に依つて明白である。

**第百五十二條** 本條は組合規約中に必ず定めねばならぬ事項を掲げたのである。蓋し組合は其設立と同時に一つの獨立した人格者となり、市又は町村の干渉を受く可きものでないから、自己の名稱を定め、自己の機關等、本條列記のことを定めねばならぬ。

ルコトヲ得  
 第百五十二條 組合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル市町村、組合ノ共同事務、組合ノ役場ノ位置、組合會ノ組織及組合會議員ノ選舉、組合吏員ノ組織及選舉並組合費用ノ支辨方法ニ付規定ヲ設クヘシ

第百五十三條 市町村の組合ハ其ノ事務ノ協定ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ  
 第百五十四條 市町村の組合ハ其ノ事務ノ協定ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ  
 第百五十五條 市町村の組合ハ其ノ事務ノ協定ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

可きものでないから、自己の名稱を定め、自己の機關等、本條列記のことを定めねばならぬ。

- 一、名稱を定めるのは他と區別する爲めである。
- 二、關係市町村を掲げるのは、組合組織を明かにするのである。
- 三、共同事務を定めるのは、組合は其事務に關してのみ人格者であるからである。
- 四、役場の位置を定め、組合會の組織、會の議員の選舉、吏員の組織等を規定するは、事務を處理する機關を定めるのである。
- 五、費用は固より組合の負擔するものであるが、其支辨の方法は組合に大關係があるから同じく組合規約に於て定めねばならぬ。

**第百五十三條** 本條は組合を解く場合の規定である。例へば事情の變更、其他共同事務を處理することを得ぬ場合又は共同に事務を處理することを不利益とする場合を生ずれば當初の目的と反するから之を存続せしむる必要がないのみならず、監督官より公益上寧ろ進んで解散を命ぜねばならぬのである。即ち本條は此場合には設立した關係者が、設立の反對の方法により之を解くことを得るとしたのであるが



第五百五十七條 市  
ハ第一次ニ於テ府  
縣知事之ヲ監督シ  
第二次ニ於テ内務  
大臣之ヲ監督ス

第五百五十八條 本  
法中別段ノ規定ア  
ル場合ヲ除クノ外  
市ノ監督ニ關スル  
府縣知事ノ處分ニ  
不服アル市ハ内務  
大臣ニ訴願スルコ  
トヲ得

第五百五十九條 本

遊滞して居らぬや否や、市の資力は危くないか否や等を監督し、指導していかねばならぬ。本章は此目的の爲に設けられたのである。

第五百五十七條 本條は市の監督を受ける順序を規定したのである。蓋し國の行政監督は下級より漸次に上級に及ぶのを原則とするので、法例に於て定められた各官廳の職務権限を見るも誠に明白である。即ち市は直接に府縣知事の監督を受け、更に内務大臣の監督を受けるのであるから、訴願等を爲すにも先づ知事に之を爲し、次に内務大臣に至らねばならぬこととなるのである。

第五百五十八條 本條は市制中に別段の規定がなければ市の監督に關する府縣知事の處分に不服のある市は内務大臣に訴願することを得せしめたので、前條の説明からして當然の規定であることが明かである。

訴願とは市が自己の利益の爲に監督官廳の監督を求むることである。蓋し知事の處分と雖も絶體に正當で且つ自治の發達を助けることも限らぬ場合があるから訴願の方法を設けたのである。

第五百五十九條 本條は行政裁判所に訴へ出ることを本法で許してある場合には内

法中行政裁判所ニ  
出訴スルコトヲ得  
ヘキ場合ニ於テハ  
内務大臣ニ訴願ス  
ルコトヲ得

第六十條 異議  
申立又ハ訴願ノ  
提起ハ處分決定又  
ハ裁決アリタル日  
ヨリ二十一日以  
内ニ本法中別ニ  
シテ定メタル期  
間ニ於テ提起ス  
ルコトヲ得

務大臣に訴願することを得ぬことを規定したのである。蓋し行政訴願も行政訴訟も共に行政上の處分に對する救済の手段であるが、訴願の方は主として個人若しくは市の利益を害された場合、換言すれば處分が其當を得ぬ場合に關し、行政訴訟は主として個人若しくは市の權利を害された場合、換言すれば處分が法例に違背した不法の場合に關するのである。即ち訴願と訴訟とは自ら性質が異なるから、法律は行政裁判所に訴訟を起し得べき場合と、内務大臣に訴願し得べき場合とを定め、以て内務大臣の監督權と行政裁判所との權限の衝突を無からしめたのである。

第六十條 本條は處分決定又は裁決に對する異議の申立又は訴願の提起は別段の定めのない場合には處分決定、裁決等の有つた日から二十一日以内に起さねばならぬことの規定である。而して其二十一日の計算法は訴訟法に依るのであるから、處分等の書面を受取つた翌日から起算するので、尙ほ最終の日が日曜祭日等に當れば其翌日で満了するのである。(第三項)

異議の申立てに就て期間を定めたのは何時までも之を爲し得るとすれば事務の進行を妨げるからであるが、相當の理由があつて所定期間内に申立てられなかつたの

ニ依ル  
異議ノ申立ハ期限  
經過後ニ於テモ宿  
題スヘキ事由アリ  
ト認ムルトキハ仍  
之ヲ受理スルコト  
ヲ得  
異議ノ決定ハ文書  
ヲ以テ之ヲ爲シ其  
申立人ニ交付スヘ  
シ  
異議ノ申立アルモ  
處分ノ執行ハ之ヲ  
停止セズ但シ行政  
廳ハ其ノ職權ニ依  
リ又ハ關係者ノ依  
求ニ依リ必要ト認  
ムルトキハ之ヲ停  
止スルコトヲ得

第六十一條 監  
督官廳ハ市ノ監督  
上必要アル場合ニ  
於テハ事務ノ報告  
ノ爲メ、市會  
議ヲ徵シ及實地  
ニ就キ事務ヲ視察

は尤もであると認められた場合には、後れた申立でも之を受理することが出来る。  
(第四項)異議に對する決定は書面之を爲すのみならず、其理由を説明し、本人に  
交附せねばならぬ(第五項)蓋し之に依つて申立人は能く其是非の理由が判明し、又  
一方には更に不服を申立てる材料となるからである。

異議の申立があつても一旦爲した處分は行政上必要のものであるから、之れに  
構はず執行す可き筈である。けれども處分は後に取消されることもあるから必ずし  
も正當とは云へぬ。のみならず一度執行を終れば取返し付かぬ場合もあるから、  
行政廳に於て必要と認めれば之を停止することを得るのは當然である。(第六項)  
行政訴訟を起す場合にも之を不服である處分を受けた日から三十日以内に提起す  
可きものとされてあるが。(第二項)之れも事務進行上の便宜から出た規定である。

第六十一條 本條は市の監督方法に關する規定で、第一項は監督官廳は市の  
監督上必要であれば、市をして事務の報告を爲さしめ、書類簿を差出さしめ、其  
他尙ほ實地に臨み事務を視察し又は出納の正否を検査することの出来ることを規定  
し、第二項は監督上必要の命令を發し又は必要な處分をすることを得せしめ第三項

は上級監督廳は下級廳の命令又は處分を不當とし若くは必要がないと思へば、之  
を停止し又は取消すことを得せしめたのである。

第六十二條 本條は内務大臣に市會の解散を命ずることを得せしめた規定であ  
る。蓋し市會の議決が其職務權限を越へ又は法令に反し、公衆の利益を害する場合  
には、一方市長に其執行を停止し、他方に再議を命ずるの途もあるが、市會が屢々  
斯かる不都合を爲す場合には之を組織する議員の全部を解散して更に自治の改善を  
計らねばならぬ。而して之れ自治體の自主獨立に對する重要な事件であるから、最  
上の監督官廳たる内務大臣にのみ此權限を與へ、慎重公平に處決せしめることと  
したのである。

内務大臣が市會を解散せしめたときは、市は議決の機關を缺くから、三ヶ月以内  
に更に適當なる議員の選舉を行ふべきことを第二項に規定してある。

第六十三條 本條は府縣知事の監督權の一行動を規定したのである。抑も市に  
は固有事務と委任事務との二種があつて、其費用は總て市の負擔すべきものである  
ことは、先に屢々述べた所である。而して本條の法令によりて負擔し又は當該官廳

シ又ハ出納ヲ檢閱  
スルコトヲ得  
監督官廳ハ市ノ監  
督上必要ナル命令  
ヲ發シ又ハ處分ヲ  
爲スコトヲ得  
上級監督官廳ハ下  
級監督官廳ノ市  
廳命令又ハ處分  
ヲ停止シ又ハ取消  
スコトヲ得  
第六十二條 内  
務大臣ハ市會ノ解  
散ヲ命スルコトヲ  
得  
市會解散ノ場合ニ  
於テハ三月以内ニ  
議員ヲ選舉スヘシ

第六十三條 市  
ニ於テ法令ニ依リ  
負擔シ又ハ當該官  
廳ノ職權ニ依リ命  
スル費用ヲ豫算ニ



載セザルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得  
市長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セザルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ市ノ負擔トス  
前二項ノ處分ニ不服アル市又ハ市長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(國又は府縣)の職權に依り命ずる費用とは即ち委任事務の費用を云ふのであるが、市に於て其負擔の義務を顧みず之を市の豫算に加へねば、知事は理由を示して之を豫算に計上することが出来る。さもなければ委任事務は行はれぬことになるからである。

又市長其他の吏員は一定の職務權限に基き市の事務を行はねばならぬ。若し之を怠れば市の行政は廢退するから、知事は自分又は他の適當の者に委任して其事務を代行行はしめ而して之に要した費用を市の負擔とすることが出来る。(第二項)

右に述べた知事の處分は市に取りては重大の關係があるから之に對しては市長、其他の吏員は行政裁判所に訴へ出で當否の判斷を受くることが出来る。(第三項)

**第六十四條** 本條は市吏に故障ある場合の代理者選任に關する規定で、監督官が之を爲さねばならぬのは説明するまでもない。又市の事務の爲に特派されるのであるから、之に給料又は旅費を與へねばならぬこと、並に之を市に於て負擔すべきものであることも明瞭である。

派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ市費ヲ以テ辨償セシムヘシ  
臨時代理者ハ有給ノ市吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム  
**第六十五條** 左ニ掲ケル事件ハ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ  
一、市條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事  
二、學藝美術又ハ歴史上貴重ナル物件ヲ處分シ又ハ之ニ大ナル變更ヲ加フル事

**第六十五條** 本條は(一)市條例を設け又は之を改廢すること。(二)學藝美術又は歴史上貴重の物件を處分し又は之に大變更を加ふる事の二事件は内務大臣の許可を受くべきこととされてある。  
抑も市條例なるものは前に説明した如く市の固有の行政事務及び市住民の權利義務に關することを規定するものであるから(第十二條)市に對しては法律と同様で、其國の行政其他に影響する所が大であるから監督官に於て其内容を具さに検査せねばならぬ。故に之を設け若しくは之を改正廢止するには、内務大臣の許可を要すべきこととしたのである。又學問上美術上若しくは歴史上、貴重物は殆んど金錢に代へることの出來ぬ價值を有するのみならず一旦失へば再び手に入れることが容易でないから之を賣却するとか譲渡するとか、其他一切の處分行爲並に舊體を損する様な大變更を加へることは總て内務大臣の許可を要することとされたのである。所謂國粹を保存するものに外ならぬ。

**第六十六條** 本條は内務・大藏兩大臣の許可を受くべき事項を規定したのである。

- ノ許可ヲ受クヘシ
- 一、市債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル事但シ第百三十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラス
- 二、特別税ヲ新設シ増額又ハ變更スル事
- 三、間接國税ノ附加税ヲ賦課スル事
- 四、使用料手数料及加入金ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事

第百六十七條 左

- 一、市債を起すの目的は第百三十二條に於て説明した。而して其起債の方法・利率返却の方法に關することの如何は總て國の財源に關係するから、内務・大藏兩大臣の許可を受く可きこととしたのであるが、第百三十二條第三項の借入金は單に一時のものに過ぎぬから、此手續を要せぬのである。
- 二、特別税(第十七條參照)を新設し又は舊來の額を増し又は之を變更することは市民の負擔を重くするのであるから其宜しきを得ぬに於ては、國の財源を潤渥する虞があるから、之れ又前同様の許可を要することとしたのである。
- 三、間接國税、例へば酒とか煙草の如きものに對し、市に於て附加税を課することは其程度如何に依ては商業の進歩を害し、社會經濟の發達を妨ぐるから、充分の調査を要する。故に前同様の許可を要することとした。
- 四、使用料・手数料及び加入金を新設し、又は之を増額變更することは、總て住民の負擔を増し又は既得の權利に影響するから、同じく内務・大藏兩大臣の許可を得せしめたのは至當の處置である。

第百六十七條 本條は府縣知事の許可を受く可き事件を定めたのである。

- ニ掲クル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ
- 一、基本財産ノ管理及處分ニ關スル事
- 二、特別基本財産及積立金穀等ノ管理及處分ニ關スル事
- 三、第百十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更又ハ廢止スル事
- 四、寄附又ハ補助ヲ爲ス事
- 五、不動産ノ管理及處分ニ關スル事
- 六、均一ノ税率ニ依ラスシテ國税又ハ府縣税ノ附加税ヲ賦課スル事
- 七、第百二十二條第一項第二項及第四項ノ規定ニ

- 一、市は行政の基礎を固くする爲に基本財産を所有することの必要あることは前に述べた處である。即ち平生は之を管理し成るべく多額の收益を得て、市の財政を助け、又一朝必要が生ずれば之を賣却・讓渡・交換する等の處分をなすべきである。而して右の管理又は處分を市の意見に一任する時は不都合のことを爲すこともあれば、又氣の附かぬ不利益を來たすこともあるから、監督官の許可を要することとした。
- 二、特別基本財産とは、特別の行政事務の費用に充てる爲に設けた基本財産を云ひ、積立金穀とは市の貯蓄した金銭穀類を云ふのであるが、此等の管理及び處分も前同様の理由に依り、監督官の許可を要する。
- 三、從來の慣習に基き、市住民の或者のみが市の財産又は營造物を使用する權利のある場合には、其舊慣を廢止、變更するのは、一部人民の權利を害することになるから、正當の理由ありや否やを鄭重に調査せねばならぬから、知事の許可を要することとした。
- 四、寄附とは金銭其他の物品を他に贈與すること、補助とは金銭勞働等を供して

依り數人又ハ市ノ一部ニ對シテ  
 八、第百二十四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シテ賦課ヲ爲ス事  
 九、第百二十五條ノ準率ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 十、繼續費ヲ定メ又ハ變更スル事

他の困難を救ふこと(第百十五條)であるが、此等は公益上、必要であるとは云へ、市の本来の費用を支辨するのではないから、其之を爲す可き事情のあるか否や、又之を爲し得る餘裕が市に在るや否やを調査せねばならぬ。之れ知事の許可を要すとした所以である。

五、不動産、例へば土地・建物は、市の財産中尤も基礎の強固のものであるから、其管理處分に就ては第一に述べたと同様監督官の許可を要する。

六、國稅及び府縣稅附加稅は均一の割合を以て一般人民に賦課するを原則とするから、特別の事情の爲め其割合を變ずるときは、果して其必要があるか否や、又變せられた割合は正しきや否やを調査する爲め監督官の許可を要する。

七、數人若くは市の一部のみを利用する財産・營造物の設置・維持其他の費用を數人又ハ市の一部に納入させるのは(假令其利害は此等の者のみを受けるとして)も少くも市有の財産・營造物に關する稅は市民一般に課す可きものであると云ふ原則の例外である。故に其事情を調査して實爲知事の許可を要することとしたのである。

八、數人又ハ市一部に對し、特に利益ある事件に關し、市が不均一の賦課をなす場合も前同様である。

九、夫役又は現品は直接國稅若くは直接市稅を標準として且つ金額に算出して賦課すべきものであることは、前に述べた所である。之を變更する場合には不公平、不相當のことの無い様にする爲め、監督官の許可を要することとしたのである。但し急迫の場合には監督官廳の許可を受ける暇がないから、其許可を受けずに右の變更を爲すことが出来る。

十、繼續費は前に述べた通り、數年間に亘り毎年一定の額を支出す可きものであるから、之を定める當初に於て、果して繼續年間、其支出を爲し得可きや否やを能く調べねばならぬ。又繼續費を變更することは或は事業の成效を不能ならしめる結果を來さぬとも限らないから、監督官廳をして此等を調査せしむる必要がある。

第百六十八條 本條は前に述べた如き監督官廳の許可を要すべき事件に就ては監督官廳は其許可を願ひ出た趣旨に餘り反對でない限りは、假令願ひ出た趣旨其

第百六十八條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ

監督官廳ハ許可申  
請ノ趣旨ニ反セス  
ト認ムル範圍内ニ  
於テ更正シテ許可  
ヲ與フルコトヲ得

第六十九條 監  
督官廳ノ許可ヲ要  
スル事件ニ付テハ  
勅令ノ定ムル所ニ  
依リ其ノ許可ノ職  
權ヲ下級監督官廳  
ニ委任シ又ハ輕易  
ナル事件ニ限リ許  
可ヲ受ケシメサル  
コトヲ得

第七十條 府縣  
知事ハ市長、市參  
事、助役、收入役、  
副收入役、區長、  
區副收入役、區長  
對シ懲戒ヲ行フコ  
トヲ得其ノ懲戒處  
分ハ罰金、二十五

儘でなくとも幾分之を變更して許可を與ふことが出来るこの規定である。蓋し此  
場合は嚴格に云へば願出の趣きは不都合の廉があるから之を却下し、更に改めて再  
願せしめねばならぬのであるが、幾分の更正のみで許可を爲し得るのであれば、強  
て面倒の手續を採るにも及ばぬから、本條の便宜規定を設けたのである。

第六十九條 本條は假令監督官廳の許可を要する事件であつても、輕微の事  
件は間違ひがないと思はれるれば許可を受けずに行ふて差支ないこと、併て例へば内  
務大臣の爲す可き許可の職權でも之を下級の監督官 例へば知事に委任することが  
出来る旨を規定したのである。要するに本條も手續を簡便にする爲めである。而し  
て此等は總て勅令に依つて定められた場合に限るとされてあるが、これは行政命令  
を以て勝手のことをさせぬ爲めである。

第七十條 本條は市吏員が職務違反の行爲を爲した場合の制裁、即ち懲戒處分  
を規定したものである。

抑も懲戒處分の目的は懲戒された者を懲らしめ、同時に他の者を戒めるに在るか  
ら、其方法には誹責過怠金及び解職の三種がある、誹責とは精神上の苦痛を與へる

以下ノ過怠金及  
解職トス但シ市  
長、市參事、助役、  
收入役、副收入役、  
及第六條又ハ第八  
十二條第二項ノ市  
區長ニ對シテハ解  
職ノ懲戒審査會ノ  
議決ヲ經テ市長ニ  
付テハ勅裁ヲ經ル  
コトヲ要ス

ことを云ひ、解職とは吏員である資格を失はせることを云ふのである。即ち解職は  
吏員最終の懲罰で、改過の望みなき者に課するのである。懲戒は監督官たる知事に  
於て之を爲すべきを通例とするが、法例に依り確實なる保護を受けて居る市長・市  
參事・助役・收入役・副收入役及び第六條又は第八十二條第三項の市の區長に對す  
る解職は特に懲戒審査會の議決を経べきものとし、尙ほ市長は裁可に依りて就任し  
たのであるから、勅裁を要するものとされてある。(第一項)  
懲戒審査會の組織は第二項に平易に規定されて一讀明瞭であるから別に説明の要  
がない。而して其會員選舉の方法、任期、招集、會議に就ては、第三項に依り府縣制に  
従ふべきものとされてある。  
解職の處分を受けた者は不服の場合は、内務大臣に訴願することを許されてある  
が、市長に就ては勅裁を請ふべきこととされてあるから、訴願は許されぬ。(第四  
項)  
府縣知事は懲戒審査會の議決を要すべき吏員の解職を行はんとする場合には先づ  
其停職を命ずることが出来る。(第五項)これ解職までには多少、時日を要するから

不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得但シ市長ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 府縣知事ハ市長、市役所長、副市長、第六條又ハ第八條第二條第三項ノ市ノ區長ノ職ヲ行フハ此ノ場合ニ於テハ其ノ職期間ヲ支給スルコトヲ得ス  
 懲戒ニ依リ職ヲ解任スル者ハ二年間市町村ノ公職ニ命セラレ又ハ任得ス  
 等百七十一條 市吏員ノ服務規律、賠償責任、身元保証及事務引継ぎニ關シテハ前項ノ命令ニハ事務引継ぎニ關シテハ過料ヲ科スルコトヲ得

其間執務させれば取り返へしの附かぬ災害を市行政の上に遺す心配があるからである。而して停職の間は報酬又は給料を與へぬのは解職の處分の結果賠償の責任を生じた場合に備ふるのである。

解職者は二年間市の公職に選挙又は任命されることを得せしめぬことを第六項に規定されてある。これ不法の行爲をした制裁である。

**第七十一條** 本條は市吏員の服務規律、賠償責任、身元保証及び事務引継ぎに關する規定は、何れも内部のことに關するから、命令で適宜に之を定むべきこととされたのである。尙ほ右の中、事務引継ぎを拒む場合には、後任者は事務に着手することが出來ず、其市行政上に及ぼす損害は少くないから、此れに關する命令には二十圓以下の過料を設けることが出來る。

服務規律とは吏員の守るべき本分を定めたもので、要するに誠實に事務を盡し且つ吏員たるの尊嚴と品位とを失はぬことを眼目とするものである。賠償責任とは市に損害を與へた場合に之を償ふべき責任を云ふ。身元保証金とは正副収入役が金銭其他の出納會計につき市に加ふるべき損害の擔保を云ふ。事務引継ぎとは

は吏員更迭の際、先任者が從來爲し來たつた事務を後任者が受け繼ぐことを云ふ。

### 第十章 雜 則

本章は以上の規定に漏れたものが而かも尙ほ市の行政上に必要なことを規定したのである。

**第七十二條** 本條は事件の管轄を指定する規定である。蓋し數知事又は數府縣參事會の職權に屬する事件の如きは、何れの知事又は參事會に於て之を管理すべきかは頗る疑ひの生じ易きことであるから、本條は此の如く同一地位若くは同一職權を有する者の間の事件は内務大臣に於て關係府縣知事の上申する事情を斟酌して管理知事又は參事會を指定すべきものとしたのである。

**第七十三條** 本條は第六條の市の有給吏員に關するものである。即ちかゝる大市の有給吏員の組織、任用、分限、分限とは地位を免せられる場合とか、轉職、退職、休職等の場合のものを規定してある規則、及び市の内に在る區に關しては一應本市に規定してあるが、尙ほ必要の事項もあるから、之れは勅令を以て定むべきものと

有百七十二條 府縣知事ハ市長、市役所長、副市長、第六條又ハ第八條第二條第三項ノ市ノ區長ノ職ヲ行フハ此ノ場合ニ於テハ其ノ職期間ヲ支給スルコトヲ得ス  
 懲戒ニ依リ職ヲ解任スル者ハ二年間市町村ノ公職ニ命セラレ又ハ任得ス  
 等百七十一條 市吏員ノ服務規律、賠償責任、身元保証及事務引継ぎニ關シテハ前項ノ命令ニハ事務引継ぎニ關シテハ過料ヲ科スルコトヲ得

されたのである。蓋し事件の關係が重大であるから、行政命令を以て左右せしめぬ趣旨である。

**第七十四條** 本條は第十三條の議定數の標準となるべき人口を定めるのは内務大臣の爲す所であることを定めたのである。蓋し人口の調査は極めて困難で、而かも其如何は市の議決機關に影響するから、公益の點から最上級の監督官廳に之れを爲さしめたのである。

**第七十五條** 本條は此市制に於て直接税及び間接税と稱するもの、種類は内務大臣に於て之を定む可きものとされてある。蓋し學說から云へば、直接税とは前に説明した如く、納税義務者が直接に負擔するもの、例へば營業税とか地租とか所得税の如きものを云ひ、間接税とは納税の義務ある納税者以外の消費者の負擔するもの、例へば酒・醤油・煙草税等の如きを云ふのであるが、其種類に於ては尙ほ疑はしきものがあるから、本條に依り明確ならしめたのである。併し學說と略ぼ一致するのは勿論である。

**第七十六條** 本條は市又は市町村組合の廢置・分合又は境界に変更を生じた場

**第七十四條** 第十三條ノ人口ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

**第七十五條** 本法ニ於ケル直接税及間接税ノ種類ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

又ハ市町村組合ノ廢置合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ市ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第七十七條** 本法ハ町村制第百五十七條ノ地域ニ之ヲ施行セン

**第七十八條** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

合の規定で、此場合には當然の結果として市の經濟關係を始めとし、諸般の事務に規定すべき必要事項が生ずるのであるが、之に對しては市制に規定あるもの、外は勅令に依りて之れを定む可きものとして、行政命令の自由になせぬこととした。

**第七十七條** 本條は本市制は町村制第百五十七條の地域、即ち北海道・沖繩縣・其他勅令を以て定めてある島嶼には施行せぬことを規定したのである。蓋し何等の地域は土地未だ内地に比して開けず、諸般の状況も異なるから到底自治制に堪へぬのみか却つて弊害があるからである。

### 附 則

附則とは本則即ち市制の實質を規定したものに附加された法則の意で、主として此市制を實施することに關する調和規定である。

**第七十八條** 本條は本市制を施行する期日を勅令を以て之を定むべきことを規定してある。法律の施行は通常は公布の日から起算して二十日後に於てされるのであるが、本法は之に異なつた施行期日を定めたものである。蓋し實施には多少の準備

第七十九條 本法施行の際現に市會議員又は區會議員ノ職ニ在ル者ハ最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ  
 本法施行ノ際現に市長助役又ハ收入役ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ルテ其ノ職ヲ失フ  
 第百八十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス但シ復権ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス  
 舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス  
 第百八十一條 本

備を要するから勅令を以て適當の期日を定むるのは寧ろ得策である。  
**第七十九條** 本條は此市制が實施される際、現に市會議員又は區會議員の職に在るものは舊法に依る定期改選期に其職を失ひ、此時に於て新法に従つて選任されるのである。市長、助役又は收入役に就ても同様である。蓋し法律が變じ即時に舊法は效力がないから、従つて舊法に依る職務は總て失ふ可きものとするのは酷に過ぐるからである。

**第八十條** 本條は舊刑法時代に重罪の刑に處せられたものは、刑法の改正せられた今日の市制から見れば、六年の懲役又は禁錮の刑に處せられたものと看做し、舊刑法の禁錮以上の刑は新刑法の禁錮以上の刑と看做すことを規定されたのである。但し復権を得た者は最早犯罪の跡を消滅した無垢の者と看做す。蓋し本法に於ては新刑法の刑名を掲げ、之に處せられたもの、或は公民權を奪はれ、或は吏員となるの權を失はしめられてあるから、本條の對照の規定がなければ、舊刑法時代の犯罪は如何に重くとも何等影響のないと云ふ不都合の結果を生ずるからである。

**第八十一條** 本條は本法施行の際必要な規定は總て命令を以て之を爲す可き

法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

ことを規定したのである。即ち行政命令に之を一任したので。蓋し市制を實施する如きは一つの行政事務とも謂ふを得るからである。

# 市制終

## 町村制

### 緒言

町村は市と同様、國家の行政區劃の最小部分を形成し、地方自治體の最下級に位するもので、而かも人格を有し、權利義務の主體となり、直接には自己の爲め、間接には國家の爲に活動すること全く兩者同一である。只町村は市に比し、人口も少く、土地の區域も狭く、自ら人情、風俗若くは經濟上の點に於て異り、兩者の間には所謂都鄙の別があるから、異りたる名稱を附し、之を規律する町村制なるものも出來たのである。けれども根本に於ては全く相同じきものに對するのであるから、固より市制と町村制と其趣意若くは理由を異にするものではなく、幾分實際の必要と便宜を斟酌した點がある迄である。故に今市制と町村制とを比較して見るに、町村制には市參事會に相當する規定が無いのみで、其他は全部章の分け方、款の設け方まで一致し、各條文も市とある所を町村と入れ換へれば其他は殆んど符合する。蓋し法律を制定する



上に於ては兎に角市と町村と各獨立別箇の目的體に對するものを別々にした方が體裁の上、又實際の運轉上に、良いのであるが、法の精神を知らんとする者には一々之を反覆するも何等の利害がないことは言はずとも明瞭である。故に吾人は各條の下に於て單に差異の點を説明し、其他は對照すべき市制の條項を引くに止めることとしたから、讀者は彼此を比較し攻究せば兩制度に對する一種の趣味と深く理解とを得るの利益があるであらう。

## 第一章 總 則

### 第一節 町村及び其區域

前に述べた通り市も町村も共に人智の程度、人口の多少、其他經濟、慣習、地勢等に依つて分けられる。而して市は郡の下に屬せず直に府縣の監督を受けるが、町村は第一に郡に屬し、次に府縣の監督を受ける差がある。尙ほ町と村との區別は、區は市街地を云ひ、村は市街地でない地を云ふ。

**第一條** 本條は町村の區域は從來通りとし、別に本町村制に依つて變更を加へぬことを定めぬのである。其理由は市制第一條に説明した所と同一である。

**第一條** 町村は從來ノ區域ニ依ル

**第二條** 町村は法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス

**第三條** 町村ノ廢置分合又ハ境界變更ヲ爲サントスルトキハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ決議ヲ經テ之ヲ決定ム所屬未定地ヲ町村ノ區域ニ編入セムトスルトキ亦同シ  
前項ノ場合ニ於テ財產アルトキハ其ノ處分ニ關シテハ前項ノ例ニ依ル  
第一項ノ場合ニ於テ市ノ廢置分合ヲ伴フトキハ市制第三條ノ規定ニ依ル

**第二條** 本條は町村に法人たる資格を認め、以て自ら一定の範圍内の固有事務を行ひ、又法令等に依りて定められた事務をも行はしめ、直接には町村の發達を計り延いて間接には國家を繁榮ならしむべき活動の能力を與へたのである。而して官の監督を受けることを要としたのは、町村の自治も固より畢竟は國家行政の爲めに定められたのだからである。(市制第二條説明參照)

**第三條** 本條は市制第三條、第四條と同旨に出來た規定である。即ち町村は從來の區域を其儘に存するのを原則とするけれども或は町村の力が貧弱で獨立することの出來ぬ場合、或は町村の區劃が廣さに過ぎ統一に不便である場合、其他事情に依つて舊來の區域を變じ、町村の廢置、分合若しくは境界の變更を爲さねばならぬ場合を生ずることがあるが、此場合には總て府縣知事が關係市町村の意見を聴き、府縣參事會の決議を経、更に内務大臣の許可を得て之を定む可きものとされたのである。蓋し町村自治の成績は國家の行政に關するのであるから國家の干渉を要するのは勿論であるが、直接には關係市町村の利害にも關し且つ關係市町村は總ての事情を詳しく知つて居るから其意見をも參考に供し、公平、最善の方法を採らんとした



第八條 町村民の要件は町村條例を以て定むることを許したのである。蓋し公民の数が議員の定数三倍にも充たぬ少数であるならば、町村の行政は極めて少数者の左右する處となり、一般に住民の意思も通せず又一般住民の不利に歸するこどもあるから、斯かる場合には臨機便法を設けねば町村の行政を發達せぬからである。

第九條 本條は市制第十條と全く同一精神に出たので、町村民は名譽職に選舉せられる權利を有し、義務を有すること並に其義務を盡さざる場合には制裁を附せられることの規定である。

第十條 本條は町村條例及例び町村規則に關するもので、市制第十二條と同一に出

めたのである。即ち公民の要件は町村條例を以て定むることを許したのである。蓋し公民の数が議員の定数三倍にも充たぬ少数であるならば、町村の行政は極めて少数者の左右する處となり、一般に住民の意思も通せず又一般住民の不利に歸するこどもあるから、斯かる場合には臨機便法を設けねば町村の行政を發達せぬからである。

第八條 本條は市制第十條と全く同一精神に出たので、町村民は名譽職に選舉せられる權利を有し、義務を有すること並に其義務を盡さざる場合には制裁を附せられることの規定である。

第九條 本條は市制第十一條と同旨の規定で、町村民を失ふ場合及び公民權の行使を停止されし場合の規定である。

第十條 本條は町村條例及例び町村規則に關するもので、市制第十二條と同一に出

### 第二章 町村會

本章は市制第二章の市會に照應するものである。

#### 第一款 組織及び選舉

第十一條 本條は市制第十三條と同一精神に依つて規定せられたるものである。即ち町村會議員選舉の方法及び其定數を定めたのであるが、町村は市に比して其規模も少く、人口も少ないから、自然其數は小なくなつて居る。

シ爾後同一ノ期間ヲ經過セザル者  
六、其ノ他町村會ノ決議ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者  
前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス  
第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
第九條 町村民第七條第一項ニ掲ケタル要件ノ一ヲ闕キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルトキハ其ノ公民權ヲ失フ  
町村民租稅滯納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止ス家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定ニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ取クルコトナキニ至ル迄亦同シ  
陸海軍現ノ役ニ服スル者ハ町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他ノ兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ亦同シ  
第十條 町村ハ町村民權ノ利義務又ハ町村ノ事務ニ關シ町村條例ヲ設クルコトヲ得

町村ハ町村ノ營造物ニ關シ町村條例ヲ以テ規定スルモノノ外町村規則ヲ設クルコトヲ得  
第十一條 町村會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス  
議員ノ定數左ノ如シ  
一、人口千五百未満ノ町村八人  
二、人口千五百以上五千未満ノ町村十二人  
三、人口五千以上一萬未満ノ町村十八人  
四、人口一萬以上二萬未満ノ町村二十四人  
五、人口二萬以上ノ町村三十人  
議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ増減スルコトヲ得  
議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アマタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

**第十二條** 町村公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第九條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

帝國臣民ニシテ直接町村稅ヲ納ムル者其ノ額町村公民ノ最多ク納稅スル者三人中一人ヨリモ多キトキハ第七條第一項ノ要件ニ當ラスト雖一舉權ヲ有ス但シ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者及第九條第二項ノ公民權停止ノ條件又ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス

法人ニ關シテモ亦前項ノ例ニ依ル直接町村稅ヲ賦課セサル町村ニ於テ

**第十二條** 本條は市制第十四條に當るもので、選舉權は何人が有するものなるから規定したものである。

**第十三條** 本條は市制第十五條に當るもので、選舉人の等級を定め且つ被選舉人は各等を通じて選まるべきものであることを規定したのである。但し市は三級制を用ひたるに反し町村に於て二級制を採用した點は唯一の差異である。蓋し市は町村に比して人口の多いのと總て貧富の懸隔が甚しい爲に此相違を生じたのである。尙ほ本條末項は特前の事情のある爲め本條に定める通りの二級選舉法に従ひ難き町村に於ては町村條例を以て便宜の特例を設けることを許されてある。蓋し山間僻地に在る町村に於ては公民たる要件も特に町村條例に依つて定むることを許されてある位であるから、自ら選舉人の等級に就ても特例を設ける必要を生ずることは見易い所である。

**第十四條** 本條は市制第十七條に當るもので、特別の事情例へば町村の區域が非常に廣いとが又は飛びくりに隔て、部落が存在する様な場合には、全部を一選舉區域とするのは不便であるから、町村は其直接監督官たる部長の許可を得て適當の

區劃を定め、選舉分會を設けることを許したのである。然してこれは二級選舉のみの場合に就ても同様とされてある。當選舉は各級各別に行ふのであるから。

**第十五條** 本條は市制第十八條と同様の規定で、被選舉權を有するものは選舉權を有する市の公民であること並に其例外的場合を定めたのである。其第二項第一號に府縣の下に郡を加へられたのは、郡は市に對すると異なり町村を監督する地位に在るからである。

ハ其ノ町村内ニ於テ納ムル直接國稅額ニ依リ前二項ノ規定ヲ適用ス

前三項ノ直接町村稅及直接國稅項ノ額ハ選舉人名簿調査期日ノ屬スル會計年度ノ前年度ノ賦課額ニ依ルヘシ

**第十三條** 選舉人ハ分テ二級トシ選舉人中直接町村稅ノ納額最多キ者ヲ合セテ選舉人全員ノ納ムル總額ノ半ニ當ルヘキ者ヲ一級トシ其ノ他ノ選舉人ヲ二級トス但シ一級選舉人ノ數議員定數ノ二分ノ一ヨリ少キトキハ納額最多キ者議員納額ノ二分ノ一ト同數ヲ以テ一級トス

一級二級ノ間納稅額兩級ニ跨ル者アルトキハ一級ニ入ルヘシ兩級ノ間ニ同額ノ項稅者二人アルトキハ其ノ町村内ニ住所ヲ有スル年數ノ多キ者ヲ以テ一級ニ入ル住所ヲ有スル年數同シキトキハ年長者ヲ以テシ年齢ニ依リ雜キトキハ町村長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

選舉人ハ每級各別ニ議員定數ノ半數ヲ選舉シ被選舉人ハ各級ニ通シテ選舉セラルルコトヲ得

直接町村稅ヲ賦課セサル町村ニ於テハ第二項及第三項ノ納稅額ハ選舉人ノ町村内ニ於テ納ムル直接國稅額ニ依ルヘシ

第二項第三項及前項ノ直接町村稅及直接國稅ノ納額ニ關シテハ前條第五項ノ規定ヲ適用ス特別ノ事情アリテ前七項ノ例ニ依リ

雜キ町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ特例ヲ設ケルコトヲ得

**第十四條** 特別ノ事情アルトキハ町村ハ部長ノ許可ヲ得區劃ヲ定メテ選舉分會ヲ設ケルコトヲ得二級選舉ノ爲ノミニ付亦同シ

**第十五條** 選舉權ヲ有スル町村公民ハ被選舉權ヲ有スル左ニ掲ケル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一月ヲ經過セサル者亦同シ

一、所屬府縣郡ノ官吏及有給吏員

二、其ノ町村ノ有給吏員

三、檢察官及收稅官吏

四、神官神職僧侶其ノ他諸宗教師

五、小學校教員

町村ニ對シ議員ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員重役及支配人ハ其ノ町村ニ於テ被選舉權ヲ有セス

父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選舉セラルタルトキハ同級ニ在リテハ得票ノ數

ニ依リ多キ者一人  
ヲ當選者トシ同級  
ナルトキ又ハ等級  
ヲ異ニシテ選舉セ  
ラレタルトキハ年  
長者ヲ當選者トス  
其ノ時ヲ異ニシテ  
選舉セラレタルト  
キハ後ニ選舉セラ  
レタル者議員タル  
コトヲ得ス

議員ト爲リタル後  
前項ノ縁故ヲ失フ  
タル場合ニ於テハ  
年少者其職ヲ失フ  
町村長又ハ助役ト  
父子兄弟タル縁故  
アル者ハ町村會議  
員ノ職ニ在ルコト  
ヲ得ス

第十六條 町村會  
議員ハ名譽職トス  
議員ノ任期ハ四年  
トシ總選舉ノ第一  
日ヨリ之ヲ起算ス  
議員ノ定數ニ異動  
ヲ生シタル爲解任  
ヲ要スル者アルト  
キハ等級各別ニ町  
村長抽籤シテ之ヲ  
定ム但シ  
解任ヲ要スル等級  
ニ屬員ルキハ其ノ  
議員ヲ以テ之ニ充  
ツヘシ  
議員ノ定數ニ異動  
ヲ生シタル爲新ニ  
選舉セラレタル議  
員ハ總選  
舉ニ依リ選舉セラ  
レタル議員ノ任期  
満了ノ日迄在任ス

第十六條 本條は市制第十九條に相當するもので、町村會議員は之を名譽職とするに、並に其任期に關する規定である。但し町村は市と異なり、區域狹少、人口も少ないから選舉區を設くる必要がないから選舉區に關するこの本條に全く規定の無いのは當然である。

第十七條 本條は市制第二十條に當るもので、即ち補欠選舉に關する規定である。第十八條 本條は市制第二十一條に當るもので、選舉人名簿の調製、其縦覽、其他人名簿に對する異議、訴願訴訟、修正等に關するものである。但し選舉區は前條に述べた通りの理由により、本條には全く其規定がない。

第十九條 本條は市制第二十二條に對應するもので、選舉の準備方法に關する町村長の職務を規定したのである。

第二十條 本條は市制第二十三條と同一精神の規定で、選舉に關する選舉中、選舉の閉閉、選舉立合人に關することを定めたのである。

第十一條 町村會議員中議員ヲ生シ其ノ議員定數ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ又ハ郡長町村長若ハ町村會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補選選舉ヲ行フヘシ補選議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間存在ス

補選議員ハ前任者ノ選舉セラレタル等級ニ於テ之ヲ選舉スヘシ  
第十八條 町村長ハ選舉期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ  
依リ選舉人ノ資格ヲ記載セル選舉人名簿ヲ調製スヘシ  
町村長ハ選舉人日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間期日午前  
八時ヨリ午後四時迄町村役場又ハ告示シタル場所ニ於テ選舉人  
名簿ヲ關係者ノ縦覽ニ供スヘシ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱  
覽期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町  
村長ハ縱覽期間満了後三日以内ニ町村會ノ決定ニ付ス選舉町村  
會ハ其ノヨリ付テ受ケタル日ヲ以テ七日以内ニ之ヲ決定スヘシ  
前項ノ規定ニ不服アルモノハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ  
第四項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
第二項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟  
ヲ提起スルコトヲ得  
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
前四項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依  
リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ其ノ確定日以前ニ修正ヲ  
加フヘシ  
選舉人名簿ハ選舉期日前三日ヲ以テ確定ス  
確定名簿ハ第三條ノ處分アリタル場合ニ於テ府縣知事ノ指定ス  
ルモノヲ除クノ外其ノ確定シタル日ヨリ一年以内ニ於テ行フ選  
舉ニ之ヲ用ユ但シ名簿確定後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依  
リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ選舉ヲ終リタル有ニ於テ次ノ選舉  
後日以前日迄ニ之ヲ修正スヘシ  
選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ町長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示ス  
ヘシ  
選舉分會ヲ設ケルトキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ區別毎  
ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ確定名簿ニ登錄セラレタル者ハ選舉  
ニ參與スルコトヲ得但シ選舉人名簿ニ登錄セラルヘキ確定裁  
決書又ハ判決書ヲ所持シ選舉ノ當日選舉會場ニ到ル者ハ此ノ限  
リニ在ラス

前項但書ノ選舉人ハ等級ノ標準ナル直接町村稅又ハ直接國稅ニ  
依リ其ノ者ノ納額ニシテ名簿ニ登錄セラレタル一級選舉人中ノ  
最少額ヨリ多キトキハ一級ニ於テ其ノ他ハ二級ニ於テ選舉ヲ行  
フヘシ但シ直接町村稅又ハ直接國稅ヲ以テ等級ノ標準ト及サザ  
ル町村ニ於テハ選舉長ノ定ムル所ニ  
依リ確定名簿ニ登錄セラレタル者選舉權ヲ有セザルトキハ選舉  
ニ參與スルコトヲ得但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス  
第二項乃至第五項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決ア  
リタルニ依リ名簿無効ト爲リタルトキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ  
其ノ名簿ノ調製、縦覽、修正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日  
期限及期間ハ郡長ノ定ムル所ニ依リ名簿ノ喪失シタルトキハ亦  
同シ  
選舉人名簿調製後ニ於テ選舉期日ヲ變更スルコトアル其ノ名選  
名ヲ用キ縦覽、修正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日、期限及  
期間ハ前選舉期日ニ依リ之ヲ算定ス  
第十九條 町村長ハ選舉期日前少クトモ七日間選舉會場、投票  
ノ日時及各級ヨリ選舉スヘキ議員數ヲ告示スヘシ選舉分會ヲ設  
ケル場合ニ於テハ併セテ其ノ等級及區別ヲ告示スヘシ  
選舉分會ノ選舉ハ本會ト同日時ニ之ヲ行フヘシ天災事變等ニ依  
リ同日時ニ選舉ヲ行フコト能ハサルトキハ町村長ハ其ノ選舉ヲ  
終ラサル選舉會又ハ選舉分會ノミニ關シ更ニ選舉會場及投票ノ  
日時ヲ告示シ選舉ヲ行フヘシ  
選舉ヲ行フ順序ハ先ツ二級ノ選舉ヲ行ヒ次ニ一級ノ選舉ヲ行フ  
ヘシ天災事變等ニ依リ選舉ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキ  
ハ町村長ハ其ノ選舉ヲ終ラサル等級ノミニ關シ更ニ選舉會場及  
投票ノ日時ヲ告示シ選舉ヲ行フヘシ  
第二十條 町村長ハ選舉長ト爲リ選舉會ヲ閉閉シ其ノ取締ニ任  
ス  
選舉分會ハ町村長ノ指名シタル吏員選舉分會長ト爲リ之ヲ閉閉  
シ其ノ取締ニ任ス

町村長ハ選舉人中ヨリ二乃至四人ノ選舉立會人ヲ選舉スヘシ但シ選舉分會ヲ設ケザレトキハ各別ニ選舉立會人ヲ設ケヘシ選舉立會人ハ名譽職トス

第二十一條 本條は市制第二十四條と同一の規定で、選舉會場取締に關する規定である。

第二十二條 本條は市制第二十五條と同一に出た規定で、即ち選舉は無記名單記の法に依るべきこと、其他選舉時間、投票用紙、選舉分會の選舉等のことを定めたのである。

第二十三條 本條は市制第二十六條に該當するもので、増員選舉及び補欠選舉を同時に行ふ場合の規定である。

第二十四條 本條は市制第二十七條と同一の趣旨から出來た規定で、即ち町村の公民でなくとも、納税額の多い爲に選舉權を與へられた者、又法人は代人を出して選舉を行ふことを得せしむる者、並に代人たるには二十五歳以上の帝國臣民であることを要する等の選舉に關する事項を定めたのである。

第二十五條 本條は投票の無効である場合を規定したので、市制第二十八條と全く同旨である。

第二十六條 本條は選舉本會又は分會に於ける投票の拒否竝に投票の效力に關する規定で、市制第二十九條と全然同一の趣旨に出たのである。

町村長ハ選舉人中ヨリ二乃至四人ノ選舉立會人ヲ選舉スヘシ但シ選舉分會ヲ設ケザレトキハ各別ニ選舉立會人ヲ設ケヘシ選舉立會人ハ名譽職トス

從ハサルトキハ之ヲ選舉會場外ニ退出セシムヘシ

規定で、市制第二十九條と全然同一の趣旨に出たのである。

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲スコトヲ得但シ選舉長又ハ分會長會場ノ秩序ヲ紊亂スルナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第七條前二項但書ニ當ル者、第八條第二項ノ規定ニ依リ公民權停止中ノ者及第九條第二項ノ公民權停止ノ件ハ同條第三項ノ場合ニ當ル者ハ代人タルコトヲ得ス又一人ニシテ數人ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ投票ハ一人一票ニ限ル

第二十五條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

選舉人ハ選舉ノ日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ但シ確定名簿ニ登錄セラレタル毎級選舉人ノ數其ノ選舉人ヘキ議員數ノ三倍ヨリ少キ場合ニ於テハ逆名投票ノ法ヲ用ウヘシ

一、成規ノ用紙ヲ用ヘルサルモノ  
二、現ニ町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
三、一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
四、被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ  
五、被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ  
六、被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ露位職兼身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

投票用紙ハ町村長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長少クとも一定ノ選舉立會人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ本會ニ送致スヘシ

連名投票方法ヲ用キタル場合ニ於テは前項第一號及第六號ニ該當スルモノ並其ノ記載ノ人員選舉スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ前項第二號第四號及第五號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

第二十三條 増員選舉及補選選舉ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選舉ヲ合併シテ之ヲ行フ

第二十六條 投票ノ拒否及效力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スヘシ

第二十四條 第十二條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ選舉人ヲ有スル者ハ代人ヲ出シテ選舉ヲ行フコトヲ得但シ年齢二十五年以上ノ男子ニ非サル者、禁治產者及準禁治產者ハ必ス代人ヲ以テスヘシ代人ハ帝國臣民ニシテ年齢二十五年以上ノ男子ニ限ル

選舉分會ニ於ケル投票人拒否ハ其ノ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ分會長之ヲ決スヘシ

第二十七條 町村  
議員ノ選舉ハ有  
效投票ノ最多數ヲ  
得タル者ヲ以テ當  
選者トス但シ各人  
ニ於テ選舉スヘキ  
議員數ヲ以テ選舉  
人々簿ニ登錄セラ  
レタル各級ノ人員  
數ヲ除シテ得タル  
數ノ七分ノ一以上  
ノ得票アルコトヲ  
要ス

第二十七條 本條は町村會議員選舉の場合に如何なる者を當選者とすべきかの規定で市制第二十八條と同旨である。

第二十八條 本條は市制第三十一條と同様の規定で、選舉を終りた場合には選舉長又は分會長は選舉録を作り、尙ほ分會長は投票團と共に之を本會に送り、本會に於ては其選舉録は投票選舉人名簿其他の書類と共に選舉及び當選の效力の確定するまでは證據材料として保存すべきことを定めたのである。但し町村には選舉區を設ける必要がないと認められ、従つて之に關する規定は省かれてあることは前に述べた所である。

第二十八條 本條は市制第三十一條と同様の規定で、選舉を終りた場合には選舉長又は分會長は選舉録を作り、尙ほ分會長は投票團と共に之を本會に送り、本會に於ては其選舉録は投票選舉人名簿其他の書類と共に選舉及び當選の效力の確定するまでは證據材料として保存すべきことを定めたのである。但し町村には選舉區を設ける必要がないと認められ、従つて之に關する規定は省かれてあることは前に述べた所である。

第二十九條 本條は市制第二十二條と同旨の規定で、即ち當選人が定つた場合に對する町村長の職務並に當選人の爲すべき行爲に關するものである。

第二十九條 本條は市制第二十二條と同旨の規定で、即ち當選人が定つた場合に對する町村長の職務並に當選人の爲すべき行爲に關するものである。

第三十條 本條は町村會議員の當選を辭した者のある場合に町村長の爲すべき事柄を規定したもので、市制第三十三條に照應する。

第三十條 本條は町村會議員の當選を辭した者のある場合に町村長の爲すべき事柄を規定したもので、市制第三十三條に照應する。

第三十一條 本條は選舉終了後町村長の爲すべき手續を規定したもので、其趣旨は市制第二十四條に合するが、町村の直接監督官は郡長であるから、市長の府縣

第三十一條 本條は選舉終了後町村長の爲すべき手續を規定したもので、其趣旨は市制第二十四條に合するが、町村の直接監督官は郡長であるから、市長の府縣

知事に於ける關係は町村長に於ては郡長とされてあるの差異がある。

知事に於ける關係は町村長に於ては郡長とされてあるの差異がある。

第三十二條 本條は選舉の規定に違反した場合の處置に對する規定で、市制第三十五條と同旨である。

第三十二條 本條は選舉の規定に違反した場合の處置に對する規定で、市制第三十五條と同旨である。

第三十三條 本條は市制第三十六條と略ぼ同一の規定で、選舉及び當選の效力につき異議ある場合の手續に關するものであるが、只第三項に於て郡長に於て若し選舉又は當選の效力に異議のあるときは府縣知事の指揮を受け、選舉に關しては第三

第三十三條 本條は市制第三十六條と略ぼ同一の規定で、選舉及び當選の效力につき異議ある場合の手續に關するものであるが、只第三項に於て郡長に於て若し選舉又は當選の效力に異議のあるときは府縣知事の指揮を受け、選舉に關しては第三

條ノ規定ヲ準用ス

條ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 選舉ヲ終リタルトキハ町村長ハ直ニ選舉録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第三十一條 選舉ヲ終リタルトキハ町村長ハ直ニ選舉録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第二十九條 第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ、同條第三項若ハ第五項ノ立アリタルトキハ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第二十九條 第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ、同條第三項若ハ第五項ノ立アリタルトキハ又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第三十二條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生依ルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉人全部又ハ一部ヲ無効トス

第三十二條 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生依ルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉人全部又ハ一部ヲ無効トス

第三十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ方テハ町村長ハ七日以内ニ町村會議ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

第三十三條 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ方テハ町村長ハ七日以内ニ町村會議ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得  
 郡長ハ選舉又選當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ府縣知事ノ指揮ヲ受ケ常事ニ關シテハ第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ以テ選ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日一内ニ之ヲ處分スルコトヲ得  
 項前ノ處分アリタルトキハ同第事件ニ付爲シタル職ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス  
 第三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ

十一條第一項の選舉終了の報告を受けた日より、又當選に關しては同條第二項の當選の報告を受けた日より二十日以内に正當と信する所に從つて適當の處分を爲し、或は選舉又は當選の效力の全部又は一部を消滅せしむることが出来ることとされ、恰も市の選舉の場合に於ける市參事會の權限を郡長に與へられた點は市制と異なる。蓋し之れ市に比し町村の事件は概ね簡單であるから、便宜上合議制たる府縣參事會の手を煩はさず單に知事の指揮の下に監督官たる郡長に處分させたのである而かも其處置に不服であれば之を争ふ途は市と同様に開かれて居るから何等の不都合は生ぜぬ。

第三十四條 本條は市制第三十七條と全く同旨の規定で、異議の申立のあつた結果、當選若くは選舉が無効と確定した場合には町村長は前者に就ては次點者を當選者と定め、後者に就ては選舉が無効であるから更に有效なる選舉を行はしめることを定めたのである。

第三十五條 本條は市制第三十八條と同旨の規定で、即ち町村會議員にして初め眞に被選舉權があつたか又は之れありと誤解したか、若くは之れありと詐つたか

不服アル者ハ行政裁判所ニ付訴スルコトヲ得

第二項ノ決定及第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
 第二項第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
 員ハ選舉ニ關スル處分、決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アル君ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス  
 第三十四條 當選無効ト確定シタルトキハ町村長ハ直ニ第二十七條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ  
 選舉無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ  
 議員ノ數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十七條第一項但書ノ規定ヲ適用セズ  
 第三十五條 町村會議員ニシテ被選舉權ヲ有セサル者ハ其ノ職ヲ失フ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ヲ除クノ外其ノ被選舉權ノ有無ハ町村會之ヲ決定ス  
 町村長ハ町村會議員中選擧ヲ有セサル者アリト認ムルトキハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ  
 第一項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ付訴スルコトヲ得

して當選し、後に其資格の無いことが分つた場合に關するものである。  
 第三十六條 本條は府縣參事會の爲した決定及び裁決は府縣知事に於て、郡長の爲した處分は郡長に於て、又町村會の爲した決定は町村長に於て直に之を告示すべきことを規定されたので、市制第三十九條と全く同旨に出たのである。  
 第三十七條 本條は市制第四十條と同様、町村會議員選舉の際に於ける罰則を規定したもので、如何なる場合に如何なる罰を加ふべきかは市制の際に掲げた衆議院議員選舉法を一覽すれば明了である。

判所ニ出訴スルコトヲ得  
 第一項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
 第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
 第三十三條第八項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第一項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スヘシ  
 第三十六條 第十八條及第三十三條ノ場合ニ於テ府縣參事會ノ決定及裁決ハ府縣知事、郡長ノ處分ハ郡長、町村會ノ決定ハ町村長直ニ之ヲ告示スヘシ  
 第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用ス  
 前項ノ罰則中選舉人ニ關スル規定ハ第二十四條ノ代人ニ之ヲ準用ス

市町村制 町村制



**第三十八條 特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ町村ヲシテ町村會ヲ設ケス選舉權ヲ有スル町村公民ノ總會ヲ以テ之ニ代テシムルコトヲ得**

町村總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規定ヲ準用ス

**第三十九條 町村會ハ町村ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス**

**第四十條 町村會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ**

一、町村條例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二、町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ

**第三十八條** 本條は町村に特別なる規定で、即ち極めて小なる町村とか又は議員の招集が困難である等、特別の事情ある町村に於ては郡長は府縣知事の許可を得て其町村には町村會は設けず選舉權を有する町村公民を全部會合せしめ、其總會を以て町村會に代はることが出来ることとされたのである。而して町村總會に關しては總て町村會に關する規定に従つて萬事を取り行ふこととされてある。蓋し選舉の方法に依り一定数の議員をして市町村の事務を處理せしめるのは市町村全部のものをして之れに與からしめることを得た事情があるからであるが、本來ならば全員集つて全員の事を決するのが最も正しい方法である。併しながら本法に於ては一定の議員を選ぶことを本則として居るから、本條は其例外の規定として本來の正道を規定したのである。

**第二款 職務權限**

**本款も市制第二章第二款に相當する。**

**第三十九條** 本條は町村會に於ては町村の固有事務及び法令に依り町村會の權限に屬せしめられた事件を議決すべき職務のあることを定めたので、市制第四十

**第七十七條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス**

三、歳入出豫算ヲ定ムル事

四、決算報告ヲ認定スル事

五、法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村税、又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事

六、不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事

七、基本財産及積立金級等ノ設置管理及處分ニ關スル事

八、歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事

九、財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

十、町村吏員ノ身元保證ニ關スル事

十一、町村ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事

**第四十一條 町村會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權ニ屬スル選舉ヲ行**

一條と同旨である。

**第四十條** 本條は町村會の決議すべき事件の概目を掲げたので其内容は市制第四十二條の説明を参照すれば明瞭である。

**第四十一條** 本條は町村會の法律勅令に定められた權限に屬する選舉、即ち町村長、助役、收入役等を選挙すべきものであることを定めたので、市制第四十五條と同一精神である。

**第四十二條** 本條は町村會の書類及び計算書檢閲竝に町村長より報告を請求して事務の管理の宜しきを得て居るや否や議決の執行及び出納の事務が正當に行はれるや否やを檢査するの權竝に實地檢査の權を規定したので、其趣旨は市制第四十五條に符合する。

**第四十二條** 町村會ハ町村ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ町村長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

町村會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ町村長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項町村會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十三條 町村會ハ町村ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ町村長又ハ監督官廳ニ提出スルコトヲ得

第四十四條 町村會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

町會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ町村會成立セズ招集ニ應

ズ若ハ意見ヲ提出セズ又ハ町村會ヲ招集スルコト能

ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ候タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 町村會ハ町村長ヲ以テ議長トシ町村長故

障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ

第四十三條 本條は町村會の意見書提出に關する規定で、全く市制第四十六條と同一趣に出たのである。

第四十四條 本條は行政廳の諮問に對する町村會の意見答申の義務を規定したので、市制第四十七條と同一趣に出たものである。

第四十五條 本條は町村會に於ては町村長を以て其議長とし、町村長に故障があれば代理者即ち助役が議長となり、此等の者が皆故障のあるときは年長の職員を以て之に充て、議員皆同年であれば抽籤の方依ることとし、市制第四十八條の選舉の法に従はしめない。蓋し市に於ける市會、町村に於ける町村會は議決機關として市町村の意思を作り且つ執行機關たる市長町村長、以下の吏員を監督するの權を有するものとされてある以上は、市町村會に於ては市町村吏員をして之に干渉せしむるのは穩當でないから市會に於て議長及び副議長を議員中より選舉すべきものとしたのは正當であるけれども町村の如きは概して町村長及び助役は行政事務に最も通じて居るのが實際であるのみならず、町村長は町村の行政事務の執行機關として單獨に町村の事務を處理するものであるから、町村等に於て、町村議會と

テ代理ス町村長及其ノ代表者共ニ故障アルトキハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年長同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 町村長及其ノ委任又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者發言ヲ求ムルトキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但シ之方爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十七條 町村會ハ町村長之ヲ招集ス議員定數三分ノ一以上ノ請求アルトキハ町村長ハ之ヲ招集スヘシ

町村長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メ町村會ヲ招集スルコトヲ得招集及會議ノ事件ハ開會ノ日ヨリ少クモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但シ急遽ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

町村會開中急遽ヲ要スル事件アルトキハ町村長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得三日前迄ハ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同シ

町村會ハ町村長之ヲ開閉ス

相接觸して議決機關の行爲に參與するのは尤も良好の結果を得る所以であるから本條の規定を設けたのである。

第四十六條 本條は町村長及び其委任又は囑託を受けた者の町村會に出席し議事に加はり又は發言をなし得るの權を規定したので、市制第五十條と同一趣に出たのである。

第四十七條 本條は町村會招集に關する事項を定めたので、市制第五十一條と同一の精神に成つた規定である。

第四十七條 本條は町村會開會に要する議員の出席數を定めたので、市制第五十二條と同一趣に出た規定である。

第四十九條 本條は町村會の議事を議決する方法に就て規定したので、市制第五十三條と全く同一に定められたものである。

第四十八條 町村會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サンハ會議ヲ閉クコトヲ得但シ第五十條ノ除斥ノ爲半數ニ滿タサルトキ同一ノ事件ニ付招集再選ニ至ルモ仍チ半數ニ滿タサルトキ又ハ招集ニ應スルモ出席議員定數ヲ關キ議長ニ於テ出席ハ僅告シ仍半數ニ滿タサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五十條 及議長  
議員ハ自己又ハ父  
母、祖父母、妻、  
子孫、兄弟姉妹ノ  
一身上ニ關スル事  
件ニ付テハ其ノ議  
事ニ參與スルコト  
ヲ得ス但シ町村會  
ノ同意ヲ得タルト  
キハ會議ニ出席シ  
發言スルコトヲ得  
第五十一條 法律  
勅令ニ依リ町村會  
ニ於テ選舉ヲ行フ  
トキハ一人毎ニ無  
記名投票ヲ爲シ有  
效投票ノ過半數ヲ  
得タル者ヲ以テ當  
選者トス過半數ヲ  
得タル者ナキトキ  
ハ最多數ヲ得タル  
者二人ノ取リ之ニ  
就キ決選投票ヲ爲  
サシム其ノ二人ヲ  
取ルニ當リ同數者  
アルトキハ年長者  
ヲ取リ年同シキ

第五十條 本條は町村會の議長及び議員を除外した場合の規定で、市制第五十  
四條と同一趣會に出たのである。  
第五十一條 本條は町村會に於て町村吏員を選挙する方法を定めたので市制  
第五十五條が市會に於ける市吏員選挙の事を規定したのと同一精神に出たのであ  
る。

第五十二條 本條は町村會議の公開すべきものであること、並に其例外の場合の  
規定で、市制第五十六條の市會に於けると畧ぼ同一であるが、町村會に於ては(一)  
議長の見解により又は(二)議員二人以上の開議に基き、議會が可決すれば公開を禁  
止することゝされてある。蓋し議長は通常は町村長會又助役等、比較的智識の進  
歩した者が任せられべきものであるが、傍聴の許否は其者の判断に一任すれば誤  
りなきのみならず寧ろ至當の處置である又二人以上の發議に基くとし市會の場合よ  
り一人を減じたのは町村會は市會に比し、議員の數も少ないから、結局割合から  
云へば同 になるからである。  
第五十三條 本條は議長の會議總理の權限で、市制第五十七條の市會議長の場合

トキハ議長抽籤シ  
テ之ヲ定ム此ノ決  
選投票ニ於テハ多  
數ヲ得タル者ヲ以  
テ當選者トス同數  
ナルトキハ年長者  
ヲ取リ年同シキ  
トキハ議長抽籤シ  
テ之ヲ定ム  
前項ノ場合ニ於テ  
ハ第二十二條及條  
及第二十五條ノ規  
定ヲ準用シ投票ノ  
效力ニ關シ異議ア  
ルトキハ町村會之ヲ決定ス  
第一項ノ選舉ニ付テハ町村會ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選又ハ連  
名投票ノ法ヲ用ケルコトヲ得其ノ連名投票ノ法ヲ用ケル場合  
於テハ前二項ノ例ニ依ル  
第五十二條 町村會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在  
ラス  
一 議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁止シタルトキ  
二 議員二人以上ノ發議ニ依リ傍聴禁止ヲ可決シタルトキ  
前項議員ノ發議ハ討論ヲ須キス其ノ可否ヲ決スヘシ  
第五十三條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會  
議ヲ閉閉シ議長ノ秩序ヲ保持ス  
第五十四條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受ケヘカラス  
議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコ

と異ならぬ。  
第五十四條 本條は議員の本分を規定したので、市制第五十八條と同旨に出たの  
である。  
第五十五條 本條は議長の議場整理權を規定したので、市制第五十九條と同一趣  
に出たのである。  
第五十六條 本條は議長の傍聴人に對する制止權で、市制第六十條と同一の精神  
に出た規定である。

トチ得ス  
第五十五條 會議中本法又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他職務ノ秩序  
ヲ紊ス議員アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消サシメ  
命ニ從ハサルトキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場  
外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムル  
コトヲ得  
議場整理ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又  
ハ之ヲ閉スルコトヲ得  
第五十六條 傍聴人公然可否ヲ表シ又ハ喧嘩ニ涉リ其ノ他會議  
ノ妨害ヲ爲ストキハ議長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルトキハ之ヲ  
退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコト  
ヲ得  
傍聴席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聴人ヲ退場セシメ必要ア  
ル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條 町村會ニ書記ヲ置キ議長ニ隸屬シテ庶務ヲ處理セシム

書記ハ議長之ヲ任免ス

第五十八條 議長ハ書記ヲシテ會議録ヲ調製シ會議ノ顔未及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ

會議録ハ議長及議員二人以上之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ議員ハ町村會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第五十九條 町村會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設クヘシ  
會議規則ニハ本法及會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ町村會ノ議決ニ依リ三日以内出席ヲ

第五十七條 本條は町村會には議長に隸屬すべき書記を置く可きことを定めたので、市制第六十一條に照應する規定である。

第五十八條 本條は議長の會議録整理に關する任務で、市制第六十二條第一項第二項と同旨に出たのである。而して市制第六十二條第二項の規定の無いのは町村會に於ては町村長が原則として議長であるからだ。

第五十九條 本條は町村會に於ては會議會則及び傍聽人取締規則を適宜に定むるを得るの規定で、市制第六十三條と全然同旨に出來た規定である。

### 第三章 町村吏員

市制第三章には市參事會のことを規定されてある。而して市參事會は前に述べた通り一方には市會の議決を助け、一方には市長の執行を助けるのであるが、町村に於ては事件が簡單であるから、町村會に於て萬事を議決し、町村長に於て總ての事務を執行すれば足りるので、市參事會に相當する機關を設ける要はないから本章は市制第四章に相對應する規定である。

#### 第一款 組織、選舉及ビ任免

第六十條 本條は各町村に町村長及び助役一名宛を置くことを原則と定め、必要の場合には町村條例に依り、助役の數を増すことを得るとしたのである。其趣旨は市制第七十一條第一項第二項と同様である。其第三項の參與の規定を町村制に缺くのは、斯かる吏員は町村の簡單な事務を處理する上には必要がないと認められたからである。

第六十一條 本條は町村長及び助役は原則としては名譽職とし、例外として町村條例を以て有給とすることを得べき者を規定したのである。

抑も市長及び市助役は有給であるのに、町村長及び助役を名譽職としたのは、町村は市の様に事務が繁忙でなく、又市の様に手腕ある人物を要するのでないから、通常町村の公民中より適材を得られるからであるけれども大なる町村に於ては總ての事務の様子が、殆んど市に類するから、市と同じく専任の人材を得ねばならぬ。故に有給とする必要を生ずるのである、併し有給吏員を置くのは、町村の經費に影響するから、其場合には、豫め町村條例で之を定めて置かねばならぬ。

停止シ又ハ二回以下ノ過意金ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得

第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス  
町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得

第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス  
 第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス  
 助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村會ニテ定ム町村長職ニ在ラサルトキハ前項ノ例ニ依ル  
 名譽職町村長及名譽職助役ハ其ノ町村民中選舉權ヲ有スル者ニ限ル  
 有給町村長及有給助役ハ第七條第一項ノ規定ニ拘ラス在職ノ間其ノ町村ノ公民トス

第六十二條 本條は町村長及び助役の任期は之を四ヶ年とされたのである。蓋し通常、町村長は名譽職であるから、永きに過ぐるのは遺憾である。名譽職でないにしても同一職に同一人を餘り永く在職せしむれば、自然弊害を生じ易いから、四ヶ年に制限としたのであるが、尙ほ適材と認め在職を必要とすれば、再任せしむれば差支ない。(市制第七十三條第一項、第七十五條第一項)

第六十三條 本條は(一)町村長を選舉するには町村會に於て之を爲すべきこと、(二)助役を任ずるには町村長の推薦した人間を町村會に於て定むるを原則とし、町村長が缺けて居れば、町村會に於て選舉すべきものであること、(三)町村長及び助役の内名譽職を以て就任するものは、其町村民中、選舉權を有するものに限るが、有給町村長及び助役は其町村の公民に限らぬこと、(四)有給町村長及び有給助役は、第七條第一項の要件を備へて居らぬも、在職の間は其町村の公民とすべきこと等を定めて居るのである。

(市制第七十六條參照)

抑も町村長は、町村の公民中選舉權を有する者より之を選舉し、名譽職とし

て就任せしめるのは尤も町村自治體の本旨に適ふて居る所で、又助役は町村長を補助する任務を有する者であるから、町村長が自ら適任と認めて推薦するのを待つのが尤もの處置である、併し町村長の無い時は、町村會に於て選舉するより外はない、而して末項の有給町村長 有給助役は資格に關せず總て其町村の公民とするのは、市制第七十六條と同旨に出たのである。要するに本條は尤も適當の町村長、助役選任の法を定めたものである。

第六十四條 本條は町村長を選舉し又は助役を任じたときは、府縣知事の認可を受く可きものとす。若し知事が之を認可せぬときは、町村會又は町村長は、内務大臣に委細の事情を上申して認可を請ふことを得せしめたのである若し内務大臣も認可せねば、他者を選ばねばならぬことは勿論である。蓋しこれ前に屢々述べた通り、町村は一方に自治體であるも、一方には國の行政區劃の一部を爲すのであるから、吏員の適否を監督官廳に調査せしむる爲めの規定である。

有給町村長及び有給助役は三ヶ月前に申立てれば任意の退職を許すべきことは本條第三項に規定されてある。蓋し名譽職吏員は、其職に就くことが權利であると

第六十四條 町村長ヲ選舉シ又ハ助役ヲ定メ若ハ選舉シタルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ府縣知事ノ不認可ニ對シ町村長又ハ町村會ニ於テ不服アルトキハ内務大臣ニ具狀シテ認可ヲ請フコトヲ得  
 有給町村長及有給助役ハ三ヶ月前ニ申

立ツルトキハ任意退職スルコトヲ得  
 第六十五條 町村長及助役ハ第十五條第二項ニ掲ケタル職ト兼テアルコトヲ得ス又其ノ町村ニ對シ請負ヲ爲シ及同一ノ行爲ヲ爲ス者ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、重役及支配人タルコトヲ得ス  
 町村長ト父子兄弟タル縁故アル者ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス父子兄弟タル縁故アル者ハ時ニ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス第十五條第五項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 第六十六條 有給

同時に、義務であるから一定の條件が備はらねば辭職は許されぬのであるが、有給吏員に就ては、斯かる權利並に義務が全く無いから、自由任意に進退を決し得るの故に、言を俟たぬ。けれども突然其職を辭するのは事務上、故障を生ずるから、町村をして辭任後の準備を爲すをせしめる丈の時日、即ち三ヶ月前に其辭職の申立をせねばならぬことゝされたのは理由のある規定である。

第六十五條 本條は町村長及び助役は假令其名譽職である場合でも、他の有給の職務を兼ね又は町村に對し營利事業を爲し、又は營利會社の主要なる役員となることを許さぬこと、並に町村長と助役、又は助役間に近親關係の存することを許さぬ規定である、蓋し他の事業に従事すれば、自然町村の事には怠り勝ちとなるのみならず、町村に對し損害をも加ふる場合もないとも限らぬし、又近親の者が互に町村の要位を占めれば、町村の事務を專斷するの弊をも生ずるからである。要するに本條は市制第七十七條と同旨に出た規定である。

第六十六條 本條は有給町村長及び有給助役は郡長の許可を受けねば報酬ある業務に従事することを許さぬこと、並に如何なる場合にも會社の重役又は支配人其

町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非ケンハ他ノ賠償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス  
 有給町村長及有給助役ハ會社ノ重役又ハ支配人其ノ他ノ事務職員タルコトヲ得ス  
 第六十七條 町村ニ收入シ一人ヲ置ク但シ特別事情アル町村コト於テハ町村條例ヲ以テ副收入役一人ヲ置クコトヲ得  
 收入役及副收入役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス  
 收入役及副收入役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村會ニ於テ町村長ノ認可ヲ受ケヘシ前項ノ場合ニ於テ郡長ノ不認可ニ對シ町村長又ハ町村會ニ於テ不服アルトキハ府縣知事ニ具狀シテ認可ヲ請フコトヲ得  
 第六十三條 第四項ノ規定ハ收入役ニ第六十五條第一項及前條ノ規定ハ收入役及副收入役ニ之ヲ準用ス

他の事務員となることを許されぬことこの規定である。而して前條は主として名譽職に關するものであることは、本條に特に有給の文字が用いられてるので推知される、本條は市制第七十八條と同旨であるから同條を参照すれば詳細は明了となる。

第六十七條 本條は町村の收入役及び副收入役に關する規定で、市制第七十九條と同一の趣旨に出來たのである。但し末項に於て町村のみに關し一事項が附加せられてあるのに注意せねばならぬ。即ち小町村に於て事務が簡易であるとか、經費が乏しい等の特別の事情のある場合には、郡長の許可を得て町村長又は助役に收入役の事務を兼ねしめ、専任の收入役を置かぬことを許されてあることである。かくして事務に不都合がなく、而かも經費を節約することが出來れば極めて便宜である。けれども例外的規定であるから、一應監督官たる郡長の調査を経べきものとされてある。

町村長又ハ助役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ收入役又ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス收入役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得ス  
 特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ノ許可ヲ得テ町村長又ハ助役ヲシテ收入役ノ事務ヲ兼掌セシムコトヲ得

第六十八條 町村ハ職務便宜ノ爲メ區ヲ劃シ區長區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得  
區長及其ノ代理者ハ名譽職トシ町村會ニ於テ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス  
第六十九條 町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得  
委員ハ名譽職トシ町村會ニ於テ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス但シ委員長ハ町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル助役ヲ以テ之ニ充ツ  
常設委員ノ組織ニ關シテハ町村條例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十八條 本條は事務取扱上の便宜の爲に町村は其區域を幾箇かの區に分け各區に町村公民より選んだ所の名譽職の區長及び其代理者一名を置くことを許されぬ規定で、市制第八十二條第一項、第二項と同旨に出たものである。而して町村に於ける區長及び其代理者を總て名譽職としたのは、事務が簡單で、町村公民より適材を得らるべきものと認められたからである。

第六十九條 本條は町村に臨時又は常設の委員を置き、以て事務を補助せしむるの規定で、市制第八十三條に説明した所と同一趣旨に出たのであるから、説明を省く。

第七十條 本條は公民權を失ふに因て其擔任して居る吏員の職を失ふ場合の規定で、市制第八十四條と同一の精神から出たのである。

第七十一條 本條は町村には必要があれば尙ほ前數條に定めた以外の有給吏員を置くことに關する規定で、市制第八十五條に説明  
第二款 職務權限

第七十二條 本條は町村長の職務權限を規定したものであるが、市制第八十七

條の説明を見れば明かであるから茲に再説の勞を省く。

第七十三條 本條は町村長の吏員を指揮監督する權限を規定したので、市制第八十九條と同旨である。但し過怠金の最高額を五圓としたのは町村は市よりも總て事情が軽いものと認められたからである。

第七十四條 本條は町村會の議決が法律に違背し居り又は穩當を缺いて居る場合に對する規定であるが、市制第九十條に説明した所を一讀すれば明了であるから別に之れを繰り返さぬ。

第七十條 名譽職 町村長及名譽職助役其ノ他町村公民ニ限リテ擔任スヘキ職務ニ在ル吏員ニシテ町村公民權ヲ喪失シ若ハ停止セラレタルトキ又ハ第九條第三項ノ場合ニ當ルトキハ其ノ職ヲ失フ職ニ就キタルカ爲町村公民タル者ニシテ禁治産若ハ准禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ又ハ第九條第二項若ハ第三項ノ場合ニ當ルトキ亦同シ  
前項ノ職務ニ在ル者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ當ルヘキ罪ノ爲豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキハ監督官廳ハ其ノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間報酬又ハ給料ヲ支出スルコトヲ得ス  
第七十一條 前數條ニ定ムル者ノ外町村ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ町村長之ヲ任免ス  
前項吏員ノ定數ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム  
第七十二條 町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス  
町村長ノ擔任スル事務ハ概シテ左ノ如シ  
一 町村會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ其ノ議決ヲ執行スル事

二 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之ヲ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事  
三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事  
四 證書及公文書類ヲ保管スル事  
五 法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ヲ賦課徴収スル事  
六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職務ニ屬スル事  
第七十三條 町村長ハ町村吏員ヲ指揮監督シハ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ懲責及五圓以下ノ過怠金トス  
第七十四條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムルヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止ス

ヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ  
 ハ町村會ノ議決ヲ  
 改メサルトキハ町  
 村長ハ府縣參事會  
 ノ議決ヲ請フヘシ  
 但シ特別ノ事由ア  
 ルトキハ再議ニ付  
 セスシテ直ニ議決  
 ヲ請フコトヲ得  
 監督官廳ハ第一項  
 ノ議決又ハ選舉ヲ  
 取消スコトヲ得但  
 シ裁決ノ申請アリ  
 タルトキハ此ノ限  
 ニ在ラス  
 前項ノ規定ニ依ル  
 郡長ノ處分ニ不服  
 アル町村長又ハ町  
 村會ハ府縣參事會  
 ニ訴願スルコトヲ  
 得其ノ裁決、第二  
 項ノ裁決又ハ前項  
 ノ規定ニ依リ府縣  
 知事ノ處分ニ不服  
 アル町村長又ハ行  
 政裁判所ニ出訴ス

**第七十五條** 本條は町村會に於て議決を爲すことの出来なかつた場合の規定で  
 市制第九十一條の說明から其意義は推知し得られる。但し一言注意すべきは町村に  
 は先きにも述べた通り、市の市參事會に相當する機關を要せぬのであるから、市參  
 事會の爲すべきことに就ては、或は郡長に之を爲さしめ或は之を省略されてあるこ  
 とは條文を一見すれば明了である。

**第七十六條** 本條は町村會に於て議決若しくは決定すべき事件が、例へば地震と  
 か火事とかの災難を急に救はんとする如き臨時至急を要する場合に於て町村會が  
 成立せぬとか、又は町村會を招集するの暇もないと町村長に於て認めるときは  
 他に致し方がないのであるから、町村長は自己の意見を以て便宜に處分する  
 ことが出来ることを規定したのである。但し此場合には次の町村會に其事を報告  
 すべきものとし、處分に不服の者には通常の通り、訴願又は訴訟を起すことを許し  
 である。恰も市制第九十二條に於て市參事會に對する市長の専決權を認めてあると  
 同様である。而して前條と異なる點は、前條は感情の衝突、其他の理由からして如  
 何に待つても到底議決を得られぬ場合であるが、本條は期間を経れば議決を得るので



欠

MISSING

使用収益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ  
國ノ事業又ハ行爲

**第七七條** 本條は町村税の賦課に關する必要上より、税のこを取扱ふ關係吏員に臨檢、検査の權を與へた規定で、市制第二百二十七條の趣旨と更に異ならぬ。

及國有ノ土地家屋物件ニ對シテハ國ニ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス  
前四項ノ外町村税ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ別ニ法律勅令ノ定ムル所ニ依ル

**第七八條** 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得  
町村ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部分ニ於テ町村税ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ營造物ヨリ生スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充テヘキ前項ノ場合ニ於テ其ノ一部ノ收入アルトキ亦同シ

**第七九條** 數人又ハ町村ノ一部ヲ利スル財產ニ付テハ前三項ノ例ニ依ル  
規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

**第八〇條** 數人又ハ町村ノ一部ニ對シテ利益アル事件ニ關シテハ町村ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シテ賦課ヲ爲スコトヲ得

**第八一條** 夫役又ハ現品ハ直接町村税ヲ準率ト對シ直接町村税ヲ賦課セザル町村ニ於テハ直接國稅ヲ準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但第四百十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得夫役又ハ現品ハ金額ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テト之ヲ適用セス

**第八二條** 非常災害ノ爲必要アルトキハ町村ハ他人ノ土地一時ニ使用シ又ハ其ノ土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得但シ他ノ損失ヲ補償スヘシ  
前項ノ場合ニ於テ危險防止ノ爲必要アルトキハ町村長、警察官又ハ監督官廳ハ町村長ノ居住者ヲシテ防禦ニ從事セシムルコトヲ得

第一項但書ノ規定ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサル時ハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ府縣知事之ヲ決定ス決定ヲ受ケタル者ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スル事ヲ得前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ土地ノ一時使用ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ郡長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

**第八三條** 町村税ノ賦課ニ關スル場合ニ於テハ當該吏員ハ日出ヨリ日没迄ノ間營業者ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ當該吏員ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帶スヘシ

第百八條 町村長ハ納税者中特別ノ事情アル者ニ對シテ納税延期ヲ許スコトヲ得其ノ年度ヲ越セル場合ハ町村會ノ議決ヲ經ヘシ町村ハ特別ノ事情アル者ニ限リ町村稅ノ減免スルコトヲ得

第百九條 使用料ノ手續料及特別稅ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ其ノ條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

財產又ハ營造物ノ使用ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

第百八條 本條は町村長に納税延期又は納税減免許可を與へ得るの權限を認めたるので、市制第百二十八條と同旨に出たのである。

第百九條 本條は營造物の使用料特別事件の手續料、其他特別稅に關する事項は之を町村條例で規定すべきこと並に其條例には五圓以下の過料を科し得べきことの規定で、市制第百二十九條と全然同旨である。

第百十條 本條は町村稅の賦課及び町村有の財產又は營造物使用の權利に關し、町村の處置に不服がある者に與へた救済方法で、市制第百三十條と同旨である。

第百十一條 本條は町村稅、其他町村の收入の納入を怠る者に對する町村長の督促權を規定したもので、市制第百三十一條と同一手段に出たのであるから、同條の説明を參照すれば本條は明瞭する。

第百十二條 本條は町村債又は一時の借入金爲すことに關する規定で、是れ亦市制第百三十二條と同一趣旨に出たのである。

第二款 歲入出、豫算及ビ決算

町村に於ても亦市と同様、歲入を計り歲出を定めねばならぬから、本款の必要を

タル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第百十條 町村稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

財產又ハ營造物ヲ使用スル權利ニ關シ異議アル者ハ之ヲ町村長ニ申上ツルコトヲ得

前二項ノ異議ハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ使用料手續料及加入金ノ徵收並夫役現品ノ賦課ニ關シ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴訟又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第百十一條 町村稅、使用料、手續料、加入金、過料、過意金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定朝内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ

生じたのである。

金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手續料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵遲付及時放ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ノ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄在行ヲ停止ス

第百十二條 町村ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ、町村ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲メ又ハ天災事變ノ爲メ必要アル場合ニ限リ町村債ヲ起スコトヲ得

町村債ヲ起スニ付町村會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ

**第百十三條** 町村長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ運クトモ年度開始ノ月前ニ町村會ノ議決ヲ經ヘシ町村ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

**第百十四條** 町村長ハ併テ本務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

**第百十五條** 町村長ハ町村會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

**第百十六條** 町村長ハ町村會ノ議決ヲ經テ其ノ期間各年ノ支出額出テ定メ

**第百十三條** 本條は町村長の歳入歳入の豫算を調製すべき職務及び會計年度は、何月より何月に至るかを定めたので、市制第百三十三條と同旨である。

**第百十四條** 本條は町村長に與へられた、既定豫算の追加又は更正の權に關する規定で、市制第百三十四條と同旨である。

**第百十五條** 本條は町村の繼續費支出に關する規定で、市制第百三十五條の説明に依り明白である。

**第百十六條** 本條は町村の豫備費に關する規定で、市制第百三十六條と同旨である。

**第百十七條** 本條は豫算の議決を経たとき、之を直に監督官に報告し且つ要領を一般人民に知らしむべき旨の規定で、市制第百三十七條と同旨である。

**第百十八條** 本條は町村に於ても特別會計を設けることを許す旨の規定で、其意義并に理由は市制第百三十八條の説明に依り明瞭である。

**第百十九條** 本條は収入役の支出に關する權利及び義務を規定したもので、市制第百三十九條と同旨に出たのである。但し町村に於ては前に述べた通り、収入役の

事務を兼掌する町村長又は助役があるから、此等に對しては、収入役と同一に取扱ふべきことを本條末項に附加されてある。

**第百二十條** 本條は町村の他に支拂ふ可き義務のある金錢に對する時効の規定であるが、其意義及び理由は市制第百四十條の説明に依り明白である。

**第百二十一條** 本條は町村の出納検査に關する規定で、市制の第百四十一條と同趣旨に成つたのであ。

**第百二十二條** 本條は町村の決算手續に關するもので、市の決算に關する市制第百四十二條と全く同一の取扱ひを規定されてあるから再説を省く。

事務を兼掌する町村長又は助役があるから、此等に對しては、収入役と同一に取扱ふべきことを本條末項に附加されてある。

**第百二十條** 本條は町村の他に支拂ふ可き義務のある金錢に對する時効の規定であるが、其意義及び理由は市制第百四十條の説明に依り明白である。

**第百二十一條** 本條は町村の出納検査に關する規定で、市制の第百四十一條と同趣旨に成つたのであ。

**第百二十二條** 本條は町村の決算手續に關するもので、市の決算に關する市制第百四十二條と全く同一の取扱ひを規定されてあるから再説を省く。

検査ハ町村長之ヲ爲シ臨時検査ニハ町村會ニ於テ選舉シタル議員二人以上ノ立會ヲ要ス

**第百二十三條** 町村ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ閉鎖ス決算ハ提出スヘシ町村長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常議決ヲ議スル會議迄ニ之ヲ町村會ノ認定ニ付スヘシ

第六十七條第八項ノ場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル但シ町村長ニ於テ兼掌シタルトキハ直ニ町村會ノ認定ニ付スヘシ

決算ハ其ノ認定ニ關スル町村會ノ議決ト共ニ之ヲ郡長ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

決算ノ認定ニ關スル會議ニ於テハ町村長及助役ニ議長ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第百二十三條 豫算調製ノ式、費目流用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

第百二十三條 本條は豫算を調製する方式、費目を他に流用すること、其他財務に關し必要である事項は内務大臣の定むべきことを規定したので、市制第百四十三條と同一理由である。

### 第六章 町村の一部の事務

第百二十四條 町村ノ一部ニシテ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其ノ財産又ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中町村ノ財産又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

町村は元來數人又は數戸が合した小部落より成立したものであるから、其各部落には或は舊來からの財産を有することもあれば、或は特別の事業を營むものもある。而して之を保護するのは町村行政の發達上必要なことであるから本章を設けたのである。其觀念に於ては市制第七章と更に異ならぬ。

前項ノ財産又ハ營造物ニ關シ特ニ要スル費用ハ其ノ財産又ハ營造物ニ屬スル町村ノ一部ノ負擔トス

第百二十四條 本條は町村の一部が財産を有し、又は營造物を設けた場合に其管理、處分並に費用負擔に關する規定で、其趣旨は全く市制第百四十四條に説明した所と一である。

前二項ノ場合ニ於テハ町村ノ一部ハ其ノ會計ヲ分別スヘシ

第百二十五條 本條は町村の一部が財産を有し、又は營造物を設けた場合に必要があるを認めれば、郡長は町村會の意見を聴き、町村條例を設け其一部限りの區會

其ノ會計ヲ分別スヘシ

で、越旨は市制第百四十五條と同一である。

第百二十六條 區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數任命、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ町村條例中ニ之ヲ規定スヘシ區總會ノ組織ニ關スル事項ニ付亦同シ

第百二十六條 本條は前條の區會議員は町村の名譽職とすべきこと、並に其定數、任期、選舉權、被選舉權等に關する事項及び區總會の組織に關する事項は總て町村條例中に規定すべきものであること及び選舉の方法は町村會議員に關する規定に従ふべきこと等を規定したので、市制第百四十六條の説明を見れば自ら明了となる。

第百二十七條 區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數任命、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ町村條例中ニ之ヲ規定スヘシ區總會ノ組織ニ關スル事項ニ付亦同シ

第百二十七條 本條は前に述べた第百二十四條の場合、即ち郡長が町村の一部の所有する財産又は營造物に關して爲した處分が町村の一部の利益を害し又は法律に背いて居る様なきには其町村の一部は府縣知事に對し、訴願することを得せしめた規定で、市制第百四十七條と同旨であるが只町村のことであるから一般低い監督官の判斷を以て足れりとしたのである。

區會議員ノ選舉ニ付テハ町村會議ニ關スル規定ヲ準用ス但シ選舉人名簿又ハ選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決定及被選舉權ノ有無ノ決定ハ町村會ニ於テ之ヲ爲スヘシ

區會又ハ區總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規定ヲ準用ス第百二十七條 第百二十四條ノ場合ニ於テ町村ノ一部郡長ノ處分ニ不服アルトキハ府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

第二百二十八條 第百二十四條ノ一部ノ事務ニ關シテハ本法ニ規定スルモノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十九條 町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合内各町村ノ町村會又ハ町村吏員ノ職務ニ屬スル事項ナキ

第二百二十八條 本條は第百二十四條の町村の一部の事務に關しては本法に規定されてある以外のことには總て勅令を以て定むべきものと規定されたので、其理由は市制第百四十八條と同一である。

### 第七章 町村組合

町村組合の事務取扱上に便利であることは、市制第八條の市町村組合の所に述べたと同一である。只町村は多少、規模も小さく、事務も少ない結果、幾分規定に差異はある。

第二百二十九條 本條は町村組合の設立及び組合の性質に關するもので、組合の目的に(一)町村事務の一部を取扱はしむる爲めのものと、(二)其全部の事務を取扱はせる爲めのものとの二種がある。が、何れも其組合町村の協議に基き監督官たる府縣知事の許可を得て設立されるものである。而して第一の事務一部の處理を組合に委せた場合に於ても之れに依つて組合各町村の町村會又は町村吏員の職務が全く無くなることがあるが、第二の全部の事務を組合に處理させる場合には、固より町

ニ至リタルトキハ其ノ町村會又ハ町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス町村ハ特別ノ必要ナル場合ニ於テハ其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ全部ヲ共同處理スル爲町村組合ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合各町村ノ町村會及町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ前二項ノ町村組合ヲ設クルコトヲ得町村組合ハ法人トス

町村會又は町村吏員の仕事は無いことになるから、此何れの場合に於ても組合の成立と同時に必要でなくなつた町村會又は町村吏員は消滅する。(第一項、第二項)若し公益上に於て必要と認めれば、府縣知事は關係町村會の意見を聴き、府縣參事會の議決を経、尙ほ内務大臣の許可を受けた上で、或は一部或は全部の事務管理の爲に町村組合を設置することが出来る。(第三)要するに町村の事情に依り各別に吏員又は町村會を存するの必要なく、又町村が貧弱で其負擔にも堪へ得ぬ等の場合に此組合は尤も其効能を發揮するのである。而して此組合は町村に關する一切の權利義務を取扱ひ諸般の事務を行ふから法人として獨立の資格を與へられてある。(第四項)市制第百四十九條には事務全部を共同處理する爲めの組合を認めず、又市會市吏員の職務を消滅せしむる規定が無いのは、其事務繁忙、到底小町村の比較し得ぬ市の性質上當然の結果であるが、其他の點に關しては、市制も本制も大體同一であるから、參照すれば趣旨は一層明白となる。

第百三十條 本條は一旦成立した組合の町村制を増減し又は共同事務を變せんとする場合の規定である、即ち第一項は前條第一項の事務一部の共同處理の爲に出來

ニシテ其ノ組合町  
村ノ數ヲ増減シ又  
ハ共同事務ノ變更  
ヲ爲サムトスルト  
キハ關係町村ノ協  
議ニ依リ府縣知事  
ノ許可ヲ受クヘシ  
前條第二項ノ町村  
組合ニシテ其ノ組  
合町村ノ數ヲ減少  
セムトスルトキハ  
組合會ノ議決ニ依  
リ其ノ組合町村ノ  
數ヲ増加セムトス  
ルトキハ其ノ町村  
組合ト新ニ加ハラ  
ムトスル町村トノ  
協議ニ依リ府縣知  
事ノ許可ヲ受クヘ  
シ公益上必要アル  
場合ニ於テハ府縣  
知事ハ關係アル町  
村會又ハ組合會ノ  
意見ヲ徵收府縣參  
事會ノ議決ヲ經内  
務大臣ノ許可ヲ得  
シ組合町村ノ數ヲ

た組合に關するもので、此場合に若し其組合町村の數を増減し又は其共同に處理す  
べきものとされた事務の範圍を變更する必要を生じたときは設立の際と同様、關係  
町村の協議を経た上に府縣知事の許可を要するとし、第二項は事務全部を共同に處  
理する爲に設立された組合に關するもので、此場合には事務に就ては全部を共同に處  
するから變更の餘地が無いが、若し都合上其組合町村の數を減少せんとするなら  
ば組合會の議決に依り、又其數を増さんとするならば其組合と更に新に加はらんと  
する町村との協議を経る上、共に府縣知事の許可を受けて之を決すべきものとされ  
てある。(第二項)若し又公益上必要があるを認めらるれば、府縣知事は關係町村  
會又は組合會の意見を聞いた上、府縣參事會の議決を経、尙ほ内務大臣の許可を得  
て、右に述べた増減變更を爲すことが出来る。(第三項)本條も趣旨に於ては市制第  
百五十條と同一に出たのであるから彼此參照を要する。

**第三百三十一條** 本條は町村組合の規約作成、變更に關する規定で、市制第百五十  
一條と同一趣旨に出たのであるが、町村組合に於ては全部の事務を共同處理する場  
合であるから、此場合の規約變更は關係町村の協議の代りに組合會の議決を以て

増減シ又ハ一部事  
務ノ爲設クル組合  
ノ共同事務ノ變更  
ヲ爲スコトヲ得  
第百三十一條 町  
村組合ヲ設クルト  
キハ關係町村ノ協  
議ニ依リ府縣知事  
ノ許可ヲ受クヘシ  
組合規約ヲ變更セ  
ムトスルトキハ一  
部事務ノ爲ニ設ク  
ル組合ニ在リテハ  
關係組合ノ協議ニ  
依リ全部事務ノ爲  
ニ設クル組合ニ在  
リテハ府縣知事ノ  
許可ヲ受クヘシ  
公益上必要アル場  
合ニ於テハ府縣知  
事ハ關係アル組合  
會又ハ組合會ノ意  
見ヲ徵シ府縣參事  
會ノ議決ヲ經内務  
大臣ノ許可ヲ得テ  
ハ變更スル事ヲ得  
第百三十二條 組

すべきことを附加されてある。従つて公益に基き、知事の爲す變更の場合(第三項)  
にも組合會の意見を聴くべきことを加へられてある。蓋し此等の場合には組合會は  
關係町村を代表して居るからである。

**第三百三十二條** 本條は組合規約に定むべき事項を規定したので、第一項は全部事  
務の爲に設けた規約に關し、此れには組合の名稱、組合を組織する町村組合の共同  
事務(何を目的とするか)及び組合役場の位置を定むべきものとし、第二項は一部事  
務の爲に設けた組合の規約に關し、之れには右に述べたもの、外組合會の組織及び  
組合會議員の選舉のこと、組合吏員の組織選任並に組合費用の支辨方法を定むべき  
ものとされてある、蓋し前にも述べた通り、一部事務を處理する場合の町村組合は  
全く市町村組合と同一の性質のものであるから、其規約に定むべき事項も市制第百  
五十二條と同一である、故に別に説明する必要が無い。而して第一項の全部の事務  
を共同に處理する場合には其組合町村は相合して一箇の町村を形成したものと異な  
らぬから、單に名稱其他第一項に列記した事項のみを定めれば足りるので、其他は  
一般の町とか村とかは同様に扱ふのである。畢竟此場合には關係町村の議決機關

合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル町村、組合ノ共同事務及組合役場ノ位置ヲ定ムヘシ

一部事務ノ爲ニ設クル組合規約ニハ前項ノ外組合員ノ組織及組合員ノ選挙、組合吏員ノ組織及選任並組合費用ノ支辨方法ニ付規定ヲ設ケヘシ

第三百三十三條 町村組合ヲ解カトスルトキハ一部事務ノ爲ニ設クル組合ニ於テハ關係町村ノ協議ニ依リ全部事務ノ爲ニ設クル組合ニ於テハ組合ノ議決ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

公益上必要アル場

並に執行機關は消滅し、組合の機關が之に代つたのである。

**第三百三十三條** 本條は町村組合を解く場合の規定で、即ち一部事務の爲めの組合であれば、關係町村の協議及び府縣知事の許可、全部事務の爲めの組合であれば、組合會の議決及び府縣知事の許可を以て解散の要件とするのである。又若し公益上の必要があるとの理由で解散を命ぜられるにしても、右の通り町村會又は組合會、府縣參事會を経た上で内務大臣の許可を請はねばならぬこととされてある。本條も市制條百五十三條と根本の趣旨を同ふするから、對照の必要がある。

**第三百三十四條** 本條は第三百三十條第一項、第二項の町村組合の組合町村數を増減し、又は共同事務の範圍を變じた場合及び第三百三十三條第一項の組合解散の場合に於ける財産の處分は、關係町村又は之れと組合との協議又は組合會の議決に依り、府縣知事の許可を得て之を爲すべきものとす、又第三百三十條第三項及び第三百三十三條第二項の公益上の理由に基く組合の變更又は解散の場合の財産處分は、關係町村會又は組合會の意見を聽いた上、府縣參事會の議決を経、尙ほ内務大臣の許可を得て府縣知事が之を定むべきものとされてある。市制第五十四條と大本に於て同

旨に成つたのであるから對照を要する。

**第三百三十五條** 本條は前來諸條に於て知事の爲した處分に不服である町村又は町村組合は内務大臣に訴願するを得ること、其他組合費の分賦等につき異議を申立てることを得ること等に關する規定であるが、條文明白なるのみならず市制第五十五條と同旨に基くものであるから彼此參照すれば氷釋するから説明を省く。

**第三百三十六條** 本條は町村組合に關しては法令に別段の定めのある場合の外は總て町村に關する規定に従ふとの規定で、市制第五十六條と同一であるから別に説明の要がない。

合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル組合又ハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ解クコトヲ得

**第三百三十四條** 第三百三十條第一項第二項及前條第一項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

**第三百三十五條** 第三百二十九條第一項及第二項第三百三十條第一項及第二項第三百三十一條第一項及第二項第三百三十三條第一項並前條第一項ノ規定ニ依リ府縣知事ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ酷罰アリト認ムル町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三日以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

トヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ議決又ハ第四項ノ議決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定及議決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ議決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

**第三百三十六條** 町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外町村ニ關スル規定ヲ準用ス



### 第八章 町村の監督

町村は法人で自治の権能を有することは前に述べた所である。けれども其自治の畢竟の目的は國家の行政の目的を達するに外ならぬから、町村が國家の監督を受ける必要のあることは言ふまでもない、此點も全く市と同様である。

**第三百三十七條** 本條は市制第五十七條と全く同一趣旨に出來た規定であるが、町村は其直接監督官として郡長があるから、市より一般多く監督せらるゝのである、詳細は市政の説明を見よ。

**第三百三十八條** 本條は郡長の處分、府縣知事の裁決に不服ある場合の救済方法を規定したもので、市制第五十八條の説明を参照すれば明白となる。

**第三百三十九條** 本條は行政裁判所に出訴することを得る場合には、内務大臣に訴願することを許さぬ旨の規定で、市制第五十九條に其理由を説明してあるから、茲には反覆の勞を省く。

**第三百三十七條** 町村ハ第一次ニ於テ郡長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府縣知事ヲ監督シ第三次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス  
**第三百三十八條** 本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外町村ノ監督ニ關スル郡長ノ處分ニ不服アル町村ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

**第四百十條** 本條は異議の申立、訴願又は行政訴訟の提起に關する規定であるが、市制第六十條に説明してあるから説明を反覆するの必要がない。

**第四百十一條** 本條は監督官廳が町村を監督する方法に就て、規定したのであるが、市制第六十一條と全然同旨であるから再説はせぬ。

**第四百十二條** 本條は内務大臣の町村會を解散する權能並に此場合には三ヶ月以内に議員の選舉を行はねばならぬことの規定であるが、市制第六十二條は之れと同旨に出來て居るから對照すれば其理由明白となる。

**第三百三十九條** 本法中行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス  
**第四百十條** 異議ノ申立又ハ訴願ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
行政訴訟ノ提起ハ處分決定裁定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ  
異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴願法ノ規定ニ依ル  
異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得  
異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ  
異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

**第四百十一條** 監督官廳ハ町村ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ觀察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得  
監督官廳ハ町村ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ町村監督ニ關シテ爲シタル命令ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得  
**第四百十二條** 内務大臣町村ハ會ノ解散ヲ命スルコトヲ得  
町村會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ

**第四百三十三條 町**  
 村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ハ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ郡長ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルヲ得町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ郡長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス  
 前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ他ノ吏員ハ府縣知事ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
**第四百三十四條 町**

**第四百三十三條** 本條は郡長の豫算に必要費を追加するの権能並に郡長若しくは其代理者の必要事件を自ら執行するの権能を認め、尙ほ之に對する訴願訴訟を認めたる規定であるが、市制第六十三條と同旨であるから説明を省く。只一言すべきは町村の直接監督官は郡長であるから不服等に就ては自ら之を申立てる場所並に階段が異なることである。

**第四百三十四條** 本條は町村吏員に故隙ある場合に監督官廳の爲すべき代理者選任派遣に關する規定であるが、市制第六十四條と同旨であるから説明を反覆せぬ。

**第四百三十五條** 本條は内務大臣の許可を要すべき事件を掲げたのであるが、其内容並に理由は市制第六十五條と同じであるから説明は同條に譲る。

**第四百三十六條** 本條は内務、大藏大臣の許可を得べき事件を掲げたのであるが、市制第六十六條は之れと全く其内容を同一にする規定であるから、同條を見れば本條の解釋を知ることが出来る。

**第四百三十七條** 本條は直接監督官廳たる郡長の許可を受く可き事件を掲げたのである。而して市制第六十七條に於ても直接監督官廳たる府縣知事の許可を要する同一内容の事件を掲げてある。即ち兩者は全く同一意義、同一理由の下に制定されたのであるが、市と町村との差異より、必然の結果として監督官廳にも差異を及ぼしたのであるから、本條の説明は市制に譲る。

**第四百三十八條** 本條は監督官廳の申請に對する更正許可の権能を規定したので、市制第六十八條と同一趣旨に出たのである。

町長、助役、收入役又ハ副収入役ニ故隙アルトキハ監督官廳ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ掌シシコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ町村費ヲ以テ負擔セシムヘシ  
 臨時代理者ハ有給ノ町村吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム  
**第四百三十五條** 左ニ掲ケル事件ハ内務大臣ノ許可ヲ受ケヘシ  
 一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スル事  
 二 學藝美術又ハ歴史上貴重ナル物件ヲ處分シ又ハ之ニ大ナル變更ヲ加フル事  
**第四百三十六條** 左ニ掲ケル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケヘシ  
 一 町村債ヲ起シ或起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル事但シ第百三十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラス  
 二 特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スル事  
 三 間接國稅ノ附加稅ヲ賦課スル事  
 四 使用料手数料及加入金ヲ増額シ又ハ變更スル事  
**第四百三十七條** 左ニ掲ケル事件ハ郡長ノ認可ヲ受ケヘシ  
 一 基本財産ノ管理及處分ニ關スル事

二 特別基本財産及積立金等ノ管理及處分ニ關スル事  
 三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更又ハ廢止スル事  
 四 寄附又ハ補助ヲ爲ス事  
 五 不動産ノ管理及處分ニ關スル事  
 六 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スル事  
 七 第百二條第一項第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムル事  
 八 第百四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲ス事  
 九 第百五條ノ準率ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スル事但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スル事  
**第四百三十八條** 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ監督官廳ハ許可申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テハ正シテ許可ヲ與フルコトヲ得

第四百九十九條 監督官廳ノ許可ヲ要スル事件ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ノ職權ヲ下級監督官廳ニ委任シ又ハ輕易ナル事件ニ限り許可ヲ受ケシメサルコトヲ得

第五百十條 府縣知事又ハ郡長ハ町村長、助役、收入役、副收入役、區長代任者、委員其ノ他ノ町村吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ罰金、二十五圓以下ノ過意金及解職トス但シ町村長、助役、收入役及副收入役ニ對スル解職ハ懲戒審査會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ行フ懲戒審査會ハ内務

第四百九十九條 本條は出制第六十九條と全然同一の規定である。即ち監督官廳は各職權の範圍内に於て許可を要する事件に就ては、夫々許可を與ふべきものであるが勅令の定むる所に從ひ上級官廳の許可の職權を下級の監督官廳に委任し又は輕易の事件に就ては許可を要しないで取扱はしむることが出來るとされたのである。

第五百十條 本條は府縣知事又は郡長の町村長以下の吏員に對する懲戒權並に此等吏員の不服申立の方法を規定したので、市制第七十條と同一趣旨に出たのであるから、別に説明の要を見ぬ。

第五百十一條 本條は町村吏員の服務規律、賠償責任、身元保證及び事務引繼ぎに關する規定で、市制第七十一條と全然同旨である。

### 第九章 雜則

第五百十二條 本條は一介の事件が數郡に跨る場合には府縣知事に於て關係郡長の上申する事情を聴き、其事件を管理すべき適當の郡長を定むるのであるが、若

大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽職參事會員ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トシ其事故障アルトキハ其ノ代理者會長ノ職務ヲ行フ

第五百十三條 本條は前同様管轄指定の規定であるが、只事件が府縣知事又は府縣參事會に屬するものであるの差異である。本條は市制第七十三條と同旨である。

大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽職參事會員ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トシ其事故障アルトキハ其ノ代理者會長ノ職務ヲ行フ

務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム前項ノ命令ニハ事務引繼ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設ケルコトヲ得

第五百五十四條 第十一條ノ人口ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル  
 第五百五十五條 本法ニ於ケル直接税及間接税ノ種類ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム  
 第五百五十六條 町村又ハ町村組合ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ町村ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第五百五十七條 本法ハ北海道沖繩縣其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス  
 前項ノ地域ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ本法ニ代ハルヘキ制ヲ定ムル事ヲ得

第五百五十四條 本條は第十一條の人口即ち町村會議員の定員の基礎となるべき人口は内務大臣に於て正確の數を調べて之を定むべきものとされたので、市制第七十四條と同一である。  
 第五百五十五條 本條は本町村制に於て或は直接税と云ひ或は間接税と云ふことがあるが、其種類は内務、大藏各大臣の定むべきものであることを規定されたので即ち市制第七十五條に應ずるのである。  
 第五百五十六條 本條は町村又は町村組合の廢置、分合又は境界變更の有つた場合に於て、町村の事務に就き生じた必要事項は、本法に規定するものの外は勅令を以て定むべきものとされたので、市制第七十六條と同一である。  
 第五百五十七條 本條は此町村制は北海道、沖繩縣、其他勅令を以て指定する島嶼には之を行はずして此等の地方には前に勅令を以て定められた相當の制度を行ふことゝされたのである。蓋し町村制は自治制であるから、能く其趣意を解し又能く其事務を取扱ひ得る町村でなくては、之を施行することは出来ぬから本條の規定を要するのである。

### 附 則

第五百五十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第五百五十九條 本法施行ノ際現ニ本村會議員、區會議員又ハ全部事務ノ爲ニ設ケル町村組合會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ  
 第六十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス但シ復権ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス  
 舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス  
 第六十一條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五百五十八條 本條は本町村制施行の期日は勅令を以て定むべきことを規定したので、市制第七十八條と同一である。  
 第五百五十九條 本條は従來からの町村吏員は本法實施に依り如何なる影響を受くべきかを規定したので、即ち舊法の最近定期、改選期まで其職を繼續し其時に於て失職するものとせられたのは、市制第七十九條と同一に出たのである。  
 第六十條 本條は舊刑法の刑名と現行刑法の刑名とは互に異なり、而かも本法に於ては現行刑法の刑名を用ひたから、新舊兩刑法の刑名の比照を定めて置かねばならぬ。即ち本條は之を規定したので、市制第八十條と全く同一趣旨に出たのである。  
 第六十一條 本條は本町村制を施行するに際し必要である附屬規定は別に命令を以て適宜に之を定むべきものとされたので、市制第八十一條と同様の趣旨に出た規定である。

町  
村  
制  
終

刑

法

町  
村  
制  
終

法典叢書 第一卷

二二二

刑法

緒言

凡そ法なるものは吾人の爲すべきこと、又は爲してはならぬことを定めたるもので、吾人が世に立ちて他人と共同して生活することを容易且つ安穩にする爲めの道具である。

共同生活を容易、安穩にする爲めの方法には種々ある。或は忠を説き、或は孝を勸め、或は農を興し、商を盛にする等、救済するに迫がない。就中悪を除き凶を矯めるの必要なる事は云ふ迄もない。悪人凶者が多くて世の安寧を求めるのは、病氣が身體に在つて健康を希ふと同様で、到底望むべからざる事である。

刑法なるものは實に此除惡矯凶を目的として制定された法である。換言すれば刑法とは國家が刑罰なる威嚇を制裁として世間一般の者の利益を保護する爲めに作られた法律を云ふのである。更に詳言すれば或行爲を以て公共安寧に害あるものと認め、之を犯した場合には一定の不

利益を蒙らすことを定めたものである。而して此不利益を蒙むべき行為を犯罪と云ひ、其不利益を刑罰と云ふのである。然らば如何なる行為を以て共同の生活に害あるもの即ち犯罪とするか、又は如何なる不利益を之に加ふべきかは、時勢の進歩、文明の程度に依つて異なる。例へば古は磔刑を以て最大の刑とされたが、現今ではかゝる刑は却つて人道に反し、人心を猛惡にするものとして採用せられぬ様になつた。又古に於ては通常の盜賊を死刑に處した時代もあつた。

これ其破廉耻を惡むの武士道の精神から出たのであるが、今日の觀念では之を殘酷の甚だしきものとして採用せぬのである。又古は屍體などは山河に捨て、顧みなかつたのであるが、今日ではかゝることは不都合であるとして、刑法上罰せられるのである。要するに其時代に依つて取締の方法の異なることは、恰も醫師が治療投藥の方法が時代に依り又病人に依り變遷するのと同理である。

吾人がこれより説明せんとするのは、現今の社會の平和を維持するに要するものとして設けられてある刑法に就てである。吾人は讀者が之に依り内、自分を警め、外、廣く他を戒め以て社會の平和、國運の進歩を計るの一助とせられんことを希ふのである。

區々たる字句に拘泥し、網を逃れ法を脱せんことを考ふるが如きは、法の本意に反することは勿論、國民の義務にも違背するものと云ふべきである。

## 第一編 總則

現行刑法は明治十五年に制定實施せられた舊刑法を改正したもので、明治四十一年十月一日から實施せられたものである。全體を分けて二編とされてある。其第一編を總則と云ひ、第二編を各論と云ふ。

總則とは刑罰の全體に共通する原則を定めたもので、各論とは個々の犯罪となるべき事柄及び之に科すべき刑罰を定めたものである。例へば人を殺したものは死刑に處すとか人を傷けた者は懲役に處すとか云ふことは各論に規定してあるが、總則に依れば如何なる場合でも満十四歳以下の者は罪を犯す能力の無い者とされてあり、又正當の業務に依つて爲した行為は罰せられぬこととなつて居るから、殺人でも、傷害でも、皆其年齢の如何、權限の如何等を調査せねば、犯罪が成立するか何うかは決せられぬのである。



### 第一章 法 例

法例とは通則と云ふのと同じで、刑法の適用に關する一般の實例を定めたものである。此中には刑法の人に對する效力、場所に對する效力、時に關する效力が規定されてある。

**第一條** 本條は場合に關する刑法の效力を定めたもので、第一項に於ては凡そ我帝國内に於て罪を犯した者があれば、其内國人である場合は勿論、外國人であつても容赦なく我刑法に従つて處罰することとされたのである。

抑も現今の文明繁榮の世の中に於ては、我國內に我國人のみが住居滞在するものではなく、外國人も甚だ多く來住して居る。されば外國人の犯した罪だと云ふて之を處罰することが出來ぬならば、國家の取締は到底著くものではない。だから我領土内では其人種國籍の如何を問はず總て我刑法を以て其犯罪を處罰することとされたのである。かく土地を標準とする主義を屬地主義と云ふので、之れは屬地主義と相對して刑法上の二大主義とされてある。然らば屬地主義とは何う云ふ主義かと云

第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス  
帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ

ふに、犯人の屬する國籍を標準として其者の犯罪に對しては何處までも本國の刑罰を以て律しようとするのである。所が而して一國の法律の效力が他國までも及ぶとするのは、其他國の國權を侵す嫌ひがあり、國際法上不穩當である許りでなく如何に自國民とは云へ他國に通竄した者までも追及するのは制法の必要を越すのであるから、原則としては各國共皆屬地主義に従ひ、只例外として自國に影響の及ぶ場合のみに屬地主義を採ることとなつて居る。但し例外として外國の元首・大使・公使等に對しては、國際法上の理由からして、我刑法に従はせることは出來ない。

第二項には公海たるを外國領海たるを問はず、苟くも我國外に在る我國の船舶内に於て犯罪のあつた場合を規定したのであるが、此場合にも同じく内外人共我刑法に従ふことと定められてある。

蓋し何國の附屬でもなき公海に於て我國法の行はれるのは言を俟たぬが、外國領地に於ても亦我國刑法に従はせることとしたのは、我國の安寧を維持する上から必要と認められたからである。昔は船舶を以て一國の浮べる領土と看做されて居つたが、現今では此主義は認められぬこととなつた。但し軍艦は決して他國の支配を受くべ

第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一、第七十三條乃至第七十六條ノ罪

二、第七十七條乃至第七十九條ノ罪

三、第八十一條乃至第八十九條ノ罪

四、第四百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪

五、第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條ノ罪

六、第六十二條

さものでなく、全く我國の領土の一部とすべきであるから、通常船舶と異なり、第一項の規定からして艦内の犯罪には我刑法が適用されることとなるのである。

**第二條** 本條は我國の領土以外に於て生じた罪に就ても亦刑法に從はしめる場合を規定したので、即ち罪の種類に依つては外國で犯した罪でも我國の安寧を危くし、秩序を紊亂するものであるから自衛上かゝる罪を犯した者は内國人は勿論、外國人とても我刑法に從つて處罰することとされたのである。故に我刑法は純然たる屬地主義のみではなく、學者の所謂保護主義に從がつたのである。保護主義とは屬地主義を基本とし、必要に應じて其例外を定めたものである。固よりかゝる犯罪が生じたからと云ふて直ちに我國權を以て外國に踏み入り、外國の國權を無視して犯人を逮捕することは出来ぬから、犯人が我國に來る時又は犯罪人引渡條約等に依つて其國より引渡を受けた時でなくては實際刑罰に處することは出来ぬ。

我刑法に於て處罰する必要があると認められた外國犯罪は左の七種である。

一、刑法第七十三條乃至第七十六條の罪。これは皇室に對する罪であるから假令外國に於て其罪を犯すも固より嚴重に取締らねばならぬ。殊に我國體の様な國

及ヒ第六十三條ノ罪

七、第六十四條乃至第六十六條ノ罪及ヒ第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項ノ未遂罪

に對しては却つて外國の方が犯罪を計畫するに便宜が少くないとも限られぬ。此事に就ては各條下に於て詳細に述べることとする。

二、第七十七條乃至第七十九條の罪。これは内亂に關する罪で前同様の理由に依り其必要がある。

三、第八十一條乃至第八十九條の罪。これは外患に關する罪で、例へば外國に通謀して帝國に對し戰爭を開かせるとか、又は敵國に與みして帝國に抗敵するの類であるから、前同様處罰の必要がある。

四、第四百四十八條の罪及ヒ其未遂罪。これは貨幣の偽造に關する罪で、かゝる犯罪があれば我國の經濟界が攪き亂され延いては一國の浮沈にも影響するから嚴罰の必要がある。

五、第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條の罪。

六、第六十二條及ヒ第六十三條の罪。

七、第六十四條乃至第六十六條の罪及ヒ第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項の未遂罪。此等も偽造變造の通貨を行使し、又は



六條第二項ノ罪  
帝國外ニ於テ帝國  
臣民ニ對シテ前項ノ  
罪ヲ犯シタル外國  
人ニ付キ亦同シ

第四條 本法ハ帝  
國外ニ於テ左ニ記  
載シタル罪ヲ犯シ  
タル帝國ノ公務員  
ニ之ヲ適用ス  
一、第百一條ノ罪  
及ヒ其未遂罪  
二、第百五十六條  
ノ罪  
三、第百九十三  
條、第百九十五  
條第二項、第百  
九十七條ノ罪及  
ヒ第百九十五條  
第二項ノ罪ヲ犯  
シ因テ人ヲ死傷  
ニ致シタル罪

要がある。

第三條第二項に於ては帝國臣民に對し以上の罪を犯した外國人も同じく處罰することを定めてある。蓋し此等のことは外國人間にのみ行はれたのならば敢て之を問ふ必要はないが、事苟くも我國人に關係がある以上は之を罰せねば我國の平和が破られるからである。

第四條 本條は官吏・公吏・議員・委員等、所謂公務員と云ふ特別の身分を有する者が、帝國外に於て左の犯罪を爲したるときには刑法に従つて罰せられることとされ  
てある。

一、第百一條の罪及び其未遂罪。

二、第百五十六條の罪。

三、第百九十三條、第百九十五條第二項、第百九十七條の罪及び第百九十五條第二項の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪。

以上は或は罪人を看守する者又は護送する者が其拘禁されて居る者を逃走させたとか、或は被拘禁者に對し亂暴をしたとか、其他公務員が文書を偽造したとか、賄

賂を取つたとか云ふ罪であるが、苟くも身、公務員でありながら斯かる不都合をするときは嚴重に取締らねばならぬから本條の規定が出来たのである。

第五條 本條には犯人が既に外國に於て裁判を受けた場合でも、前諸條の規定に依り我國で更に罰することが出来ることを定められてある。古來一事不再理と云ふ原則がある。即ち同一の事件は二度裁判することが出来ぬこととされてある。けれども之れは同一主權の下に於てのみ云ふことの出来る原則で、外國の裁判に對しては我國は必要があれば更に裁判を爲し直すことが出来ねばならぬ。故に本條には特に此事を掲げたのである。併し其犯人が既に其事件に就て或る刑を言渡され、而かも其一部又は全部の苦役を勤め終つた様な事情があれば、我國では事實を取調べ裁判をして刑は定めるが、之を監獄に入れて實際苦役に服させる必要が無いことがあるし、或は入監させんとしても幾分其期間を減ずるのが相當の場合もあるから、本條但書に於ては此等の刑の免除又は減輕の判斷を裁判官に一任し、苛酷にならぬ様にしてある。

第五條 外國ニ於  
テ確定裁判ヲ受ケ  
タル者ト雖モ同一  
行爲ニ付キ更ニ處  
罰スルコトヲ妨ケ  
ス但犯人既ニ外國  
ニ於テ言渡サレタ  
ル刑ノ全部又ハ一  
部ノ執行ヲ受ケタ  
ルトキハ刑ノ執行  
ヲ減輕又ハ免除ス  
ルコトヲ得

第六條 犯罪後ノ

第六條 本條は刑法の時に關する效力を定めたもので、即ち罪を犯し其裁判の確